

## **(資料) 配布資料集**

(1) 5月15日 北海道 今金町

2023年度日本財団助成事業

成年後見制度利用促進法における  
中核機関の役割と実務研修 in 今金町

## 『権利擁護支援の基本と中核機関の役割』

第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて

全国権利擁護支援ネットワーク 副代表  
一般社団法人萩長門成年後見センター 理事長  
一般社団法人萩長門成年後見支援センター理事  
萩・山口法律事務所 弁護士（山口県弁護士会）

山口正之

2023年5月15日（月）

# 自己紹介

- 1972年（昭和47年）4月 大阪府東大阪市で生まれる
- 1996年（平成8年）3月 東京大学法学部私法コース 卒業
- 2003年（平成15年）11月 司法試験2次試験 合格
- 2004年（平成16年）4月 司法研修所 入所
- 2005年（平成17年）10月 弁護士登録（山口県弁護士会）
- 2007年（平成19年）10月 萩・山口法律事務所 開設
- 2011年（平成23年）12月 伊藤孝司社会福祉士とともに  
一般社団法人 萩長門成年後見支援センター“てとて”  
一般社団法人 萩長門成年後見センター を設立
- 山口県弁護士会 高齢者・障害者権利擁護センター委員会 委員長
- 中国地方弁護士会連合会 高齢者・障害者の権利に関する委員会 委員長
- 日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター委員会 委員
- 全国権利擁護支援ネットワーク 副代表

# 成年後見制度利用促進基本計画（第一期）

## 成年後見制度利用促進基本計画のポイント

・成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定

### 基本計画の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ② 自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視

### 基本計画の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加  
を図る権利擁護支援の推進～

令和4年3月25日閣議決定

# 地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の  
ネットワーク

障害者支援の  
ネットワーク

権利擁護支援の  
地域連携ネットワーク

子ども支援の  
ネットワーク

地域社会の見守り等の  
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の  
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

# 第二期成年後見制度利用促進基本計画

## 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

### 『地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進』

○ 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。（p 3）

○ 第二期基本計画では、**地域共生社会の実現という目的**に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「**権利擁護支援**」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。（p 4）



## 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方 (1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進 (P 3～)

第一期計画では、地域連携ネットワークの構築を施策の目標の一つとして掲げた一方で、その中核的な概念である権利擁護支援については必ずしも明確に定義してはいなかった。そこで、第二期計画ではこれを明確にした上で取組を進めていくことが重要である。権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送る<sup>7</sup>という目的を実現するための支援活動であると定義することができる。中でも権利擁護支援の重要な手段である成年後見制度の特長を鑑みると、基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる。

(※7 障害者権利条約第19条を参照したもの。同条は、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」と規定している。)

## 第二期計画における「権利擁護支援」の考え方

○地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心にした支援・活動の共通基盤

○『（左手）意思決定支援等による権利行使の支援

（右手）権利侵害からの回復支援

Ex：虐待対応や財産上の不当取引への対応など

を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動 』

○中でも、成年後見制度は権利擁護支援の重要な手段である

## 第二期計画における成年後見制度利用促進 の考え方

成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならぬ。(p 3)

⇒利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。

## ★第一期基本計画★ 「中核機関」について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(以下の4つの機能)を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進(受任者調整(マッチング)、担い手の育成・活動の促進)、④後見人支援

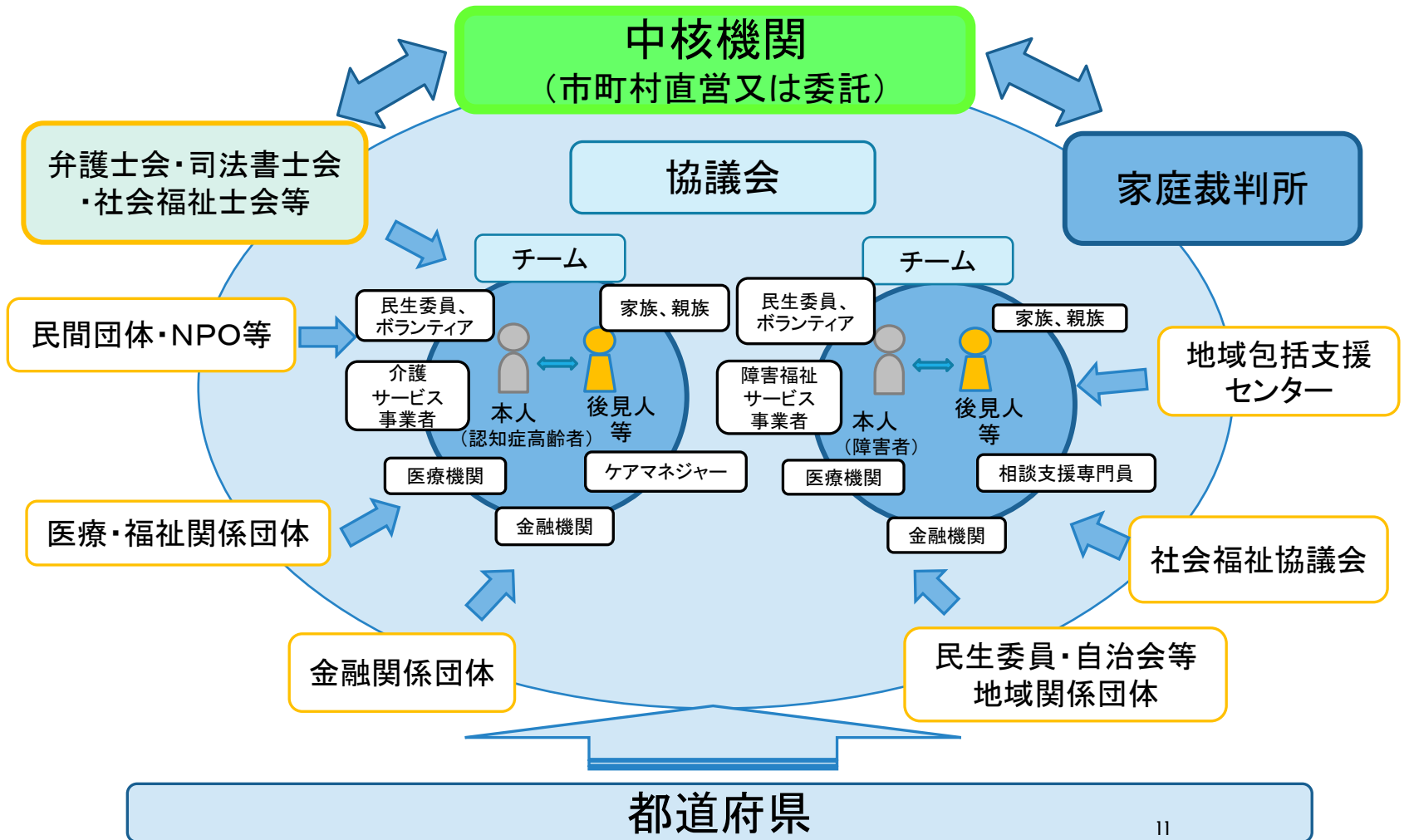
- 協議会の事務局

### 中核機関 (市町村直営又は委託)

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。(いわゆるハコモノ新設ではない。)
- ◎ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務  
「小さく生んで大きく育てる」という考え方。「広報」「相談」が優先すべき機能。

# 中核機関と地域連携ネットワークについて

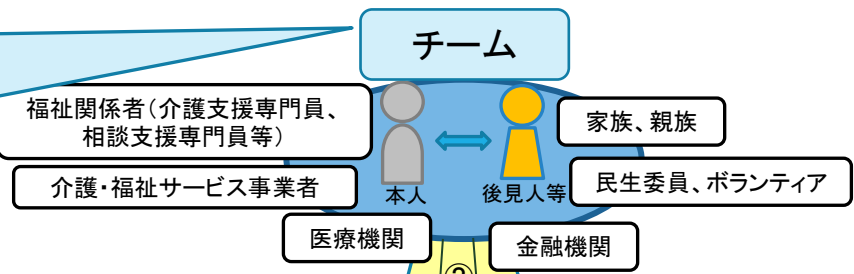
- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。



# 権利擁護支援の 地域連携ネットワーク

成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み  
 ※中核機関が全体構想の設計・実現の「司令塔」の役割を担う

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームになって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制



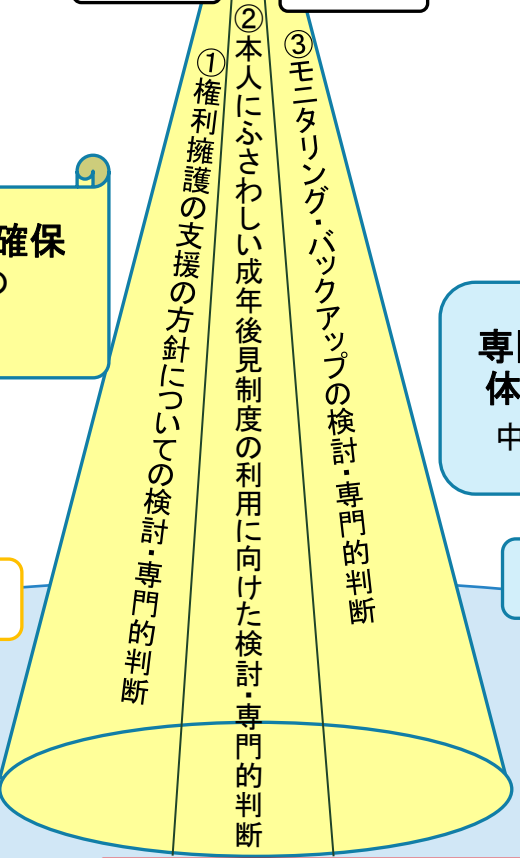
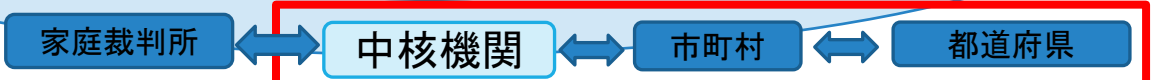
専門職による専門的助言等の支援の確保  
 中核機関が①～③の3つの検討・判断の  
**進行管理**の役割を担う

専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会  
 中核機関が**事務局**の役割を担う

## 協議会

- 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等
- 民間団体・NPO等
- 医療・福祉関係団体
- 金融機関

- 地域包括支援センター
- 社会福祉協議会
- 民生委員・自治体等  
地域関係団体



- 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- 地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- 地域において「3つの検討・専門的判断（上記①～③）」を担保する「進行管理機能」

成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.15を参考に、成年後見制度利用促進室作成

## 中核機関の役割（第二期基本計画）

『第二期成年後見制度利用促進基本計画  
～尊厳のある本人らしい生活の継続と、地域社会への参加を図る  
権利擁護支援の推進～』（P 24）

○中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを  
行う役割
- ・専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者の  
コー ディネートを行う役割（協議会の運営等）

○中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村 からの委託などにより行う。

**（１）権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方**  
**－尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－**

**① 地域連携ネットワークの必要性と趣旨**

**ア 地域連携ネットワークの必要性**

- ・ 権利擁護支援を必要としている人は、判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。そして、こうした状況は、全国どの地域においても必ず起こり得ることである。
- ・ 本人らしい生活を継続するためには、地域社会がこうした状況に気づき、意思決定の支援や、必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用につなげることが重要である。虐待や消費者被害などが生じている状況では、行政の関与、法的な支援や成年後見制度の利用につなげることも必要になる。
- ・ また、権利擁護支援を必要としている人の中には、身寄りがない、または身寄りに頼ることができない状態や、地域社会とのつながりが希薄であるなど、孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。このことから、権利擁護支援を必要としている人に対し、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援を充実することも重要である。
- ・ 以上のことから、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。



# 【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、**権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能**がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	<p><b>①「権利擁護の相談支援」機能</b></p> <p>○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明</li> <li>成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査</li> <li>成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ</li> </ul>	<p><b>①「制度利用の案内」の機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）</li> </ul>
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	<p><b>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</b></p> <p>○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討</li> <li>適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む）</li> <li>権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）</li> </ul>	<p><b>②「適切な選任形態の判断」の機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任</li> </ul>
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	<p><b>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</b></p> <p>○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認）</li> </ul> <p><b>&lt;チームによる支援の開始後、必要に応じて&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>後見人等やチーム関係者などからの相談対応</li> <li>チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）</li> </ul>	<p><b>③「適切な後見事務の確保」の機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言</li> <li>必要に応じた指導や指示、監督処分</li> <li>権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し</li> </ul>

# 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

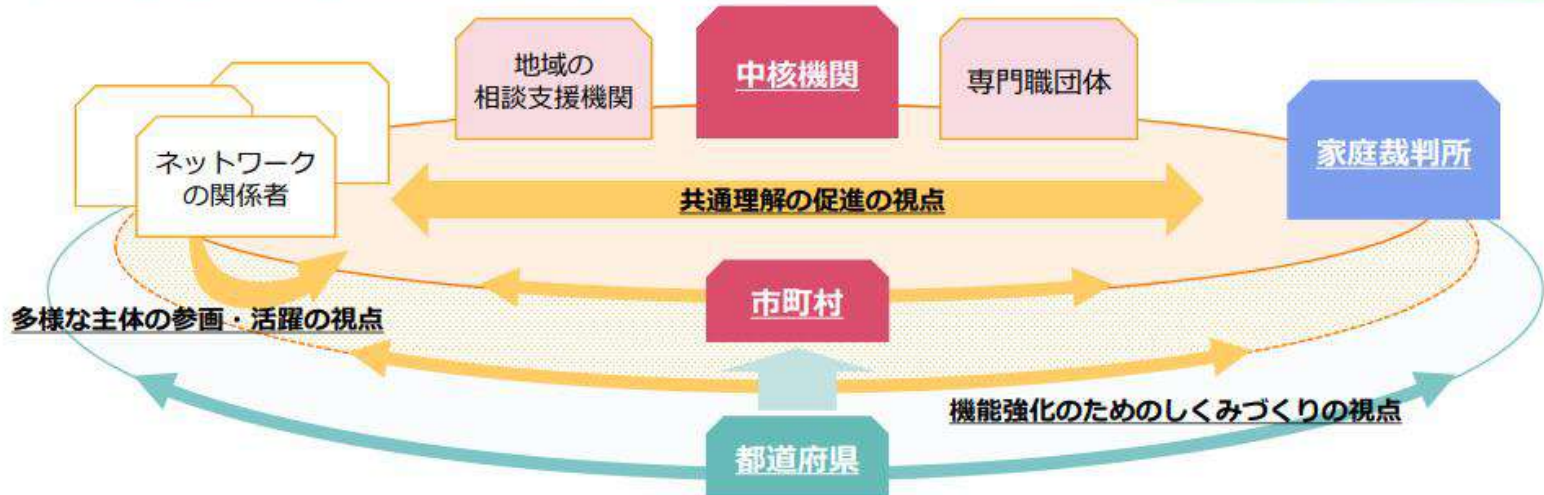
## ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。

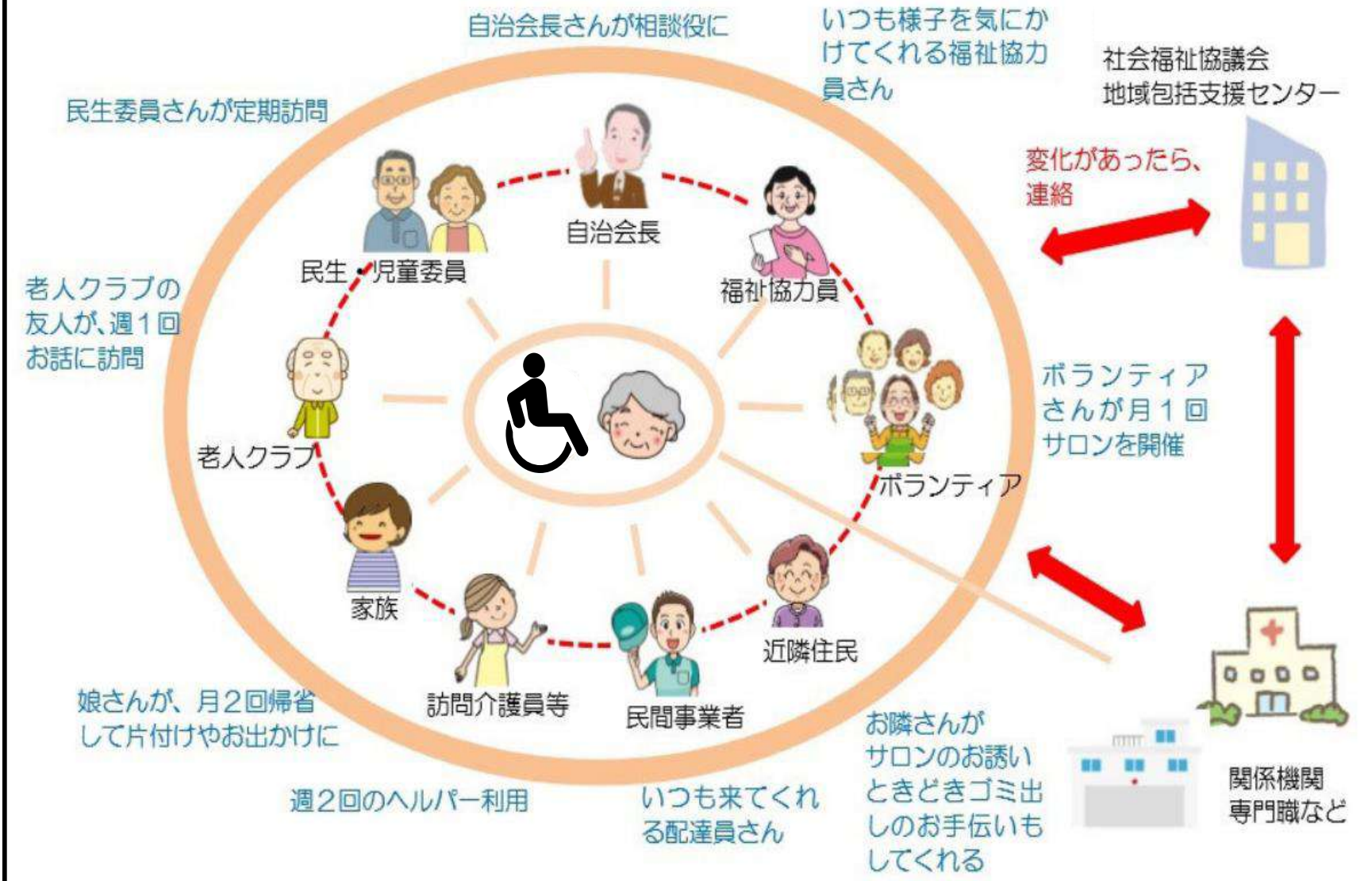


**福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能**  
 ①権利擁護の相談支援、②権利擁護支援チームの形成支援、③権利擁護支援チームの自立支援

**家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能**



# 例えばこんな♥見守りネットワーク



# 「権利擁護支援」と「権利擁護支援」

権利擁護とは・・・

なんらかの事情によって自分の思いや考えを、他の人に伝えることができず（あるいは伝え方が弱い）、その結果、日常の社会生活において不利な立場に置かれている人たち（場合によっては動物の生命・生活や自然環境の改善）を支援する活動 【佐藤彰一先生】

→代弁活動（本人に代わってモノを言うことを含めて、本人以外の方が本人について主張すること）



本人が言いにくいのであれば、言いやすいような環境を整える、本人の意向をとことん追求する（本人のことは、やはり本人が一番の理解者）



「意思決定支援」が権利擁護の中心に位置づけられる

（『権利擁護がわかる意思決定支援 法と福祉の協働』 ミネルヴァ書房）

## 「権利擁護」と「権利擁護支援」

権利擁護は、セルフアドボカシーを意味すると位置づけ、セルフアドボカシーが困難な人を支援することを「権利擁護支援」と呼んでいる。

（『権利擁護がわかる意思決定支援 法と福祉の協働』 ミネルヴァ書房）

※セルフアドボカシー・・・自分の暮らしに関わるすべての決定を本人がコントロールできることであり、生活上の困難が生じた場合に当事者から自らの利益や欲求、意思を主張して改善すること

後半に続く・・・（後半は、意思決定支援のお話です）

## 地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の  
ネットワーク

障害者支援の  
ネットワーク

権利擁護支援の  
地域連携ネットワーク

子ども支援の  
ネットワーク

地域社会の見守り等の  
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の  
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

（本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方）

意思決定支援

権利侵害の回復支援

# 意思決定支援論の整理（佐藤彰一）

- ◆ 「この人は判断能力が不十分であるので、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人のことについて判断しなければならない」

**能力不存在推定**

# 意思決定支援論の整理（佐藤彰一）

- ◆ 「どんなに重い認知症の人であっても、重い障害のある人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」

## 能力存在推定

これまでは、原則、「ない」と「推測」していた（能力不存在推定）



これからは、原則、「ある」と推測する方向へ転換（能力存在推定）

「パラダイムの転換」



# パラダイム転換と代行決定（佐藤彰一）

1. 意思決定支援が問題になる局面は、ご本人にとって重要で、加えて、まわりにも影響を与える問題についての決定
2. ある人に、そのことについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない
3. 他人（支援者）にできることは、「ある」か「ない」か、いずれかを「推測」しているだけである
4. これまでは、「ない」と「推測」することが多かった（能力不存在推定）
5. これからは「ある」と推測する方向へ変わった（能力存在推定）

## パラダイム転換と代行決定（佐藤彰一）

6. しかし、「ある」としても、その真意を確認する能力が支援者なければ、結局、それに従えないし、支援もできない
7. つまり、意思決定支援ができない場合とは、支援者側に本人の意思を確認できない場合であり（あるいは、本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合）、それは本人の能力とは関係がない。支援者側の能力の問題である
8. だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけない
9. 要するに、代行決定は、本人に能力がないから行う者ではない。支援者に能力がないから行うものである

# 「意思決定支援」とは

(意思決定支援とは)

Supported Decision-Making 支援を受けて意思決定すること

(意思決定支援の実践)

①本人が意思決定の主体

※決める必要がないことを強制して決めさせようとするしない

②支援を行う前提としての環境整備

③支援チームの編成（本人も支援チームのメンバー）

④適切な情報等の提供が必要

→チームで情報を共有し、共同して考える（チームによる支援）

# 「意思決定支援」とは（チームによる支援）

完全に中立で客観的はありえない

※混ぜるな危険

- ・他者の意思に関わる以上、どうしても支援者の価値観やこれまでの成育歴等が投影される
- ・支援者が本人に提供する情報や見通し、選択肢等にも、支援者の価値観や成育歴等が投影される
- ・道徳的な問題や、身体生命への危険、あるいは経済的な問題などへの勘案が典型例

⇒他人の意思決定に関与するということは、避けがたく自分の価値観や成育歴等が投影される（混ぜる）

⇒「1対1」の関係性で意思決定支援をすることは避けるべき

## 「意思決定支援」とは（話合いの進め方）

- ・ 参加者全員が今回話し合うテーマを共有する  
※本人にも話合いのテーマ（みんなで集まる理由）を説明
- ・ 必要に応じて、支援者間で把握している情報を事前に交換・共有する
- ・ 本人の表面的な言動にとらわれすぎないように注意
- ・ 事実確認を丁寧に行う（本人の言動から真意を探求する）
- ・ 初めから結論ありきではなく、また、支援者側の都合の良い方針に誘導しないようお互いにけん制し合う関わりが重要

## 「意思決定支援」とは（話し合い後のチェック）

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきの、既存のサービスを当てはめるだけの検討に終わっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

『意思決定支援実践ハンドブック』日本社会福祉士会編 民事法研究会（2019）

## 事例で考える意思決定支援（Tさんの場合）

- ・ Tさん50代の男性、療育手帳B、障害支援区分1、
- ・ 母親と同居していたが、1年前に母親が死去、今は自宅で一人暮らし
- ・ 自分の意思を言葉で伝えることはできるが、難しい話は理解ができずに、話を聞こうとしない。意に沿わないことを強く言われたり、自分に理解できないことを何度も言われたりすると、興奮して大声を出してしまうことがある
- ・ 就労継続支援B型の事業所に通うが、そこでは落ち着いている
- ・ 社協の日常生活自立支援事業を利用しており、日常の金銭管理は支援を受けながらある程度可能であるが、大きなお金の管理は難しい
- ・ 遠方に住む弟は、「自分は他県に住んでおり、兄の面倒は見られない。グループホームで面倒を見てくれないか」といっている

## 事例で考える意思決定支援（Tさんの場合）

- ・収入は年金収入が月に66,000円に加えて、事業所での収入が25,000円ほどある。貯蓄が800万円ほどあり、自宅も本人名義の持ち家
- ・家の掃除や簡単な料理なども母親から教えられており、現在は、ヘルパーを利用する等して、一人での生活のスタイルを作りつつある
- ・ところが、Tさんから事業所のスタッフに「ある人にお金を払えと言われている」と相談があった。
- ・話を聞くと、散歩の途中で昔の知人に出会い、久しぶりだからとスナックにお酒を飲みに行った。そのお店では同年代の女性が話を聞いてくれて、とても楽しかった。また来てほしいと誘われてからたびたび行くようになり、近頃はその女性から電話がかかってくるようになった。誘われると嬉しくて、頻繁に行くようになり、最初は月1万円程度であったが、多い時は7万円ほど出費



⇒ 本人と支援の関係者らとで集まり、Tさんのお金の使い方に関して話を実施することに・・・

(就労継続支援B型事業所のスタッフ、ヘルパー) スナックはいろいろな客が集まるので、Tさんを騙そうとする人も出てくるのではないかと。Tさんの状況はスナックの店員さんやお客さんなども伝わっていて、みな知っているでしょうから、あまり出入りをしない方が良いでしょう。そのことも少しTさんに話してみます。

(社協の日常生活自立支援事業の支援員) Tさんの行動がこれからエスカレートして、どんどんお金を使うようになると、社協で日常生活自立支援事業を利用する意味がなくなってしまいます。しかし、支払いに付き添った際に、スナックの女性に「これ以上誘わないでほしい」と話をすると、女性から、「営業妨害で訴えてやる」とすごい勢いで言われてしまいました。本人は行きたい言っているし、どうしたらいいか、正直、分からなくなってきました。お店は特に悪い噂がある訳ではないが、最近、やはりお客が減っているようです。

(民生委員) まったく気づきませんでした。これまでのTさんの生活の様子からは予想もしませんでした。お酒を飲みに行きスナックに行くことは悪いことだとは思わなくても、回数が多くなっているようで心配です。お店の女性から電話もかかってくるようで、Tさんはうまいようにお金を使わされているのではないのでしょうか。

## 事例で考える意思決定支援（支援の限界点を探る）

- ・ Tさん本人は、お金を使わされてという意識は全くない様子
- ・ スナックに行ってお酒を飲み、楽しかったからお金を払った
- ・ 自分が楽しいから行きたいと思っているのに、どうして周りからそのことについていろいろと言われるのか分からない
- ・ お金がかかることは分かっており、生活費が少なくなつて困るという感じはあるが、電話がかかってきて誘われるとまた行ってしまふ

### ○本人の意思と支援者らの意見が対立する状況

※本人の意思決定能力が低減している場合、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生ずる可能性が高い場合には、本人のした意思決定にしたがわないという状況も生じる

⇒ 果たして、意思決定能力が低減しているのか？

⇒ 果たして、本当に本人に対するリスクが回避できないか？

## 事例で考える意思決定支援（本人のニーズを見立てる）

### ○本人の意思と支援者らの意見が対立する状況

⇒何ら本人の意思（思い・真意）を吟味することなく、本人の言葉どおりの内容を実現していくことが意思決定支援というわけではない

⇒本人が意思決定を行うために必要な情報を理解し、記憶し、比較検討し、表現できるように、十分な意思決定支援が行われているかを吟味

### ○仮説・見立て

⇒どんな気持ちからの行動・発言なのか

⇒どんな生活を送りたいのか、どんな生活を送ったら楽しいのか

### ○本人の本当のニーズ

⇒一見賢明とは思われない決定にも何らかのきっかけや原因があるはずである。丁寧に話を聞くことによって本人の本当のニーズにたどり着くことができれば、本人自身が納得して、異なる決定を行うこともあると考えられる。

## 事例で考える意思決定支援（再び、支援の限界点を探る）

### 【意思決定支援にかかる具体的なアイデアや取組み】

- ・ 被害・事故にあわないように、それぞれの支援者が緩やかな見守りと声掛けを行い、情報共有と専門職との繋がりをつくる
- ・ 本人の意思を頭ごなしに否定するのではなく、本人が納得して選択できるような情報提供を、タイムリーに行う（可能性を広げる視点を支援者が持つ）
- ・ 新たな支援者がいないか、地域でかつて関わりのあった人をリストアップして支援の輪の中に参加してもらう

⇒ スナックに通うことを見守っていくなか、本人が別の趣味を見つけ、徐々にスナックに通わなくなっていた・・・

(就労継続支援B型事業所のスタッフ、ヘルパー) 私たちがご本人の暮らしを一番型にはめてしまおうとしていたのかなと感じます。ご本人に良かれと思って、規則正しい生活を求めたり、そんなことダメだなどと強く出たりしていました。ですが、話を重ねていくうちに、**ご本人さんの力や地域の力、支援者の視点の多様性を感じることができ**、結果として、今、ご本人さんが地域で生き生きと暮らしていることを日々の支援の中で実感しています。**チームで支援することで、色々なアイデアや意見が出てきたことや、民生委員さん、自治会長さん、近所の方など地域の支援の輪が更に広がっていったことが良かった**です。私たちもありがたかったです。

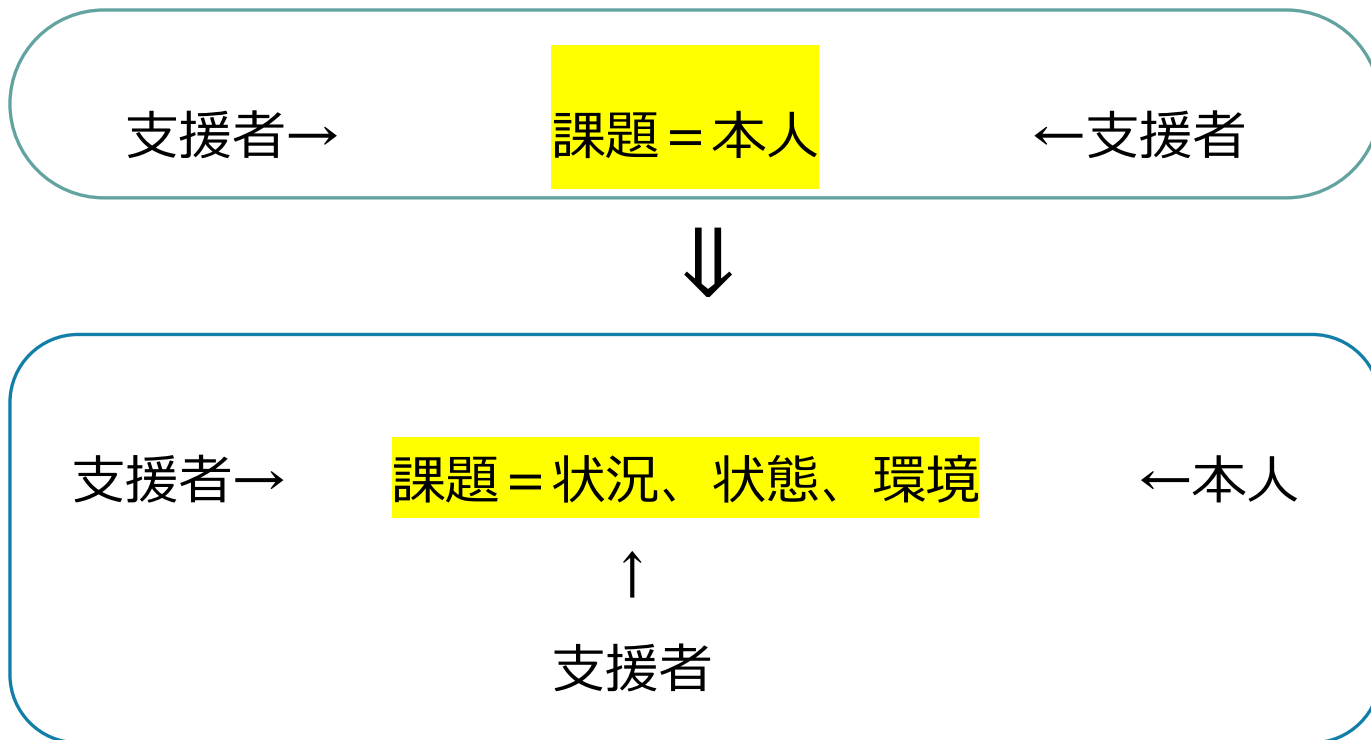
(社協の日自事業の支援員) お金を管理している立場上、どうしてもお金の使い方については注文をつけてしまいがちになりますが、今回のことで、ご本人さんからは**生活の豊かさについても考えさせられました**。私たちが賢明でない判断をしてしまうことが当然にあるわけですから、**自分が正しいと思っている価値観を一方的に押し付けてはいけないことを強く感じました**。

(民生委員) 結果として、事故や事件からご本人さんを守ることができ、地域で生き生きと暮らしている姿を見るのは嬉しい限りです。関係者の視点がそれぞれ違っていたけれど、協議をして、**皆が納得をして、同じ方向で支援ができたこの経験から、私も多くのことを学びました**。

# 支援者に求められる役割

## ※支援において求められるアプローチ

○本人を支援の「客体」からいったん外す



# 対人支援において今後求められるアプローチ

## 支援の“両輪”と考えられるアプローチ



### 具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

### つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

### 共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

## 伴走型支援

○一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援

(※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

○「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

## 地域住民の気かけ合う関係性

○一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。

○地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気かけ合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。





# 障害者権利条約19条の「自立」とは？

19条の「自立」(independently) = 自己決定

★着がえや食事、仕事、経済的な自立など1人でなんでもできることではありません。

★自分がどこで誰とどのように生きていくのか、必要な支援を受けながら自分で自分のことを決めることです。

- 「自立」とは、周りにつがなる力をつけること！自分のしたいこと、お願いを伝える力をつけること。頼りになるところを増やすこと！そして自分で決めること。

(DPI日本会議 議長補佐 崔 栄繁 氏)

## 「意思決定支援」とは（ここがポイント）

- ・ 「何のために」集まるのか？

⇒話合いの目的を共有：本人の話を聞くことが話合いの最大の目的  
本人が安心して話ができるようにチームで支援することを確認

※みんなで決めるためではなく、本人の意向を確認するため集まる

- ・ 「何故」多くの関係者が集まるのか？

⇒本人の意向を確認するため

⇒連携会議の意味：社会の環境と個人の思いが不整合→その調整

※社会参加の支援は、ひとりではできない。⇒相互支援

相互支援の究極の姿は、「地域づくり」です

# おわりに

## 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する

・意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、**意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことになる。**(p11)

・本人のエンパワメントとして、本人が自らの意思を他人に尊重されたという経験を得て、日ごろから自尊心や達成感が満たされる。

・本人の意思決定は、後見人等を含めた支援関係者の関与のあり方から大きな影響を受け、**支援関係者自身も本人とのやり取りから影響を受け、本人のみならず支援者自身の変化も促される。**

・地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を旨とするもの。

# 地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

高齢者支援の  
ネットワーク

障害者支援の  
ネットワーク

権利擁護支援の  
地域連携ネットワーク

子ども支援の  
ネットワーク

地域社会の見守り等の  
緩やかなネットワーク

生活困窮者支援の  
ネットワーク

自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

(本人を中心にした支援・活動の共通基盤となる考え方)

意思決定支援

権利侵害の回復支援

ご清聴ありがとうございました

# 全国権利擁護支援ネットワーク

成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修

## 権利擁護支援の取り組み 死後事務に関する対応

日時：2023年 5月 15日(月曜日) 13:00から14:50

会場 今金町総合福祉施設としべつ

全国権利擁護支援ネットワーク 北海道ブロック運営委員  
一般社団法人 ジャスミン権利擁護センター代表理事  
水戸由子 (社会福祉士)

# 自己紹介

一般社団法人 ジャスミン権利擁護センター  
水戸由子 (社会福祉士)

## 【プロフィール】

病院の医療ソーシャルワーカー  
在宅介護支援センター  
地域包括支援センターなども勤務



## 【現在の仕事は】

- ジャスミン権利擁護センター代表理事  
法人後見業務 成年後見人受任
- 全国権利擁護支援ネットワーク理事 (北海道ブロック運営委員)
- 北海道社会福祉士協議会  
成年後見制度利用推進バックアップセンター運営委員

【国家資格】 社会福祉士・介護福祉士

# 成年後見人の業務終了時

- ・被後見人の死亡
- ・被後見人が病気から回復して
- ・判断能力を取り戻す
- ・後見人の辞任
- ・後見人の解任

# 被後見人の死亡時におこなう 後見人の実務





# 未払い金の精算など

- 未精算の入院費などの支払い
- 未精算の施設費用などの支払い
- 未精算のその他の新聞代など
- 後見人への報酬

# 行政への対応として

- 死亡届 （家族がいれば家族対応）
- 後期高齢者医療保険課の死亡の連絡
- 国民健康保険課へ死亡の連絡
- 介護保険課への死亡の連絡

# 裁判所へおこなう事務

## ■後見事務終了報告書

＜添付するもの＞

最終的な財産目録（死亡時）

通帳のコピーなど根拠になる資料など

## ■後見報酬付与の申立

前回報酬付与された日から死亡日まで

# 法務局へおこなう事務

## ■閉鎖の登記



閉鎖登記事項証明書

保佐

保佐開始の裁判  
【裁判所】札幌家庭裁判所  
【事件の表示】平成23年(家)第[ ]号  
【裁判の確定日】平成23年6月28日  
【登記年月日】平成23年6月30日  
【登記番号】第[ ]号

被保佐人  
【氏名】[ ]  
【生年月日】昭和[ ]年[ ]月[ ]日  
【住所】北海道[ ]  
【本籍】北海道[ ]

保佐人  
【氏名】[ ]  
【住所】北海道[ ]  
【選任の裁判確定日】平成23年6月28日  
【登記年月日】平成23年6月30日  
【代理権付与の裁判確定日】平成23年6月28日  
【代理権の範囲】別紙目録記載のとおり  
【登記年月日】平成23年6月30日

【被保佐人の死亡による終了日】令和[ ]年[ ]月[ ]日  
【登記年月日】令和[ ]年10月6日 (閉鎖)

【証明書番号】[ ] (1 / 3)

# 相続人への対応

## ■被後見人よりお預かりしていた関係書類等

例 預金通帳

不動産に関する書類

貴金属

生命保険証券 等

## ■引渡す際の注意点

- ①受け取った、受け取っていないなどのトラブル防止の為受渡書など交わす
- ②預金通帳は凍結してから引き渡す
- ③現金の取り扱い

## ■相続財産の引き渡し先

(1)遺言のある場合

遺言執行者など

(2)遺言のない場合

法定相続人

※相続人が複数いる場合はだれに引き渡すか。

(3)法定相続人が見つからない場合

裁判所と相談して相続財産管理人の申立て



# 被後見人さんが亡くなった時



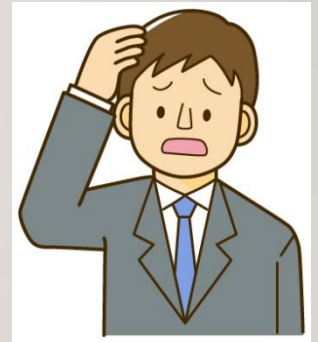


被後見人さんがお亡くなりになりました。

被後見人さんは霊安室におります。

これから、後見人はどのように死後の事務をおこなうことになるのか。

常に死亡時の流れをイメージして  
万が一に備えておくことが大切です。



# 突然の死亡連絡

- ①深夜2時、後見人が腹痛で寝込んでいる時、病院から死亡の連絡があり、遺体の引き取りを求められるかもしれない。
- ②後見人が家族旅行中、病院から被後見人さん死亡の連絡が入るかもしれない。

※死亡時のご遺体の引き取りはだれがおこなえるか、また、おこなうか生前から考えておきましょう。

# 死後直後の事務対応について

待ったなしの火葬の対応はだれがおこなう？

その後、納骨までの期間、ご遺骨の管理は誰がおこなう？

火葬から納骨までの期間の対応

納骨は遺族が対応してくれるか？

納骨場所はどこ？

# 死後直後の事務対応について

お墓の祭祀継承者が不存在であり、納骨を行政から拒否された場合

**※火葬や納骨はだれが執り行いますか**

# 死後事務に関する法律の整理



# 成年後見の事務の円滑化を図るための 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律



平成28年 4月 6日に成立

平成28年 4月13日に公布

平成28年10月13日から施行

**この法律ができた背景は次のページ**

# この法律ができた背景

後見人は本人が死亡すると後見人の業務は終了する。しかし、親族がいない場合等、後見人が死後事務を実質上行わなければならないケースがある。

しかし、今まで後見人が死後事務を行える明文上の根拠がなかった。

権限があやふやなのに実務上やらざるを得なくて、後見人の立場がとても不安定だった。

法律の整備により、後見人は裁判所の許可があれば本人が亡くなった後も幾つかの行為ができるということが明文化された。

# 成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限条文

**第八百七十三条の二** 成年後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為をすることができる。ただし、**第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。**

- 一 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
- 二 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済
- 三 **その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為**（前二号に掲げる行為を除く。）



# 死後事務

## 民法第873条の2を詳しく…

- 本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結  
葬儀に関する契約は除く
- 債務弁済のための本人名義の預貯金の払戻し
- 本人が入所施設等に残置していた動産等に関する  
寄託契約の締結
- 電気・ガス・水道の供給契約の解約 など

# 死後事務

## 民法第873条の2第3号

### 申立ての留意事項

上記の申立て(死後事務許可の申立て)は、成年後見人に限られ、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人はすることができない。

# 死後事務についてまとめ

ご本人が亡くなった場合の事務については、生前に確認したり、整理したりしておくことが大切です。

また、どうしても、相続人がいない場合も、そのまま、被後見人の財産を後見人であった者が管理し続けてはいけません。必ず裁判所へ相談して引き継ぎはおこなう事。

**相続財産管理人の選任申立て等の対応**

**ご清聴、ありがとうございます**



# 成年後見人の実務

## ①相続が発生した時の留意点

令和5年5月15日

全国権利擁護支援ネットワーク 事務局長

特定非営利活動法人 知多地域権利擁護支援センター 理事長

今井 友乃

# ①相続が発生した時の留意点

- 1, 成年被後見人の財産承継人の確定  
相続人調査・・・相続人は誰かを調べる。  
後見人就任中に、相続人を調べておけばいいが  
除籍謄本等で、相続人を調べるが  
数週間単位で日数がかかる場合があります。

# ①相続が発生した時の留意点

- 2, 相続人がいる場合の相続人代表者への財産の引き渡し  
代表者に引き渡すときの留意点  
引継書の記載や遺産目録の記載  
引き渡しの証拠を取っておく。

相続人で財産を上手く分けてもらえるか？

# ①相続が発生した時の留意点

3, 相続人の存在が不明な場合の財産の引き渡し

相続財産管理人の選任申立を行う。

誰も、相続人が存在しない場合→供託制度の活用

※ 裁判所や、弁護士に相談しましょう



# ①相続が発生した時の留意点

4, 相続人が取引に応じない場合

裁判所に相談

法律家に相談

5, 遺言がある場合

遺言執行者に連絡

自筆遺言は検認が必要(裁判所か法律家に相談)

# ①相続が発生した時の留意点

- 6, 相続人が行方不明の場合  
不在者財産管理人の申し立て  
予納金の問題とかは、裁判所に相談  
弁護士にも相談

# ①相続が発生した時の留意点

7, 負債がある時は、相続人にそのことを知らせる。

- 相続放棄は、相続が開始されたことを知ってから原則として、3か月以内に相続放棄の手続きを家庭裁判所にする
- 相続の仕方  
単純相続、限定承認、相続放棄  
負債も財産です。
- 遺産分割協議書

**(2) 8月7日 高知県 中土佐町  
(オンライン開催)**

# 権利擁護支援のための中核機関

～必要性と求められる役割～

SIN法律労務事務所

弁護士 福島 健 太

# 今日お話しすること

- 1 中核機関とは  
設置の根拠  
必要性と求められる役割
- 2 設置されている中核機関の現状  
権利擁護支援ニーズに対応できるものか
- 3 西宮市の権利擁護支援センター  
運営体制とこれまでの取組状況

# 1 中核機関とは

## ① 設置の根拠

**成年後見制度利用促進基本計画(基本計画)**に規定

cf:基本計画とは、利用促進法において

「成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるもの」

「政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画」

としている

# 1 中核機関とは

そして、基本計画において

「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、**権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築**を図る」

「**権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核となる機関**」と規定されている

そして、利用促進法にて、

**体制整備を含めた施策を地域の実情に合わせて整備する責務が自治体にある**

と規定されている



# 1 中核機関とは

第2期基本計画では、権利擁護支援を行う場面を

- 権利擁護支援の相談支援機能
- 権利擁護支援チームの形成支援機能
- 権利擁護支援チームの自立支援機能

に分け、中核機関の役割であるとした

そして、上記役割を果たすためにも、中核機関による地域連携ネットワーク機能の強化が必要であるとした

# 1 中核機関とは

## ② 中核機関の必要性

- 利用促進法や基本計画の記載

  - 「権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築」

  - 成年後見制度に限らないように読める

ただ、法律の名称から「成年後見制度」だけの機関にも

- 第1期計画までは、中核機関は成年後見制度に関して対応する機関で良いと考えられていた

# 1 中核機関とは

・これまでの国の考える中核機関の必要性(私見)

家庭裁判所の対応能力が限界にある

←利用者数の増加と職員数

不祥事対応と監督責任が果たせない

意思決定支援など専門性が担保できない

←後見活動の適否を判断することが困難

# 1 中核機関とは

法律上、家庭裁判所に監督義務があるので、最終的な監督は行うが、事前の対応を別の機関に行わせたい

→福祉的な専門性も有し、家庭裁判所には無い視点での助言も可能にしたい

行政を中心に新たな機関を設置することにし、家庭裁判所の負担を軽減させたい

※ 障害者権利条約との関係

# 1 中核機関とは

## ・福祉現場での中核機関の必要性

高齢者に関しては地域包括、障害者に関しては相談支援事業所が総合相談の窓口として対応

→成年後見制度に限らず、様々な相談の対応

→虐待や消費者被害、触法、相続などの法的問題や介入拒否事案などの困難ケースも多い

以上について、包括や相談支援事業所が自身のみで適切に対応できているか？必要な機関と連携できているか？

# 1 中核機関とは

※ 既存の相談窓口に対する助言を行ったり、専門職への相談が可能となるよう体制を整備したり、他の専門機関との連携を図るためのネットワークを構築するなど、権利擁護支援全般の対応を可能とするための機関が必要

→ 権利擁護支援のための相談窓口としての中核機関

→ 第2期基本計画での考え方

cf: 権利擁護支援とは

既存の相談機関を一次的窓口とし、中核機関を二次的窓口として、相談員が相談できる機関が求められている

← ケアマネやMSW、行政職員からの相談

※ 既存の相談窓口とのすみわけ

# 1 中核機関とは

※ 成年後見制度に限定するとどうなるか

認知症高齢者の触法問題、障害のある方の就労問題、身体的虐待の事案などが相談された場合

→成年後見制度の利用では解決に至らない

→法的対応が必要なケースは法テラスを紹介

より専門的福祉的な対応が必要なケースは・・・

相談者をたらい回しにしてしまう可能性あり

←中核機関にて総合的に対応すべき

# 1 中核機関とは

## ③ 中核機関が有すべき機能(私見)

### ・総合相談機能

成年後見制度に限らず、虐待や債務整理、消費者被害、相続、触法など権利擁護支援に関する問題に対応

cf: 児童、DVについて

### ・後見の受任に関する機能

後見制度の利用が必要な事案で、円滑な利用を可能にすべく受任者を提供

→ 専門職との連携、法人後見としての対応や市民後見人の養成なども



# 1 中核機関とは

## ③ 中核機関が有すべき機能

### ・ネットワーク構築機能

地域での権利擁護支援を実践するためには、中核機関以外の地域の資源が連携する必要あり

→関係機関と協議する機会を構築(協議会)

地域課題を抽出し解決に向け協議する委員会の設置

権利擁護支援活動の啓発のための研修などの開催

権利擁護支援者の養成と活動を支援する

←地域住民を巻き込んで活動していく

※ 権利擁護支援は地域作りである

←センターがあるだけでは権利擁護支援は実現しない

## 2 中核機関の現状

### ① 中核機関の設置状況

令和4年4月時点

全国で935か所にて、中核機関として活動

←全国市町村の53.7%

cf:3年10月時点 552カ所

※ 2020.4の権利擁護の集い開催に基づくアンケート調査  
300か所以上へ依頼し、163か所から回答あり  
→43か所が中核機関であるとの回答

## 2 中核機関の現状

### ② 活動内容

アンケート調査結果に基づく分析

- 成年後見制度に限らず対応しているセンター多い
  - 内容としては、包括への助言が多い
    - 虐待対応、触法事案への対応などは多くない
- 専門職との連携も多くのセンターで行っている
  - 専門相談の実施は半数程度
    - 理事の就任や運営委員会への出席などが多い

## 2 中核機関の現状

### ② 活動内容

#### ・活動費用

多くは数百万円以上となっているが、中には数十万円のセンターも

←行政からの委託を受けておらず、受託法人からのみ支出している

#### ・課題

活動費用の確保、職員の確保、専門職との連携、などが多い

## 2 中核機関の現状

### ③ 分析結果から見えてくるもの

- ・対象を後見に限らないとしつつも、現場のニーズに応えられていないのではないか

  - ←相談対応件数や専門職との連携状況から

- ・ニーズに応えるだけの体制が整えられていないのでは  
→活動費用及び職員の体制

- ※ 職員全員に高い専門性が必要か？

  - 業務内容に応じた配置

# 3 西宮市の権利擁護支援センター

## ① 設置の経緯

- 従前より、西宮市は権利擁護支援活動が盛んな地域  
→社協が運営する青葉園など、独自の実践をしていた  
北野先生や清水さん、玉木さんなどの人材も
- PASネット前理事長の上田さんは、以前より権利擁護支援センターの設置を考えており、西宮市なら可能と判断  
cf: PASネットは平成15年から活動  
→PASネットを通じて、権利擁護支援センター設置に向けた活動を開始

# 3 西宮市の権利擁護支援センター

## ① 設置の経緯

具体的には

地域の社会資源へのニーズ調査

全国の権利擁護支援活動をしているセンターを訪問

それを踏まえて行政との協議

※ 平成23年に、西宮市の単独事業として、高齢者障害者権利擁護支援センターが設置された

cf: 芦屋市は平成22年に設置

宝塚市でも平成25年に設置

# 3 西宮市の権利擁護支援センター

## ② 運営体制

### ・設置当初

西宮市社協とPASネットで共同受託

←PASネットの法人後見機能に着目

←PASネットだけに全ての機能を任せられない？

### ・平成31年より、PASネットが単独で受託

→機材の重複、情報共有の難しさ、など弊害の解消

cf: 芦屋市は現在も社協と共同受託



# 3 西宮市の権利擁護支援センター

## ② 運営体制

### ・職員体制

西宮市からの受託事業に対応する職員

専従職員 6名

兼務職員 1名(PASネットの業務との兼務)

## ※ センター職員向けのSV

### ・事業委託費

約4000万円

cf:西宮市の人口 約48万人

包括の数15か所

# 3 西宮市の権利擁護支援センター

## ② 運営体制

- 運営委員会の開催  
年に2, 3回の開催

→学識経験者を委員長、法律職を副委員長として、センター活動で生じた課題の抽出と解決策の検討など、適正な運営のために協議

→虐待対応や市長申立てなどにおける市との見解の相違

→第3者的視点ですり合わせを行う

cf:市との事務連絡会の開催

# 3 西宮市の権利擁護支援センター

## ③ 受託事業

### ・総合相談事業

虐待対応を中心に、権利擁護支援に関する相談対応

→ 包括や相談支援事業所など既存の窓口を通じた2次的  
相談窓口

→ 市の虐待対応機関として組み込まれている

専門職による定期及び臨時の相談の実施など

→ 毎週1回の定期相談

出張相談を含めた臨時相談

← 法的問題への対応やSVの確保

※ 専門職確保の方法

# 3 西宮市の権利擁護支援センター

## ③ 受託事業

### ・後見に関する事業

#### 法人後見事業

→相談のあった事案について、後見人等の受け皿として

#### 権利擁護支援者養成事業

→市民後見人を含む、地域で権利擁護支援活動を行う人材を養成し、活動フィールドの提供とバックアップを行う

活動フィールドとして

法人後見支援活動

日常生活自立支援事業の支援員

介護相談員派遣

# 3 西宮市の権利擁護支援センター

## ③ 受託事業

### ・広報啓発、ネットワーク構築事業

虐待対応や成年後見制度などの研修を専門職向けに開催  
終活など権利擁護支援に関する市民向けセミナー開催

※ 市内の権利擁護支援活動を推進するため、市が設置する  
権利擁護支援システム推進委員会に参加

→ 権利擁護支援センターの活動だけでなく、地域福祉計画など市全体の権利擁護支援に関する課題等について協議

# 3 西宮市の権利擁護支援センター

## ④ センターの活動状況

### 事業実績報告と相談対応の実績の資料参照

- 包括、ケアマネ、行政からの相談が多い
- 虐待対応、後見制度に関する対応が多いが
- 専門相談やSVなど専門職の活用
  - 対応する専門職は人材バンクに登録ある方
  - 弁護士、司法書士及び社会福祉士に対し、活動の趣旨や費用等について説明し、承諾いただいた方を登録

※人材バンクがあることで速やかな連携等が可能に

# 3 西宮市の権利擁護支援センター

## ④ センターの活動状況

- ・成年後見制度によらない財産管理ニーズの増加

→MSWより、ターミナル等におられる身寄りのない方について、入院費の支払や死後事務について対応を求められる

←財産管理契約、日常生活自立支援事業

※ 問題は財産があまりない方の場合

- ・虐待対応として、障害者の事案が少ない

→基幹相談との連携をより綿密に行う必要性

cf:施設内虐待事案の発生

# 3 西宮市の権利擁護支援センター

## ④ センターの活動状況

### ・法人後見業務

センター事業に関連して受任する場合、受任調整会議を行い、受任の適否を検討

→専門職受任が困難など、法人後見として対応すべき事由があるか否かを判断

cf: PASネット本体での受任件数 21年度末 50件

### ・権利擁護支援者養成事業

→現在は隔年で養成講座を開催

cf: 権利擁護支援者の登録数 100名弱

市民後見人 1名(すでに終了)



# 3 西宮市の権利擁護支援センター

## ④ センターの活動状況

### ・広報啓発事業

虐待対応について、改めて研修を開催

→市及び包括職員のスキルアップ

親族後見人向けの成年後見制度の研修開催

毎年年度末に、権利擁護推進フォーラムを開催

→近年はオンラインでも配信し市外の方も多く参加

# 3 西宮市の権利擁護支援センター

## ④ センターの活動状況

### ・ネットワーク事業

権利擁護システム推進委員会への参加

地域包括支援センター運営協議会への参加

市内の圏域ごとに行われる学習会に参加

市の権利擁護支援に関する課題の共有

※ **権利擁護支援システム構築に向けた活動**

# 3 西宮市の権利擁護支援センター

## ⑤ 今後の課題

- 事業費の確保

  - 職員の昇給に応じ、人件費を確保する必要あり

- 職員の確保、スキルアップ

  - 専門性を含め、必要な人材を確保

    - ← 職員の配置や役割分担を工夫

    - cf: 事務職員の採用も

2次的機能を充実させるためにスキルアップ必要

  - ← 心理的アセスメント

※ 他地域の同種活動をするセンター等との情報共有

# 3 西宮市の権利擁護支援センター

## ⑤ 今後の課題

- 市職員や包括との関係性

  - 担当職員の移動に伴う対応の変化

  - 虐待認定や市長申立ての判断について

- ※ 客観的立場で助言等を行う機関の設置へ

  - 誰がこれを担えるのか

  - 馴れ合いではなく意見を出しあえる関係へ

  - 事例検討や振り返りなど適宜開催

**ご静聴頂きありがとうございました！**

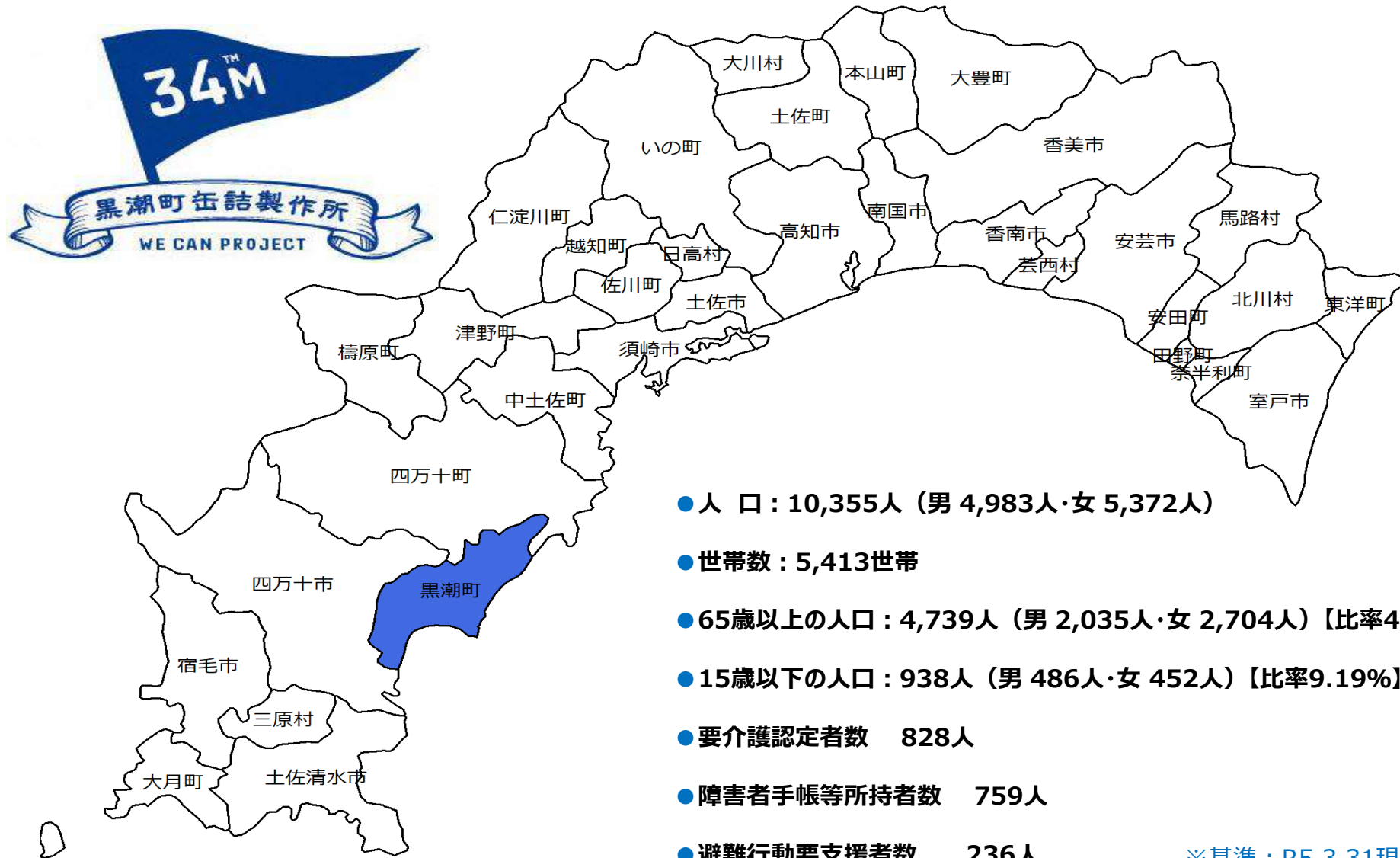
【R5年度 成年後見制度利用促進法における**中核機関の役割と実務研修**】

**黒潮町緊急事務管理の実施について  
(取組み経過)**

R5(2023).8.7

高知県 黒潮町健康福祉課

# 黒潮町の概要について（四国の高知県西南部に位置）



# 黒潮町の概要について（四国の高知県西南部に位置）

Tシャツアート展



シーサイドはだしマラソン



ホエールウォッチング



※NPO砂浜美術館提供

グリーンレモン

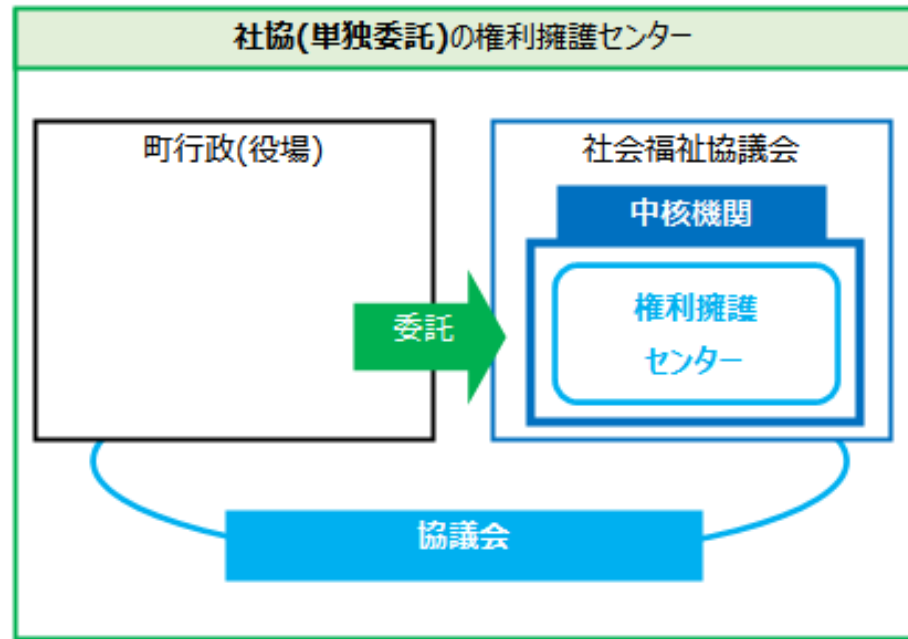


... etc ...



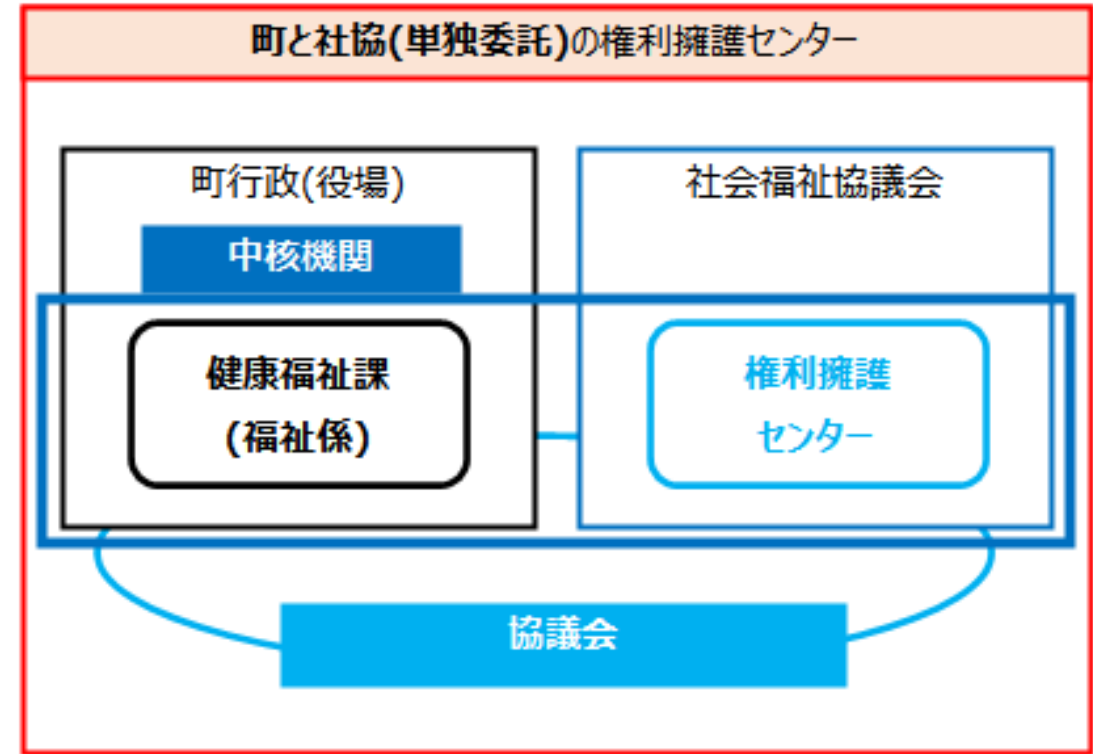
… 整備パターン（イメージ） …

## ◆R3.4～ 計画 ※取組み難航…



※中核機関及び事務局 = 社協

## ◆R3.9～ 計画修正



※中核機関 = 町と社協、事務局 = 町

※参照：H31(2019).3 市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き、一部加工

## ◆中核機関の役割・機能

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。

役割（基本機能）として、以下3点に集約・整理される。

ア：地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う『**司令塔機能**』

イ：地域における「協議会」を運営する『**事務局機能**』

ウ：地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する『**進行管理機能**』

- 3つの検討・専門的判断とは、①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断  
②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断  
③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

さらに、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能として以下4つが示される。

- ①**広報機能** ②**相談機能** ③**成年後見制度利用促進機能** ④**後見人支援機能**

※不正防止効果（①～④の機能充実による副次的効果）

## ◆権利擁護センターの役割・機能 ※中核機関の具体的機能と重複（参照：土佐清水市、一部加工）

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられることを目指して、権利擁護に関する様々な取り組みを関係機関と連携して推進する。

- |                 |                                   |                     |
|-----------------|-----------------------------------|---------------------|
| 1. <b>広報・啓発</b> | ①広報（制度や相談窓口）                      | ②研修や講演会等（地域住民・事業所等） |
| 2. <b>相談・支援</b> | ①相談受付（支援内容の方向性、後見ニーズの見極め、市長申立の判断） | ②ケース検討会の開催          |
| 3. <b>利用促進</b>  | ①市民後見人の養成                         | ②申立の相談・支援           |
| 4. <b>後見人支援</b> | ①後見人からの相談                         | ②家庭裁判所等との連携         |

<体制>

センター長 1 名、常勤職員 1 名、任意アドバイザー（司法・行政・福祉等専門家）

# 【R3.9～再スケジュール】

地域連携ネットワークの3つの役割	実施する機能	国基本計画における7つの場面	令和3(2021)年度						
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	広報機能 ※優先整備	場面① 制度の広報・周知	機能評価・項目例→制度についての個別説明、パンフレット、研修会やセミナー、広報の内容、広報の際に連携する団体(弁護士・司法書士・社会福祉士会等)、チームに加わる関係者への広報						
		・広報・周知の仕方検討	※社協・包括・福祉						
		・福祉従事者向け広報・啓発	※HP・施設等との協議の場検討						研修会の実施
		・住民向け広報・啓発	※広報くらしお・社協だより等						広報にてセンター設置周知
早期の段階からの相談・対応体制の整備	相談機能 ※優先整備	場面② 相談・発見	機能評価・項目例→多様な相談者、情報の集約、後見等ニーズの精査、必要な見守り体制						
		・現状・課題確認(内部)	※福祉・包括・衛生・介護、地区担当保健師、社協(緊急事務・日常生活自立支援等)	通常の業務における相談受付					
		・現状・課題確認(外部)	※ケアマネ・相談支援(障がい)・あったか	アウトリーチ等における課題発見					
		場面③ 情報集約							
		・ニーズの整理・把握	※場面②を集約・スクリーニング(福祉・社協)	随時対応	随時対応	随時対応	随時対応	随時対応	次年度以降整備に向けた課題整理
		・専門相談・確認・対応	※必要に応じて(町内司法書士・行政書士等)、又は既存対応(65歳～包括、～64歳福祉)⇒属性を問わない対応へ連携	随時対応	随時対応	随時対応	随時対応	随時対応	次年度以降整備に向けた課題整理
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	成年後見制度利用促進機能 ※段階的整備	場面④ 地域体制整備	機能評価・項目例→市民後見人の研修・育成・活用、市民後見人の受任調整、法人後見の担い手の育成・活動支援						
		場面⑤ 後見等申立て	④～⑦については、現状として、職員のスキルアップ及び人員の確保が必要なため、R4年度以降に段階を追って実施する。						
		後見人支援機能 ※段階的整備	機能評価・項目例→日常的な相談、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援、チームに加わる関係者への研修、家庭裁判所との連携、移行型任意後見契約の発効の必要性への支援						
		(不正防止効果) ※段階的整備	場面⑦ 後見等の不正防止	機能評価・項目例→チームによる見守りにおける不正防止の視点					
中核機関、権利擁護センターの設置	中核機関の運営 ※委託想定	・権利擁護センターの運営(社協へ委託)	協議	協議	協議	協議	協議	設置(行政)	
		・中核機関の運営						設置(社協)	

●行政 ●社協 ●ケアマネ・相談支援員 等 ●あったか

## ＜要 点＞

※国基本計画を基に、町計画策定(予定)への盛り込み内容(関係性)

- 1 目的

…誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができること
- 2 目標

(ネットワークの役割)

…必要な人が、成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築

  - ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
  - ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
  - ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- 3 具体的な施策等の方針

…●中核機関の整備・運営の方針

  - 権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核機関の4つの機能の段階的・計画的な整備
    - ・広報機能
    - ・相談機能
    - ・成年後見制度利用促進機能
    - ・後見人支援機能
  - チーム・協議会の具体化の方針
  - 助成制度のあり方

【中核機関：R4.2設置（町・社協協働、町が事務局）、権利擁護センター：R4.3設置（社協委託）】

## … 現行体制 …

### 黒潮町権利擁護センターの役割（社協）

#### <基本業務>

1. **広報・啓発**：①広報（制度や相談窓口） ②研修や講演会等（地域住民・事業所等）
2. **相談・支援**：①相談受付（支援内容の方向性、後見ニーズの見極め、町長申立検討の判断）  
②ケース検討会の開催

※その他：緊急事務管理の事務、日常生活自立支援事業の専門員など

#### <体制>

センター長兼務 1 名、常勤職員兼務 3 名、パート職員兼務 2 名、生活支援員  
任意アドバイザー 2 名（行政書士・司法書士）

### 役割サポート（町包括・福祉）

#### <基本業務> ←通常業務の範囲

3. **利用促進**：②申立の相談・支援 ※「①市民後見人の養成」は未実施
4. **後見人支援**：①後見人からの相談 ②家庭裁判所等との連携

# 黒潮町の権利擁護センター事業等取組み経過（主なまとめ） ※R2.10～

- R2.10.1** ● 中土佐町権利擁護支援センターを視察（社協）
- R2.10.5** ● 中核機関（権利擁護センター等）整備の協議開始（社協・町健康福祉課）

---

- R3.9.15** ● 権利擁護センター事業活動等の協議（社協・町健康福祉課）  
※進捗現状・取組み修正等
- R3.10.22** ● 土佐清水市権利擁護センターらいとはすを視察（社協・町健康福祉課）
- R3.11.19** ● 権利擁護事業に関する学習会実施（社協役職員対象/社協）  
▶ 講師：行政書士 ※町健康福祉課・地域住民課職員も参加
- R4.3.23** ● 権利擁護制度・サービス研修会実施（相談支援者対象/包括・福祉）  
▶ 講師：行政書士 ※病院・相談支援・ケアマネ・高齢・あったか・社協等の参加
- R4.6.8** ● 権利擁護センター事業活動等の協議（社協・町健康福祉課）
- R4.6.10** ● 日常にある権利擁護の講演（民生委員対象/民児協・社協）  
▶ 講師：行政書士 ※幡多郡民児協総会・全員研修会内で実施
- R4.9.1** ● 広報くろしおに記事掲載（権利擁護センター設置等/福祉）
- R5.2.24** ● 権利擁護センター事業活動等の協議（社協・町健康福祉課）

… etc …

# 黒潮町の成年後見制度（町長申立て）等の件数 ※H30.4～

## ◆成年後見制度（町長申立て件数）

分野	年度					
	H30	R1	R2	R3	R4	合計
高齢（町包括）	1	0	1	0	2	4
障がい（町福祉）	0	0	0	0	4	4
合計	1	0	1	0	6	8

参考：市町村別成年後見制度の利用者数（R4.10 高知県より）  
黒潮町 43人（県内9番目） / 人口規模（県内15番目）

## ◆日常生活自立支援事業（利用件数） ※社協事業報告より

分類	年度					
	H30	R1	R2	R3	R4	
						支援回数
認知症高齢	4	6	6	6	6	92
知的障がい	0	0	1	1	1	19
精神障がい	1	4	4	5	3	138
その他	2	2	2	2	2	44
合計	7	12	13	14	12	293

参考：市町村別日常生活自立支援事業の利用者数（R4.10 高知県社協より）  
黒潮町 13人（県内16番目） / 人口規模（県内15番目）

## ◆緊急事務管理（利用件数） ※社協事業報告より

区分	年度					
	H30	R1	R2	R3	R4	
						支援回数
一般	-	-	6	6	6	57
生活保護	-	-	5	2	2	20
合計	-	-	11	8	8	77

【実施理由：緊急事務管理の実施に至った経緯（H30～R1年度当時）】

## … 現 状 …

- 近年の権利擁護対応ケースの特徴として、認知症の進行や知的障害、精神障害により判断能力が不十分なため、第三者による財産管理や身元保証を含む契約代行が必要な状態となっても、親族との関係性の破綻や、8050問題などの背景により、セルフネグレクトや消費者被害、養護者による虐待など重大かつ切迫した権利侵害に陥るケースが増えている。
- このため、包括（直営）の成年後見制度申立て支援件数も、H29年度の3件からH30年度は8件(このうち首長申立て3件(うち2件は手続き中に死亡))と増加傾向にあり、手続き開始から後見人等の選任までに数ヶ月を要することが多く、また、日常生活自立支援事業（以下、日自）も同様に利用決定までに時間がかかる上、判断能力の程度によっては対象外となるケースも少なくない。

## … 課 題 …

- 緊急一時的な財産保護により対象者の生命・生活を護るためには、財産管理だけでなく、家賃や公共料金等の支払いなどの日常的な金銭管理が必要なため、実務を担うことができる機関へ委託する必要がある。
- 実際のところ、日自や成年後見制度の利用開始までの期間の財産保護は町社協が対応しているケースもあるため、今後協議が必要である。

【実施理由：緊急事務管理の実施に至った経緯（H30～R1年度当時）】

## … 取組み …

● 現状・課題を踏まえ、親族による支援が見込めない高齢者、知的障がい者、精神障がい者で判断能力が不十分となり金銭等の管理が困難となった際に、生命、健康及び財産の保護を図るため、民法第698条(緊急事務管理：管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失があるものでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。)の規定に基づき、緊急事務管理を行う場合の業務の範囲と取り扱い基準に関して必要な事項を定めた「黒潮町緊急事務管理の実施に関する要綱」を作成し、R2年3月27日告示、同年4月1日より施行した。

● 要綱施行後、町社協と業務委託契約を締結し、施行日現在の緊急事務管理の利用件数は6件である。



【実施理由：緊急事務管理の実施に至った経緯（H30～R1年度当時）】

## … 確認事項 …

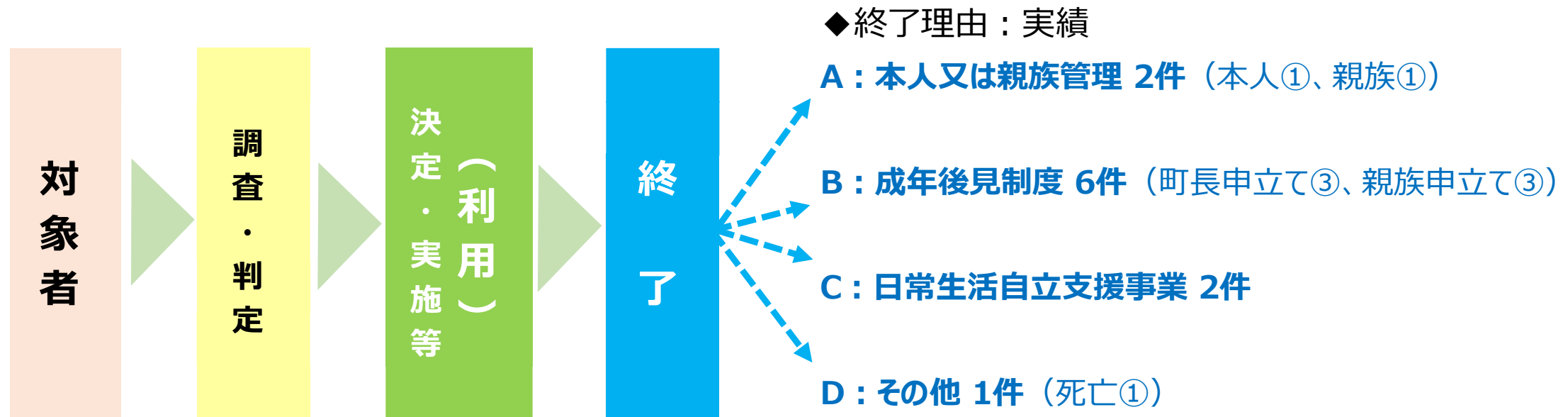
### ※要綱第16条（書類の保管）について

- 損害賠償請求権に基づく消滅時効の期限は債権法第166条に規定されており、①主観的起算点（債権者が権利を行使することができる時）から5年、②客観的起算点（債権者が権利を行使することができる時）から10年の、2つの時効期間のうち、いずれか早く経過した方をもって消滅時効が完成するとされている。
- 緊急事務管理実施要項では、委託先の町社協が実施する日白に係る書類保管期間が5年間であることや緊急事務管理の対応件数等を鑑み、要綱第16条に書類の保管期間を「5年」と定めた。このことについて、法律専門家（弁護士）に確認・助言をいただいた。

## … 利用フロー（イメージ） …

◆趣旨：親族による支援が見込めない高齢者、知的障害者及び精神障害者で判断能力が不十分となり金銭等の管理が困難となった際に、生命、健康及び財産の保護を図るため、民法698条の規定に基づき「黒潮町緊急事務管理実施要綱」を作成。R2年4月1日より業務を黒潮町社会福祉協議会へ委託し実施。成年後見制度や日常生活自立支援事業、親族等に移行できるよう支援。

◆利用者：R2年度（11名）→R3年度（8名）→R4年度（8名）→R5年度（当初5名）



※これまで利用者16名中11名が終了【終了率 68.75%】

### <1. 取り組みのきっかけ>

先述の実施理由等によります。

### <2. 実施に向けてどのように協議を進めたか>

先述の実施理由等により、町社会福祉協議会及び町健康福祉課（地域包括支援センター主導）で会議を重ね、関係機関（法的根拠など）に適宜確認しながらR2年度実施に向けて事業計画協議を進めました。※H30～R1年度（2か年）

### <3. 社協が受託している理由>

日常生活自立支援事業等、権利擁護支援に関する取り組み実績があり、また実施内容から町内及び幡多地域において委託できる機関が他にないことによります。

## <4. 事業の人員体制及び事業費（収支）の内訳>

### 【町健康福祉課】

#### (1) 地域包括支援センター（社会福祉士1名兼務）

- 社協との実施委託契約、書類整備・保管、利用者契約・相談対応等（65歳以上）
- 社協からの実績報告確認、会計処理（毎月の委託料支出：介護福祉費 ※一財/町単）  
※R4年度までは介護保険係（一般行政事務職員1名兼務）

#### (2) 福祉係（社会福祉士1名兼務）

- 利用者契約・相談対応等（65歳未満）

### 【町社会福祉協議会】

#### (1) 社会福祉係（事務職員・社会福祉士2名兼務）

- 利用者相談・金銭管理対応、報告書作成・提出、委託料請求等

#### (2) 総務係（事務職員1名兼務）

- 会計処理（受託金収入：事務諸費）

## <5. 物件の管理方法>

町社会福祉協議会（本所）により管理・保管しています。

## <6. 利用状況・件数、どのような方が利用しているか、必要性や終了の判断方法>

別紙1及び2のとおりです。

## <7. 委託料の根拠（生活保護世帯との金額差の理由）>

国庫負担（補助）協議時に内示される、日常生活自立支援事業（生活困窮者就労準備支援等事業におけるその他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業）の国庫補助基準額を参考にしています。

- ①利用契約者1人・1月当たりの算定額 7,900円  
（専門員の人件費等の一部相当）
- ②生活保護受給者に係るサービス利用料、1人・1月当たりの算定額 3,000円  
（生活支援員の人件費等の一部相当）

## <8. 亡くなった場合（特に身寄りのない方）の対応（想定や実例）>

死後事務を想定しています。ただし、事業化はしていないので、現状では日自や後見の延長線上の関わり（支援）として、また町権利擁護センター（町社会福祉協議会に設置）のアドバイザー等に適宜相談や依頼しながら何とか対応しているところです。後見人や権利擁護支援者が不足する中、事業化も踏まえ今後検討が必要かと思えます。

事例として、緊急一時的（高齢・障がい等親族との一部役割分担含む）なものにはなりますが、やむを得ず町社会福祉協議会及び町担当課が対応したこともあります。

## <9. 実施効果、課題>

効果としては、実施経過（3年間）より、利用者の「生命、健康及び財産の保護」を図るものとして、権利擁護の観点・対応からも一定成果があったものと考えます。

課題としては、質問事項8の回答にある死後事務への対応苦慮、また実施期間が想定（1年間を目標）より超過し次の制度（日自や後見）に進みにくい、意思決定支援等の困難ケースもあるのが実状です。

## <10. 今後の方向性>

緊急事務管理については継続実施を想定しています。また、関連する死後事務や法人後見などの実施検討についても、町権利擁護センターとの協議・確認等を続けていく必要があります。

今後、権利擁護課題の解決の一助として展望する国の「持続可能な権利擁護支援モデル事業（意思決定支援や簡易な金銭管理等）」の活用についても、前年度に引続き厚労省との連携・協議等を重ねながら形にできたらと考えています。

※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（地域福祉増進事業分）

ということで…

**魚沼市さん**のような“先進的”な取り組み！

ではなく、全体的にはまだまだこれからである  
“後続的”な取り組み報告でした（コメントサイ🐼）

**ご清聴ありがとうございました**



## 成年後見制度利用促進法における中核機関の役割と実務研修

# 魚沼市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン



と き: 令和5年8月7日(月) 13時30分～  
場 所: オンライン

社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会  
地域福祉課 佐藤直樹



# 魚沼市の紹介

- ・平成16年11月1日に6か町村が合併して誕生。
- ・人口33,722人(R4.12)
- ・世帯数世帯13,142世帯
- ・高齢化率37.7%
- ・障害者手帳所持者  
身体1,413人、知的373人  
精神400人
- ・自殺死亡率39.3‰(R4斬)

## 中土佐町

人口6,242人  
高齢化率48.49%

## 黒潮町

人口10,285人  
高齢化率45.95%

全国16.7 ※R3

高知県20.8

新潟県21.5 ※R3

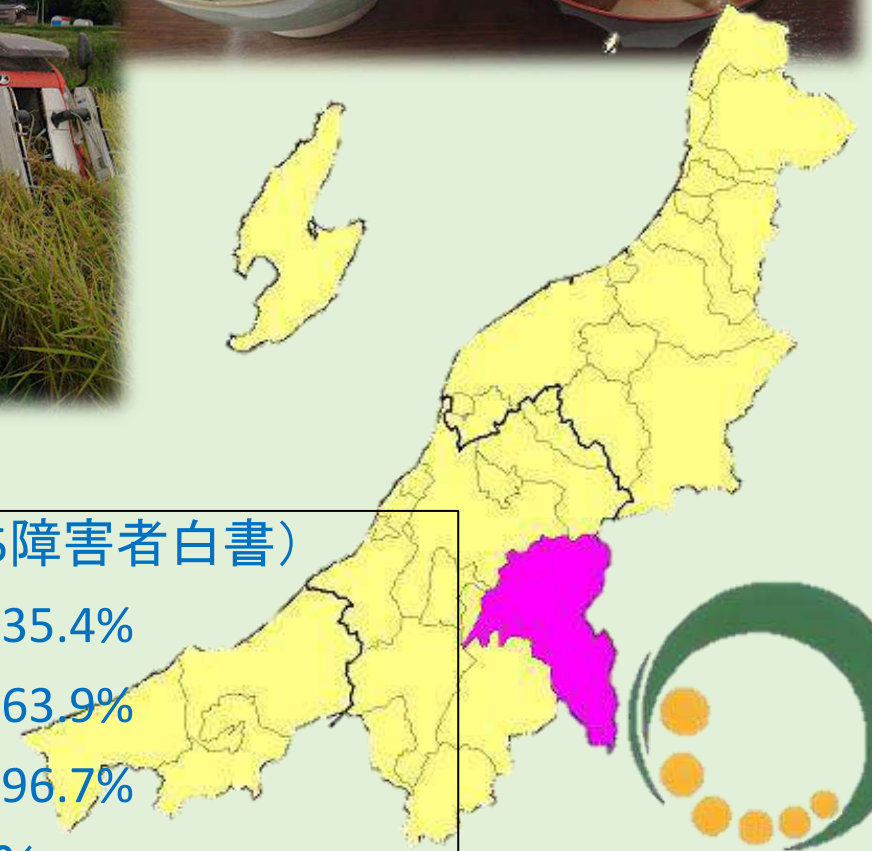
## 未婚率(H25障害者白書)

身体障害者35.4%

精神障害者63.9%

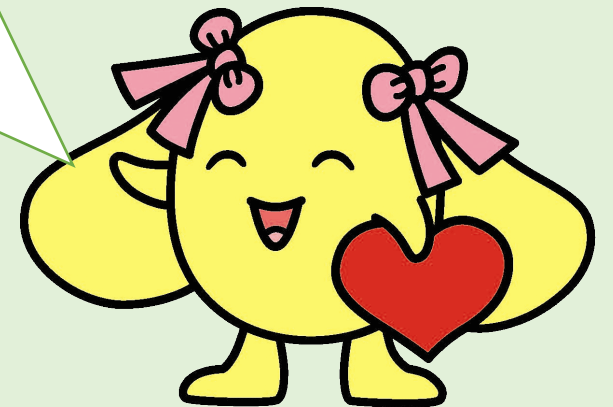
知的障害者96.7%

健常者26.4%



# 本日お話しする内容

- ガイドライン策定の背景と経緯
- ガイドラインの概要
  - ・支援シートの概要
  - ・ガイドライン活用状況
- 今後の展望



# ガイドライン策定の背景と経緯

# 身寄りがないことで困った事例①

## 事例 1 病院で延命治療の意向確認を迫られた

### 利用者プロフィール

氏名:Aさん(88歳/女性)  
居住状況:市営住宅で一人暮らし  
身体状況:認知症・知的障害の疑い  
親族状況:息子がいるらしいが所在不明



### トラブル発生!!

認知症はありながら福祉サービスを利用しながら一人暮らしをしていたAさんが、肺炎を起こして病院に救急搬送された。成年後見人が就いていることで入院手続きは滞りなく済んだが、翌日、看護師から人工呼吸器設置の判断を成年後見人に迫られた。

### とりあえずの対応

看護師には、後見人には判断できないことを伝えた後、包括支援センターと市福祉課から集ってもらい、対応について協議した。また、これまでAさんに関わった関係者に、「Aさんだったらどう答えると思うか」を聞いて回り、Aさんの意思(推定)を病院に伝えた。

# 身寄りがないことで困った事例②

## 事例 2 親族の拒否があり亡くなった後の手続きが心配

### 利用者プロフィール

氏名：Bさん(80歳／男性)

居住状況：特養入所中

身体状況：認知症

親族状況：県外に長男夫婦がいるが関係拒否

### トラブル発生!!

酒癖が悪く、酔っては妻や息子にも暴力をふるっていた。それが原因で長男が中学3年生の時に離婚。それ以来、家族との連絡はない。3年前に施設入所にあたり成年後見制度を申立てるが、長男に申立の意向確認の文書を郵送したところ受け取りを拒否された。成年後見人が就いたことでなんとか施設入所はできたが、亡くなった後の手続きをしてくれる人がいない。



### とりあえずの対応

死後の意向を成年後見人が本人に確認。先祖代々の墓や檀家寺は確認できたが、火葬などの死後手続きを誰が行うのか(長男がやってくれるのか)、解決されない課題が残された。

# 身元保証の問題

## 高齢者の身元保証に関する調査 —入院、入所の支援事例を中心として—

身寄りのない高齢者の入院・入所に当たっての身元保証人の取扱いの実態を把握するとともに、その際の取組事例や課題を収集・整理し、関係行政の改善に資することを目的として実施。



支援の取り組み事例集



意見要望集

報道資料

総務省  
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications  
令和4年3月29日  
関東管区行政評価局

### 高齢者の身元保証に関する調査（行政相談契機） —入院、入所の支援事例を中心として— 〔調査結果の公表〕

**ポイント**

- 当局では、「身元保証人がいないことを理由に入院を断られた」等の行政相談を契機として、身寄りのない高齢者の病院への入院や介護保険施設への入所の際の身元保証人の取扱いの実態調査を実施
- 調査の結果、病院・施設が身寄りのない高齢者の受入れに困っていることや、受入れに当たっての具体的な取組の実態を把握
- 当局は、これらを「結果報告書」にまとめるとともに、「事例集」、「意見要望集」を作成し、今後の検討の参考としてもらうため、市区町村や関係機関等に送付
- 「事例集」は、調査した病院・施設からの「具体的な取組事例を知りたい」とのニーズを踏まえ、病院等に参考送付

調査対象	地方公共団体（埼玉県、東京都、神奈川県、10市区町村） 医療機関（独立大学法人、独立行政法人、公的病院及び民間病院） 介護保険施設 関係団体（県・市区町村社会福祉協議会、有料老人ホーム）
調査実施期間	令和3年10月～4年3月
調査実施部署	関東管区行政評価局、東京及び神奈川行政評価事務所

本資料及び調査結果報告書は、関東管区行政評価局のホームページに掲載しています。  
<https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/kanto08.html>

【本件関係先】  
総務省関東管区行政評価局 評価監視課第4評価監視官  
只野 裕子（ただのひろこ）  
（電話）048-600-2332  
（FAX）048-600-2337  
（メール）knt13@soumu.go.jp

総務省関東管区行政評価局

<https://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/kanto08.html>

# 事例①の問題点

- ・成年後見人等に対する過剰な役割期待
- ・延命治療等に対する本人の意向が分からない(伝える人がいない)

※親族の同意がなければ治療ができないということとは違う問題

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」



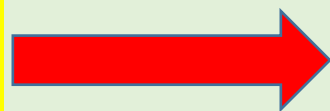
# 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

- (1) 本人の意思の確認ができる場合：本人による意思決定を基本とし～
  - (2) 本人の意思の確認ができない場合：家族等による本人の推定意思を尊重し～
- ※家族等とは、法的な意味での親族関係のみを意味せず、親しい友人等を含む

## 「身寄りがない人の入院及び医療にかかる意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」

「身元保証・身元引受等」の機能や役割について整理を行い、既存の制度やサービスの利用など、「身元保証人・身元引受人等」がないことを前提とした医療機関の対応方法を示す

**医療同意**



**医療決定**

# 事例②の問題点

## ・墓地埋葬法9条による対応が市(職員)によって異なる？

### 墓地埋葬法9条

死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定を準用する。

この中で、死亡人においては死体の埋葬または火葬をするように定めています。また、死亡人の取り扱いに要した費用については、遺留の金銭や有価証券をこれに充てること、それでも足りない場合で、相続人や扶養義務者がいない時や明らかでない時には、遺留物品を売却してその費用に充てるものとしています。

# 身寄りなし問題を考える勉強会

平成30年度に、成年後見制度の普及啓発を目的に「身寄りなし問題を考える」と題して研修会を開催。参加者から“**もっと深く勉強したい**”という声から、連続勉強会を開催。



## ■連続勉強会

開催日	テーマ	内容	参加者
令和元年 6月20日18:30～	成年後見制度	日常生活自立支援事業と成年後見制度の概要を学ぶ	42人
7月18日18:30～	身元保証・身元引受	「新潟県における身元保証人等に関する実態把握調査結果報告書」解説	39人
8月22日18:30～	医療同意	「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」読み合わせ	43人
9月19日18:00～	死後事務	横須賀市の終活支援について学ぶ	73人
10月17日18:30～	振り返り	これまでの勉強会を振り返りと今後の展望を考える	30人

学んでも学んでも不安・・・

→→→ **ガイドライン策定を望む声**

# 経過の概観

H27 H28 H29

- ・ 市から普及啓発等受託
- ・ 法人後見開始
- ・ 講談で学ぶ「成年後見制度」

・ 成年後見笑百科

実務的な内容へ

- ・ 身寄りなし問題を考える
- ・ 親なき後問題を考える

「議員にも案内を！」

R1

・ 連続勉強会

延べ24人(実10人/20人)

※市議会一般質問2名の議員が質問

・ 第1回編集部会(1月20日)

・ 策定委員委嘱

・ 第1回策定委員会(2月21日)

※新型コロナウイルス流行

・ 第2回編集部会(7月7日)

・ 第2回策定委員会(8月21日)

・ 第3回策定委員会(9月1日)

R2

・ ガイドライン策定(11月1日)

# ガイドラインの概要

魚沼市身寄りなしガイドライン

検索

魚沼市における身寄りのない人への  
支援に関するガイドライン

令和2年11月



魚沼市

# ガイドライン策定構成員…(21ページ)

※役職は策定当時

## 《策定委員》

氏名	選出母体
布施 克也	一般社団法人小千谷市魚沼市医師会 理事
井口 峰子	公益社団法人 新潟県看護協会うおぬま支部 支部長
樋口 賢二	社会福祉法人 魚沼更生福祉会 六花園 園長
鈴木 勝彦	社会福祉法人 魚沼福祉会 特別養護老人ホーム 美雪園 園長
枝村 和枝	新潟県介護支援専門員協会 会員
竹内 隆志	新潟県魚沼地域振興局 健康福祉部 部長
山之内 康浩	魚沼市消防本部 消防長
小島 勉	魚沼市市民福祉部 副部長
下村 耕平	社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会 事務局長

## 《編集部員》

氏名	所属
北島 正子	在宅医療推進センター コーディネーター
佐藤 トモ子	魚沼市立小出病院 地域医療連携室 地域医療連携科長
桜井 祐子	社会福祉法人 魚沼福祉会 特別養護老人ホームうかじ園 生活相談員
大平 妙子	魚沼市社会福祉協議会 介護福祉課 課長
勝 高太郎	うおぬま相談支援センター センター長
星 頼久	杵渕行政書士法人星事務所 行政書士
脇本 和則	魚沼市消防本部 警防課 救急係長
高橋 朋子	魚沼市市民福祉部市民課 課長
坂大 聡	魚沼市市民福祉部福祉支援課生活支援係 係長
星野 未菜美	魚沼市地域包括支援センター 社会福祉士

## 《アドバイザー》

氏名	所属
片沼 貴志	片沼・橋本法律事務所 弁護士
須貝 秀昭	身寄りなし問題研究会 代表



# ガイドラインの目的…(1ページ)

## 1. 本人の権利擁護支援

身寄りのない人がスムーズに医療・介護・福祉・その他のサービスを受けられるようになること

## 2. 支援者の支援

身寄りのない人に関わる支援者の不安や負担を軽減すること

## 3. 成年後見制度の普及啓発

成年後見制度の正しい知識の普及によって、  
医療・介護関係者と成年後見人等との連携強化



# ガイドラインの基本的な考え方…(1ページ)

## 1. 対象者

ガイドラインの支援の対象である「身寄りのない人」とは

- ① 家族や親族が全くいない人
- ② 家族や親族がいても様々な理由で支援を受けられない人
  - …疎遠、関係を拒絶されている。
  - …遠方に居住





# ガイドラインの基本的な考え方…(1ページ)

## 2. 自己決定の尊重・意思決定支援

- ・すべての支援は本人の意思(希望)に基づき提供されることが基本。
- ・支援が困難になるほど、支援者の価値観で決めてしまっていないか？
- ・意思疎通が困難でも、本人には意思があり意思決定能力を有するというこ  
とを前提に意思決定を支援する。
- ・一人の支援者の独断ではなく、チームにおいて本人の情報を収集し記録し  
共有することが大切。

※「チーム」とは専門職に限らず、本人が信頼し本人の利益を考える人すべて



# 身寄りのない人への具体的な対応…(2ページ～)

## A: 自宅で起こる問題

- (1) 災害時及び救急搬送時の緊急連絡先
- (2) 福祉サービスの利用契約やケアプラン等の同意
- (3) 預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理
- (4) 葬儀や遺品の処分などの死後事務
- (5) 賃貸住宅への入居
- (6) 空き家の問題



## B: 病院・施設で起こる問題

- (1) 緊急連絡先
- (2) 入院費及び施設利用料の支払い
- (3) 日用品等の準備・購入
- (4) 入院計画書やケアプラン等の同意
- (5) 医療行為(手術、予防接種など)の同意
- (6) 退院・退所の際の居室の明け渡し及び退院・退所先の確保
- (7) 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し



## ❖ 判断能力の状態

- ① 本人の判断能力が十分な場合
- ② 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合
- ③ 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

対応策を明記

# 身寄りのない人への具体的な対応…(3ページ～)

## A：自宅で起こる問題

### (1)災害時及び救急搬送時の緊急連絡先(3ページ)

事前の備えが大切！

- ・自宅に緊急通報装置を設置する(介護福祉課:025-792-9755)
- ・災害時に避難が難しいことを登録しておく(防災安全課:025-792-9214)
- ・緊急連絡先や持病などを登録しておく(うおぬま・米ねっと事務局:025-788-0485)



うおぬま・米ねっと  
UONUMA MY NET

### (2)福祉サービスの利用契約やケアプラン等の同意(4ページ)

- ① 相談機関職員が分かりやすく説明し、本人が契約する。
- ② 成年後見人等が本人の意向を確認した上で、代理で契約する。
- ③ 必要に応じて、成年後見制度または日常生活自立支援事業の利用を検討する。  
(福祉支援課:025-792-9767／魚沼市地域包括支援センター:025-792-9760／

魚沼市社会福祉協議会:025-792-8181)



### (3)預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理(4ページ)

- ① 本人が自ら管理する。必要に応じて、日常生活自立支援事業や任意後見制度の利用を検討する。  
(魚沼市社会福祉協議会:025-792-8181)
- ② 成年後見人等が本人に確認した上で、代理で支払う。
- ③ A-(2)-③と同じ。



# 身寄りのない人への具体的な対応

## A：自宅で起こる問題

### (4) 葬儀や遺品の処分などの死後事務(4ページ)

- ①あらかじめ遺言及び死後事務委任契約を結んでおく。(長岡公証人合同役場:0258-33-5435)
- ②後見類型の場合、成年後見人が一部の死後事務を行うことができる。
- ③火葬などを行う者がいない時は、市町村が行う。(福祉支援課:025-792-9767)



### (5) 賃貸住宅への入居(5ページ)

大家や民間の不動産会社などに、保証人不要を求めることは困難であり、今後、新たな住宅セーフティネット制度の促進を検討する。

### (6) 空き家の問題(5ページ)

事前に空き家対策を検討する。

- ・空き家バンクに登録する。(地域創生課:025-792-9752)
- ・あらかじめ遺言及び死因贈与契約を結んでおく。(新潟県弁護士会:025-222-5533/  
新潟県司法書士会:025-244-5121／新潟県行政書士会:025-255-5225)



# 身寄りのない人への具体的な対応

## B：病院・施設で起こる問題

### (1) 緊急連絡先(5ページ)

- ①友人・知人もいない場合は、支援シートを活用して関係者間で役割等を確認しておく。
- ②成年後見人に緊急連絡先として求める役割を説明して、連絡先となることを依頼する。
- ③関係機関と支援シートを活用して、緊急時の役割等を確認しておく。また、民生委員・児童委員が把握している場合もあるので、本人と相談の上で連絡を取る。(民生委員児童委員協議会事務局:025-792-8181)

### (2) 入院費及び施設利用料の支払い(6ページ)

- ①原則本人が支払う。本人が経済的に困窮している場合は、生活保護の申請を検討する。  
(福祉事務所:025-792-9767／生活困窮者自立支援窓口:025-792-8181)
- ②成年後見人等が本人に説明した上で、代理で支払う。
- ③A-(2)-③と同じ。



### (3) 日用品等の準備・購入(6ページ)

- ①本人及び緊急連絡先の方が準備できない場合は、有償ボランティアや介護保険外のサービスで対応する。
- ②成年後見人等が、有償ボランティア及び介護保険外のサービスを調整する。
- ③本人の意思が確認できずサービスの契約ができない場合は成年後見制度の申立てを検討する。



# 身寄りのない人への具体的な対応

## B：病院・施設で起こる問題

### (4) 入院計画書やケアプラン等の同意(7ページ)

- ①本人が行う。
- ②本人と成年後見人等に説明し、成年後見人等が本人の代理で署名する。
- ③支援を尽くしても本人の意思を確認できない場合は、その旨をカルテ等に記載する。



### (5) 医療行為(手術、延命治療など)の同意(7ページ)

- ①医師等から十分な説明を受けた上で、本人が最終的な治療方法を選択し同意する。
- ②・③「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の考え方を踏まえ、慎重な判断を行う。  
(厚労省HP: <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>)

### (6) 退院・退所の際の居室の明渡し及び退院・退所先の確保(7ページ)

- ①入院・入所に関わった支援者と、本人の意向を確認する。
- ②上記に成年後見人等を加え相談する。
- ③成年後見制度の利用を検討する。



### (7) 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し(8ページ)

A—(4)と同じ。

# おわりに…(8ページ)

身寄りのないことで起こる問題は多岐にわたり、また、それぞれの背景や事情などによっても対応は異なります。残念ながら、本ガイドラインでそれらすべてが解決できるわけではありません。最終的には、その人に関わる関係機関の皆様方が、力を合わせて知恵を出し合いながら、個別に対応することになるでしょう。そこで大事になるのがチームによる支援です。本ガイドラインは、本人を支えるチーム作りのツールとしてもご活用いただけるものと思っております。

また、チームによる支援を進めるうえでは、本人の意思決定を支援するという視点を忘れてはなりません。その支援が真に本人の意思（希望）に基づくものであるためには、また、身寄りのない人の権利を擁護するという本ガイドラインの目的にかなうためには、常に本人を中心に置き、本人の自己決定を尊重する姿勢が極めて重要です。

今後は、本ガイドラインを活用した支援の事例を検証し、より現場に即したものになるよう見直していきたいと考えております。ぜひ、多くの関係機関の皆様方から、本ガイドラインをご活用いただき、身寄りがなくとも安心して暮らせる地域づくりを推進していただくことを期待しております。

## • チームによる支援

チーム作りのツールに！

## • 権利擁護、意思決定支援

意思決定支援のきっかけにしたい！

## • 関係者で作り上げていくもの

より現場に即したものに！

# 支援シートの概要



# 支援シート

「身寄りなし問題」の本質は、これまでの日本の医療・介護・福祉が家族による支援を前提としてきたことと、本人の希望や“本人ならこう言うだろう”といった推定意思を伝える仕組み(これも家族の機能)がないことです。そうした、これまで家族に求められてきた機能・役割を、本人を支えるチームで代替えることにより、身寄りがないことにより起こる問題の解決を目指すシートです。

## 意思決定支援

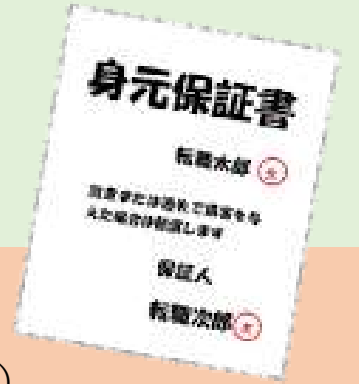
- ❖ 重度の認知症や知的障害があっても、本人には意思があり、意思決定能力を有することを前提として関わります。
- ❖ 本人が判断するために必要な情報を、本人が理解できる分かりやすい言葉や文字、図や絵などで説明してください。その際、支援者側の価値判断を挟まず、本人にとっての利益・不利益を一緒に考えていく姿勢が大切です。
- ❖ 本人が安心して意思を表明できるよう、支援者の態度や人的・物的環境の整備に配慮してください。
- ❖ 支援を尽くしても本人の意思を確認できない場合は、家族等(法的な意味での親族関係のみでなく、本人が信頼を寄せ、本人の利益を考え支える人をいいます)から本人の意思を推定できる情報を収集し、それを基本として本人にとっての最善の方策を検討します。ただし、これは代理代行決定で、意思決定支援とは区別して理解すべきです。

# 支援シート

## 役割分担シート(様式1)

福祉サービスの利用や入院・入所の際に、本来なら家族等に依頼する役割を、本人を支える支援チームで分担することで、身元保証人等がいなくてもスムーズにサービスを利用できるようにするものです。

本人の意思に基づく支援であることが重要ですので、会議は原則本人参加で行います。  
聞き取った内容をまとめ、本人と支援チームに配布し共有します。



### 【役割項目】

緊急連絡先に関する事

サービスの方針に関する事

利用料の支払い等金銭管理に関する事

入院・入所の準備に関する事

退院・退所に関する事

### ※ガイドライン

(1) 在宅時に起こる問題

- ①災害時及び救急搬送時の緊急連絡先 (3 ページ)
- ②福祉サービスの利用契約及びケアプラン等の同意 (4 ページ)
- ③預貯金の払戻しや公共料金等の支払いなど金銭管理 (4 ページ)

(2) 入院・入所から退院・退所までに起こる問題

- ①緊急連絡先 (5 ページ)
- ②入院費及び施設利用料の支払い (6 ページ)
- ③日用品等の準備・購入 (6 ページ)
- ④入院計画書やケアプラン等の同意 (7 ページ)
- ⑥退院・退所の際の居室の明渡しや退院・退所先の確保 (7 ページ)

# 支援シート

## “もしもの時”の意思確認シート①(様式2-1)

自身が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取り組みを「人生会議(ACP:アバンス・ケア・プランニング)」と呼びます。

そうした話し合いのきっかけにするためのシートです。



### ※ガイドライン

- (2) 入院・入所から退院・退所までに起こる問題
- ⑤医療行為(手術、延命治療など)の同意(7ページ)

## “もしもの時”の意思確認シート②(様式2-2)

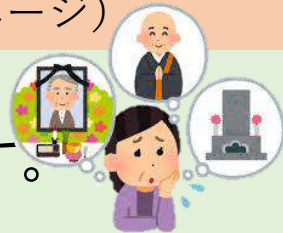
本人が亡くなった後の、葬儀や遺品の整理などについて、前もって本人の希望を聞き取り、もしもの時に葬儀を行う人(喪主等)に伝えるためのシートです。

### ※ガイドライン

- (1) 在宅時に起こる問題
- ④葬儀や遺品の処分などの死後事務(4ページ)

## 死後事務確認シート(様式3)

本人が亡くなった後の諸手続きについて、事前に支援チームで役割を決めておくためのものです。



※これら話し合った内容を支援シートにまとめ、**うおぬま米ねっと**に保存することで、本人の意思を伝えるという家族の役割をカバーできるかもしれません。



まい  
うおぬま・米ねっと  
UONUMA MYNET

魚沼地域(十日町市・魚沼市・南魚沼市・湯沢町・津南町)の病院や診療所、調剤薬局、介護施設、訪問看護などをネットワークで結び、患者及び利用者の診療情報や介護情報等を共有する仕組みです。

この仕組みを利用することにより、効率的に安全・安心な医療を提供すること及び、救急搬送時の迅速な治療につながられるという効果も期待されます。

米ねっとに参加している施設で  
あなたの医療・介護情報を共有します



うおぬま・米ねっと(<http://uonuma-mynet.org/>)

# ちよこつと裏話...

## もしもの時の意思確認シート(当初の案)

病気が治る見込みがなくても、以下のような延命治療を希望しますか？

心臓や呼吸が停止した時	
<input type="checkbox"/>	人工呼吸や心臓マッサージ等、生命維持のための最大限の治療を希望する
<input type="checkbox"/>	人工呼吸器や心臓マッサージは希望しない

食事を口から食べられなくなった時	
<input type="checkbox"/>	高カロリー輸液や胃ろうなどによる継続的な栄養補給を希望する
<input type="checkbox"/>	継続的な栄養補給は希望しないが、点滴などによる水分補給を希望する
<input type="checkbox"/>	点滴などによる水分補給も行わず、自然に最期を迎えたい

## “もしもの時”の意思確認シート①(様式2-1)

自身が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取り組みを「人生会議(ACP:アバンス・ケア・プランニング)」と呼びます。

そうした話し合いのきっかけにするためのシートです。

- ①希望する治療やケアについて相談している人はいますか
- ②“もしもの時”に治療やケアの判断を任せても良いと思える方はいますか
- ③回復が難しい状態になった時、どのような治療を望みますか

※あなたの考えに沿った治療やケアを受けるために、あなたが大切にしていることや望んでいることを、まずは自分自身で考え、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有することが重要です。そうした取り組みを「人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)」と呼びます。

これからの治療・ケアに関する話し合い  
・アドバンス・ケア・プランニング  
(人生会議)

# わたしの思いノート



1. もしも、生きることができている時間が限られているとしたら、あなたが大切にしたいことは何ですか？

2. もしも、治らない病気などになり、自分の思いを伝えられなくなったら、どんな治療やケアを受けて過ごしたいですか？

3. もしも、治らない病気などになったら、どこで過ごしたいですか？

4. もしも、治療や生活について自分の思いを伝えられなくなったら、あなたの代わりにあなたの思いを伝えて話し合っしてほしい人はだれですか？

## 人生を最後まで自分らしく生きるために

このノートは、いつか訪れる人生の最終段階に備えて、「あなたが大切にしていることや望み、どのような医療や生活を望んでいるか」について、いま思っていることや望むことを伝え、「あなたの思い」を知ってもらうものです。  
このノートをもとに、あなたの信頼する人たちと一緒に話し合ってみましょう。



希望や思いは時間の経過や健康状態によっても変化します。  
何度も繰り返し考え、話し合みましょう。



# 支援シート活用のタイミング

## 役割分担シート(様式1)

救急搬送されて入院になったけど身元保証人がいない  
(病棟看護師)

## “もしもの時”の意思確認シート①(様式2-1)

高齢だし、またいつ体調を崩して延命治療の判断が必要になるか心配だわ  
(ケアマネジャー)

本人が望む医療や介護を提供してあげたいから元気なうちに思いを聞いておこう！  
(MSW)

## “もしもの時”の意思確認シート②(様式2-2)

本人から自分が亡くなった後の相談を受けた  
(民生委員)

## 死後事務確認シート(様式3)

身寄りがないから、ある程度のことは自分がやらなきゃだよな。でも一人じゃ不安だな  
(成年後見人)

近所の人から、この人が亡くなったら、市が葬式してくれるの？という相談があった  
(市役所職員)

## 《参考資料》

- ・「身元保証等」がない方の入院・入所にかかるガイドライン(平成29年2月・半田市地域包括ケアシステム推進協議会)
- ・身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン(平成30年5月・医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究班)
- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン(平成30年3月・人生の最終段階における医療の普及・啓発のあり方に関する検討会)
- ・新潟県における身元保証人等に関する実態把握調査結果報告書(平成30年9月・新潟県立大学)
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(平成30年6月・厚生労働省)
- ・意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン(平成30年3月・大阪意思決定支援研究会)
- ・これからの治療・ケアに関する話し合いーアドバンス・ケア・プランニングー(平成30年・神戸大学)



ガイドラインの活用状況

今後の展望

**「魚沼市における身寄りのない人  
への支援に関するガイドライン」  
活用状況調査結果報告書**

# 調査の概要

---

## ■調査の目的

本調査は、令和2年11月に策定した「魚沼市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン」の活用状況について、市内関係機関に対して行ったアンケート調査の結果をまとめたものであり、ガイドラインの評価検討の一助とすることを目的としています。

## ■調査対象

市内関係機関100事業所にて相談業務に関わる方(行政含む)

## ■調査方法

郵送による配布、FAXとGoogleフォームによる回収

## ■調査期間

令和3年11月16日配布、12月31日を期限として回収

# 配布・回収状況

(Googleフォームによる回答37件 紙ベースによる回答111件)

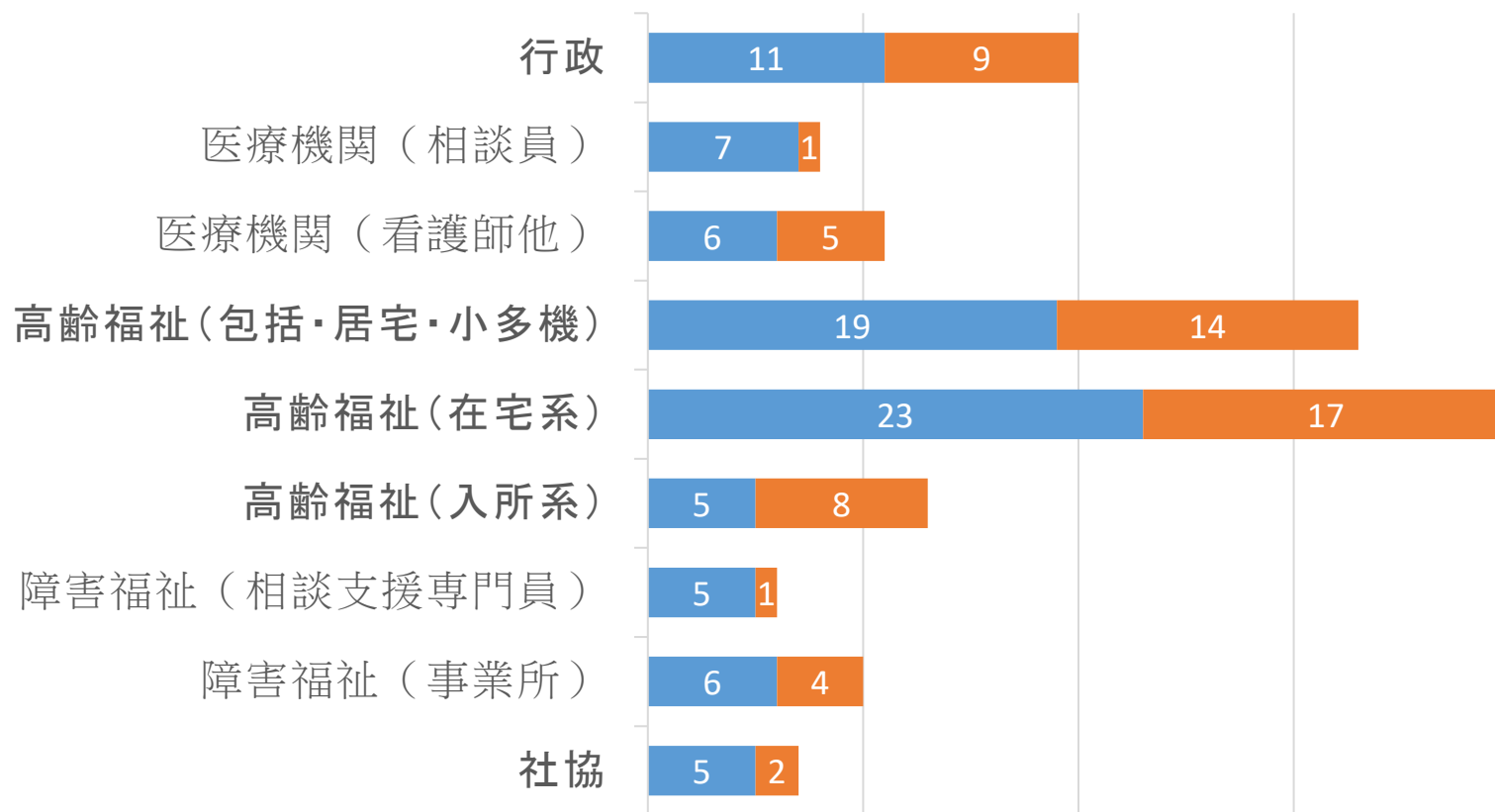
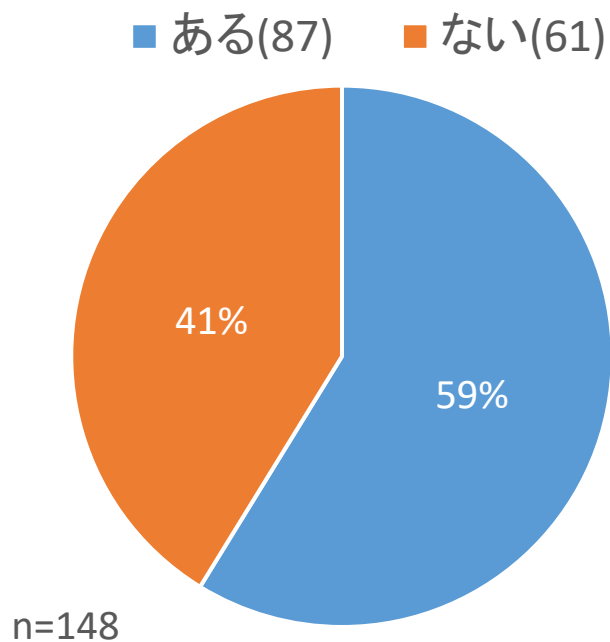
種別	行政(3課・保健所)	医療機関	介護保険関係	障害福祉関係	社協	合計
配布数	4	18	62	15	1	100
回答事業所数	4	7	42	9	1	63
回収率	100%	38.9%	67.7%	60%	100%	63%
回答数	20	19	86	16	7	148

市内(魚沼基幹病院含む)100か所に調査票を配布し、63か所の事業所から148件の回答があった。

# 調査結果

## 問1

支援の中で身寄りがないことで困難を感じたことがありますか？

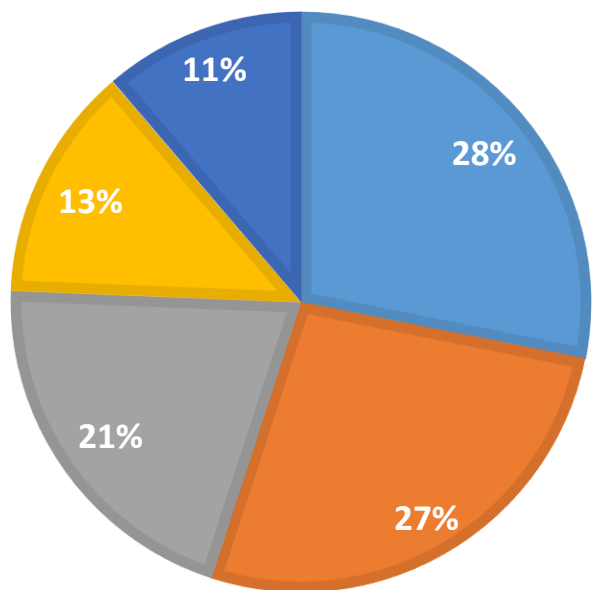


約6割の方が困難を感じたことがあると回答している。事業所別では医療機関(相談員)と障害福祉(相談支援専門員)が高い割合で困難を感じていることが伺える。

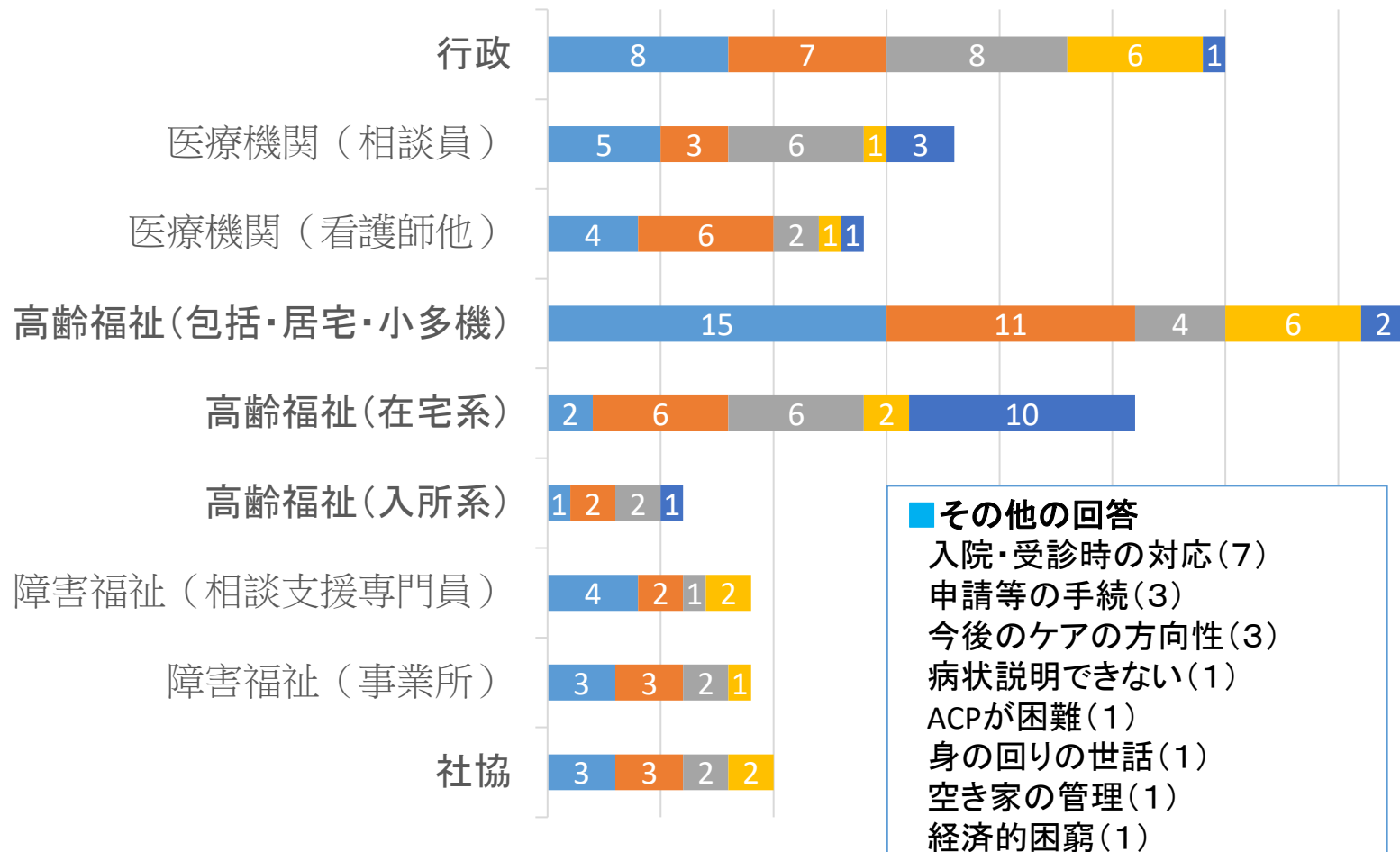
## 問2

問1で「ある」と答えた方へ。  
どのようなことで困難を感じましたか？(複数回答)

■ 連帯保証 ■ 医療同意 ■ 金銭管理  
■ 死後対応 ■ その他



n=87

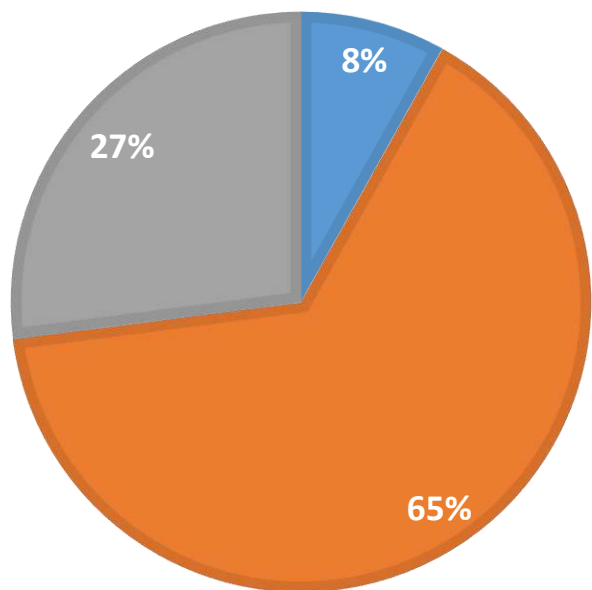


行政と高齢福祉(包括・居宅・小多機)において死後対応で困難を感じた割合が高い。その他の回答では、「入院・受診時の対応」が7件と多かった。

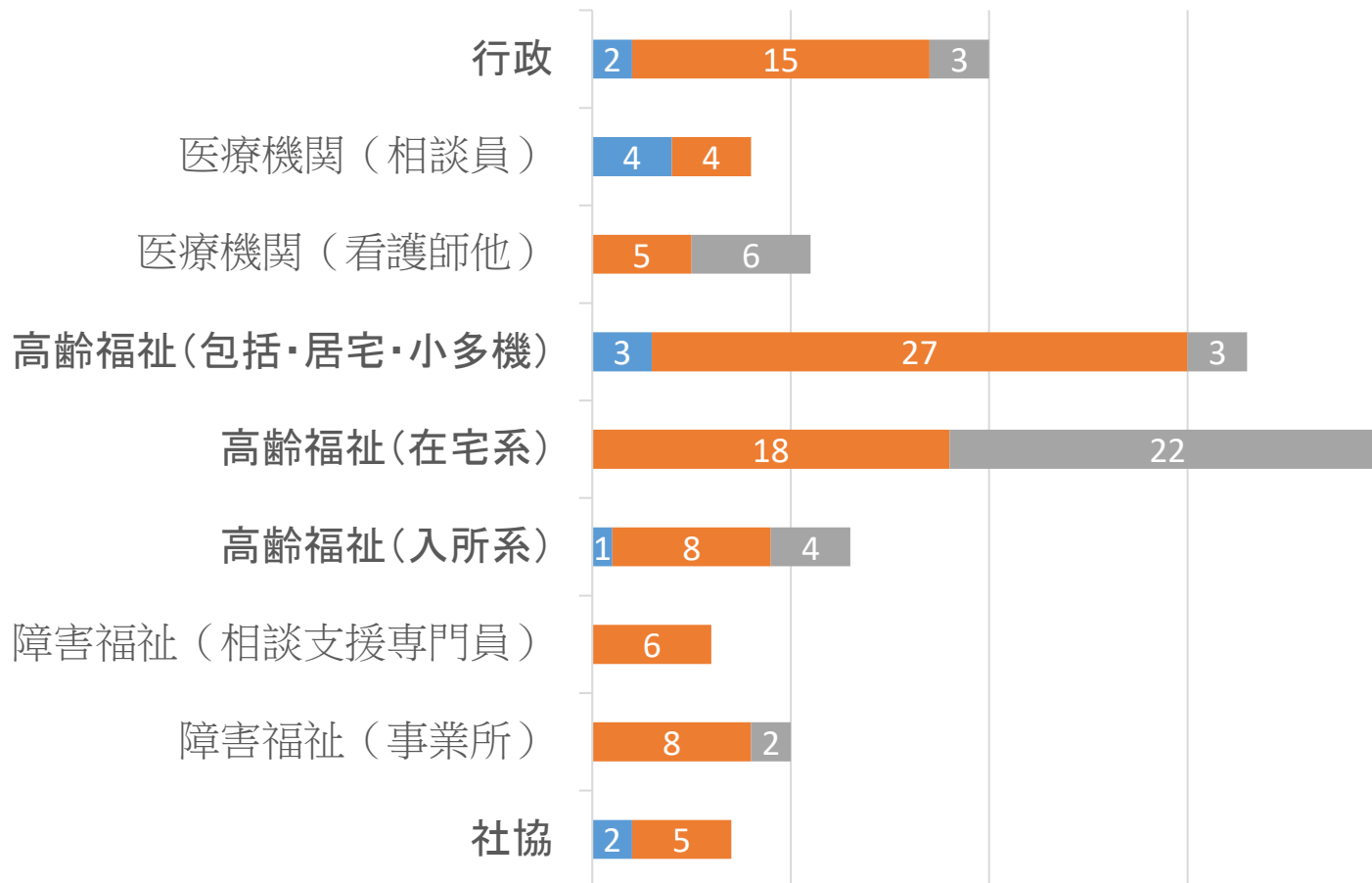
# 問3

## 本ガイドラインをご存じでしたか？

- 知っているし活用したことがある(12)
- 知っているが活用していない(96)
- 知らなかった(40)



n=148



活用事例自体少ないが、医療機関（相談員）での活用の割合が多い。  
知らなかったと回答した人が3割近くおり、周知不足が明らかになった。

## 問4

問3で「知っているし活用したことがある」と答えた方へ。  
具体的な活用事例をお聞かせください。

### 事例① 残される妻が心配

#### プロフィール

氏名:さん(90代夫婦) 居住状況:持ち家  
身体状況:妻認知症 親族状況:子どもなし

#### ガイドライン活用

ガイドラインを参照しながら今後起こりうる問題とその対応策を話し合った。

#### ガイドライン活用の効果

今後の支援の方向性が整理できた。また、利用者の不安を解消できた。

### 事例② 身寄りのない入院患者

#### プロフィール

氏名:Bさん(80代/男性) 居住状況:入院中  
身体状況:大腿骨骨折 親族状況:離婚・子どもあり

#### ガイドライン活用

繰り返しACPを行い、支援シート(様式2-1、様式2-2)を記載。米ねつとに登録した。

#### ガイドライン活用の効果

ACPのなかで本人の思いを確認でき、その意思に配慮した関りができた。  
相続人に様式2-2の本人の意向を伝えることができた。

### 事例③ GH入居を進めているが身元保証人がいない

#### プロフィール

氏名:Aさん(50代/女性) 居住状況:精神科病院入院中  
身体状況:統合失調症 親族状況:兄がいるが関係拒否

#### ガイドライン活用

役割分担シート(様式1)を用いて、病院、グループホーム、社協(日自)でチームを結成。

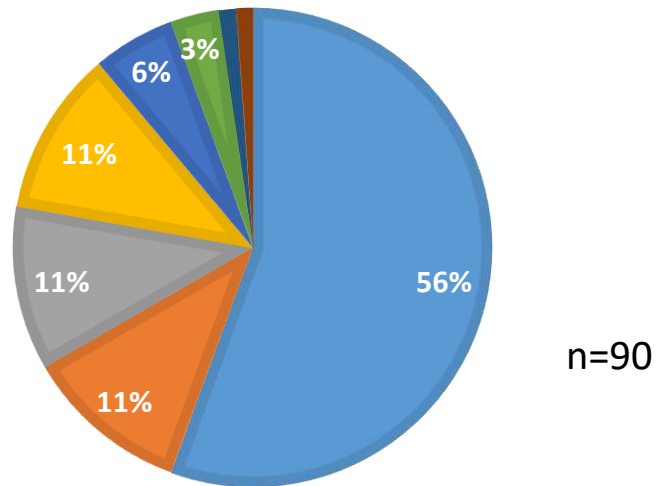
#### ガイドライン活用の効果

多くの関係機関が関わっていることで安心した兄が身元保証人になってくれた。

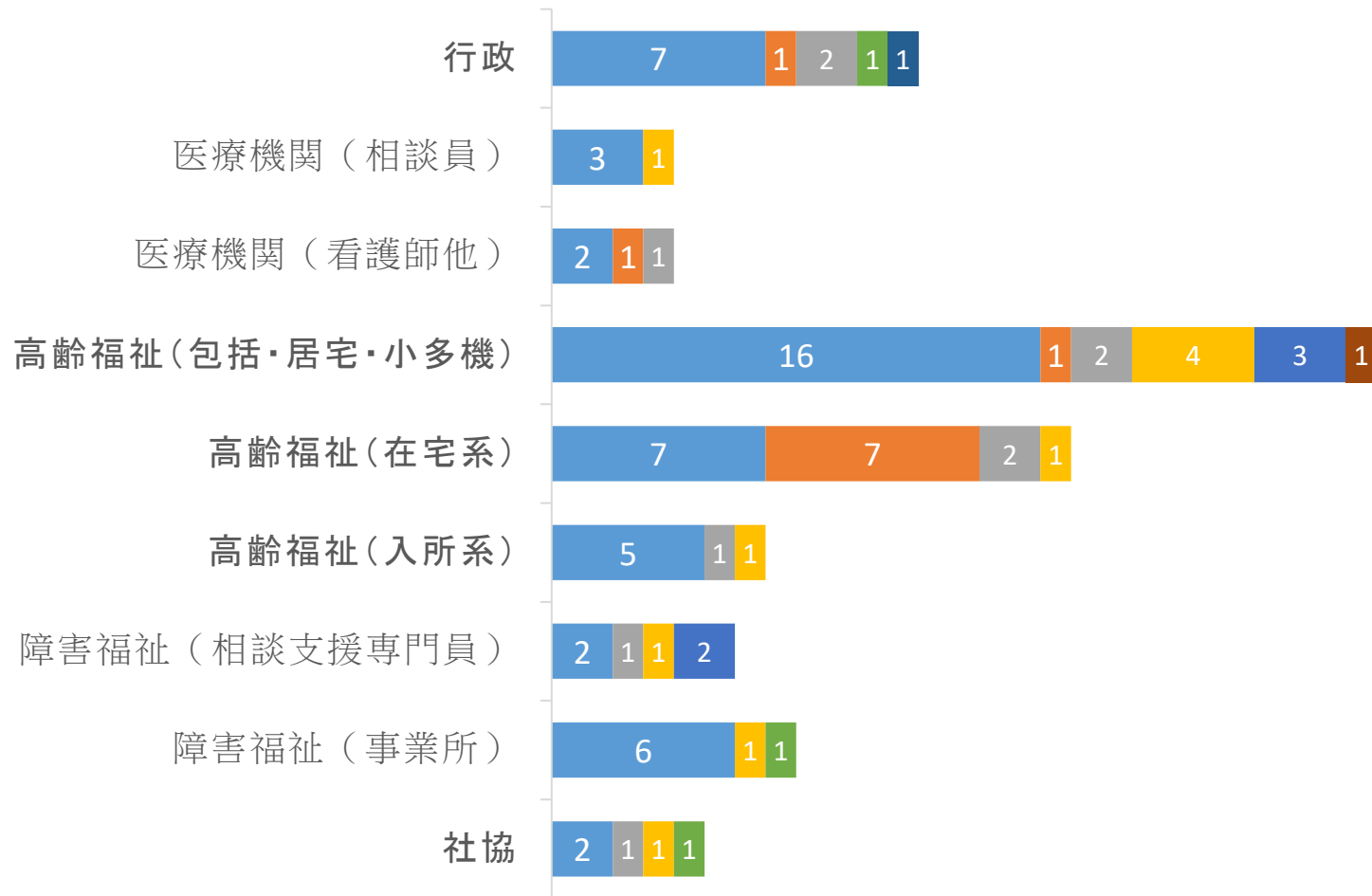


# 問5

問3で「知っているが活用していない」と答えた方へ。  
活用できない理由をお聞かせください。



- 身寄り問題の事例がない(50)
- 支援する立場にない・ケアマネ等が対応する(10)
- 知らなかった・使い方が分からない(10)
- 使わないで何とかなった(10)
- 活用のタイミングが分からない・難しい(5)
- 本人の了承が得られない(3)
- ガイドラインを使っても解決できない(1)
- 使いにくい(1)



事例がないという回答が半数以上だった。続いて、使い方が分からないやタイミングが難しいという回答が多かった。使い方の研修も含めて周知していく必要がある。

## 問6

### 自由記載

ガイドラインの内容や、今後、身寄りのない人への支援についてご意見・ご提案などございましたらお願いします。

- ・今回のアンケートで確認した。今後活用する。
- ・好事例集や出前講座をやってほしい。
- ・支援シートは身寄りのあるなしに関わらず、家族間で話し合うために活用できそう。
- ・ガイドラインができてても病院や施設の認識が薄い。行政からの働きかけが必要。
- ・ガイドラインをいつもカバンに入れて持ち歩いている。元気なうちに話し合っておくことが重要。

# 今後の展望（ガイドライン策定を通して感じたこと）

## 医療決定

本人ならこう言うだろうという推定意思を伝える人がいない

身寄り問題

孤立

意思決定の問題  
(ACP)

お墓がどこにある、お寺はどこ、といった情報を伝える人がいない

## 死後対応

いかに本人の意思・希望を、本人の真意を代弁できる程度に、関係者で共有できるか  
確認した本人の意思・希望を、施設や病院がいかに本人の推定意思として取り扱うか

# 今後の展望

## ①意思決定支援の推進

### 意思決定支援員(仮称)養成研修

- ・意思決定支援員(トーキングマット)
- ・法人後見支援員
- ・生活支援員



## ②身寄り問題解決プロジェクト

身寄りなし相談会

終活サポート

(任意後見・死後事務委任)

身寄りなしガイドラインの普及

社協まき(互助会)

- ・イベントの開催
- ・安否確認
- ・互助会葬

年代別

80以上(6)、70代(2)、60代(5)、30代(2)

課題別

死後対応(7)、身元保証(7)、  
金銭管理(4)、医療決定(2)

R4年度  
(15件)

関係者で悩み続けること



魚沼市市民フォーラム資料から(2019.11.16)

ご清聴ありがとうございました



(3) 11月2日 新潟県 魚沼市

【話題提供】

# 成年後見制度利用促進に おける新潟県内の状況

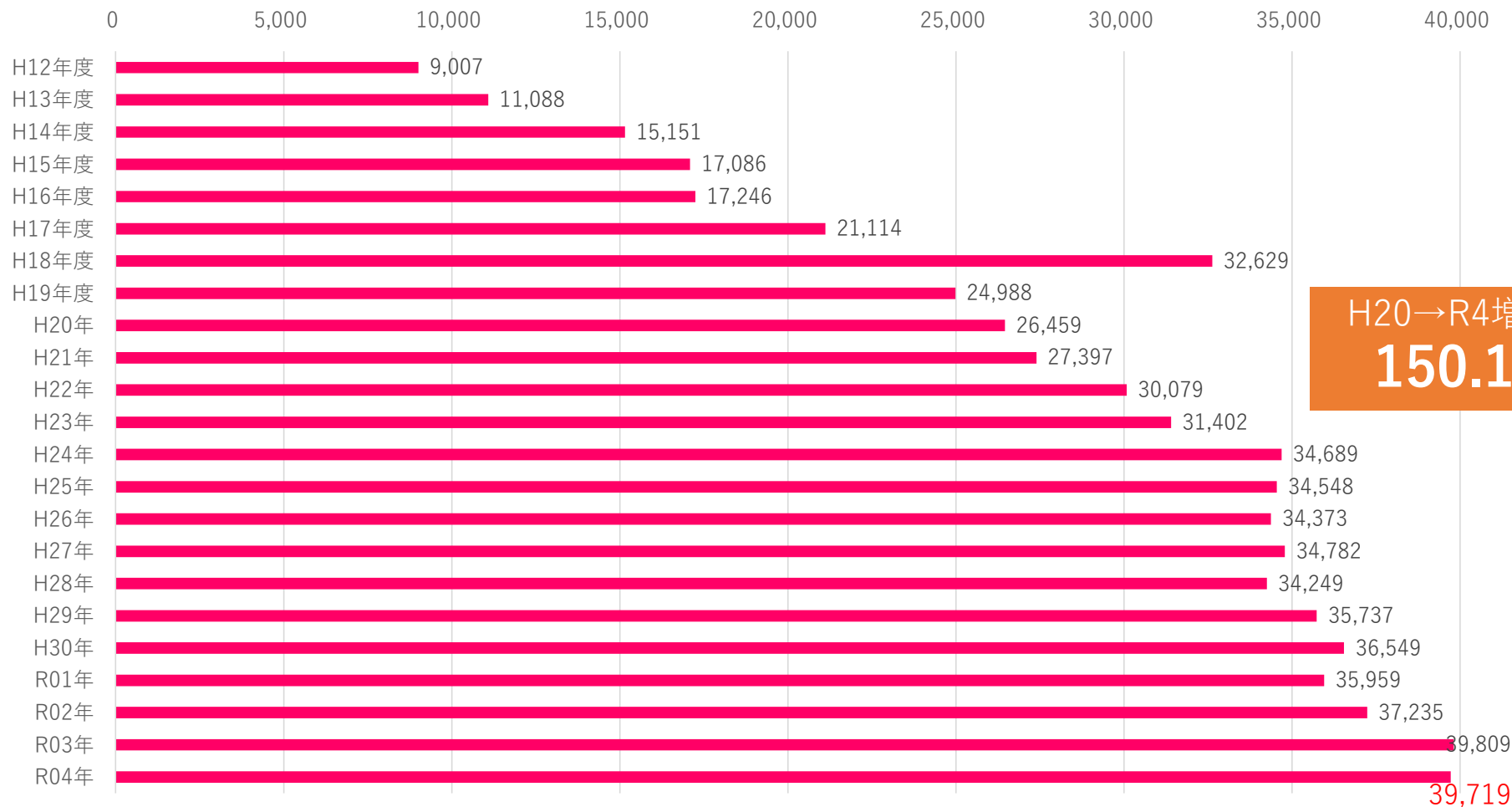
(福) 新潟県社会福祉協議会  
企画広報課 寺口 祐司

# 成年後見制度の利用概況



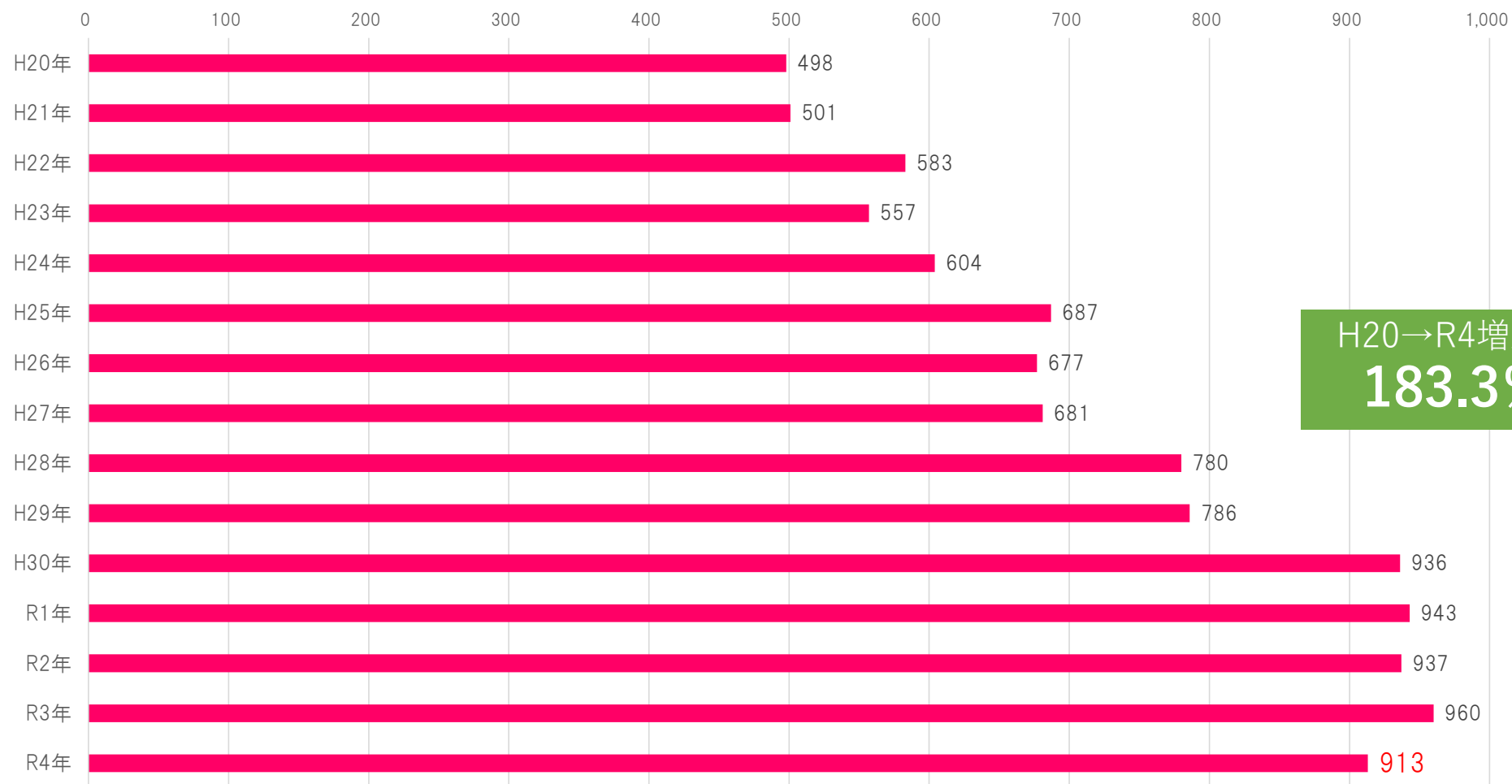
# 成年後見制度の申し立て状況

全国



※最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」の各年データをグラフ化

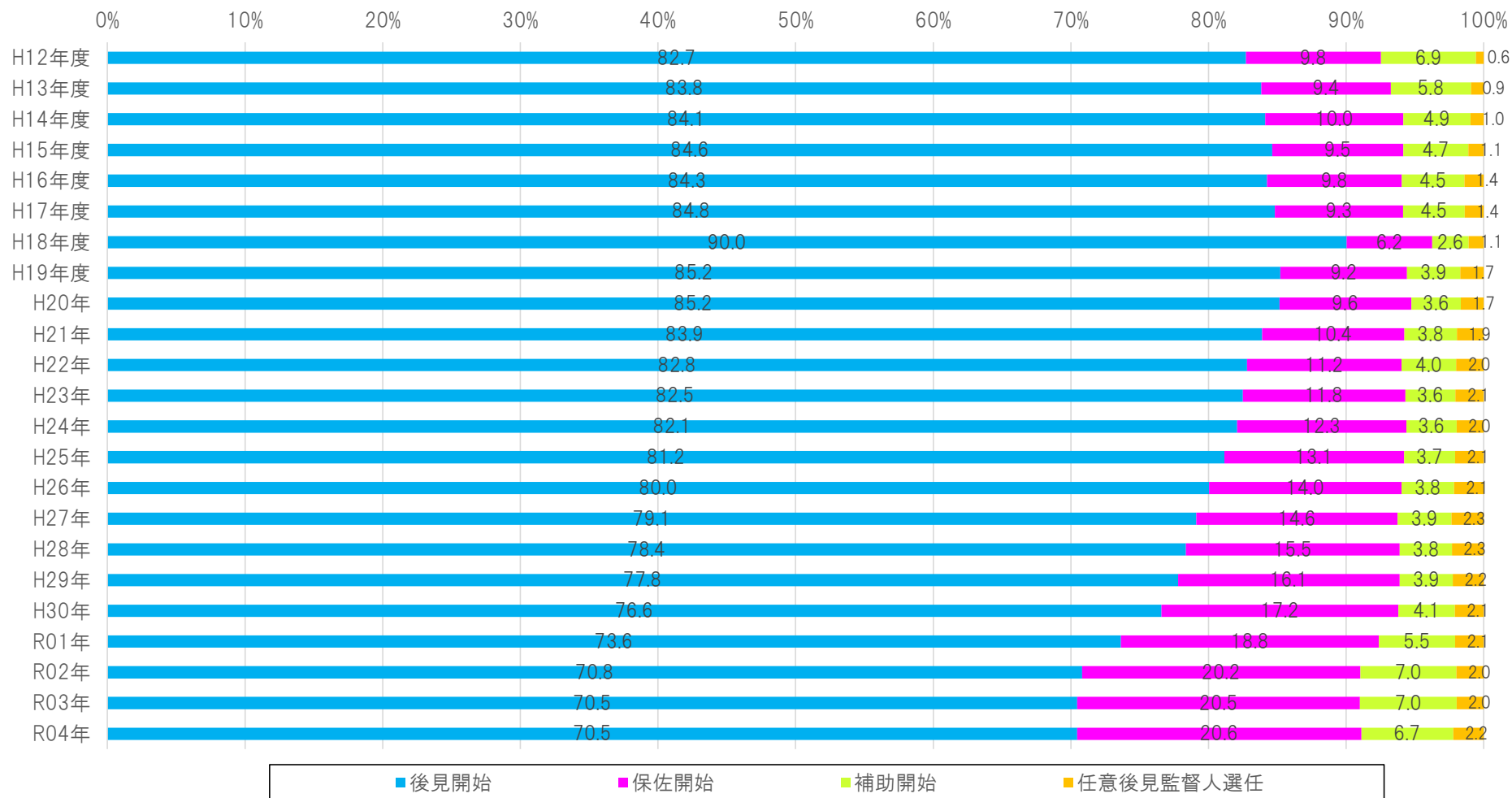
# 新潟県



※新潟社会福祉協議会「成年後見制度に関する実態把握調査結果」の各年データをグラフ化（R4年数値は速報値）

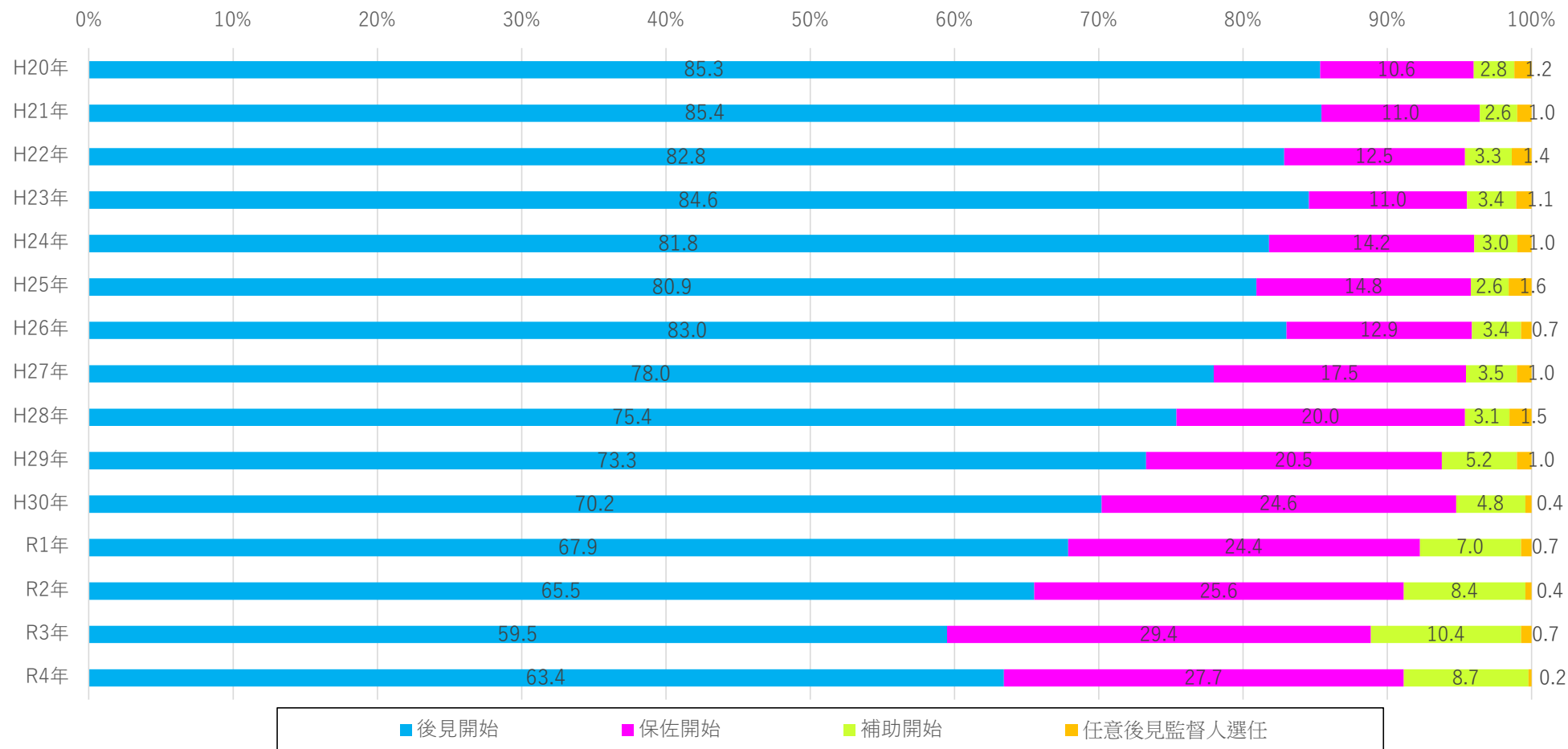
# 申立件数の類型別割合

全国



※最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」の各年データをグラフ化

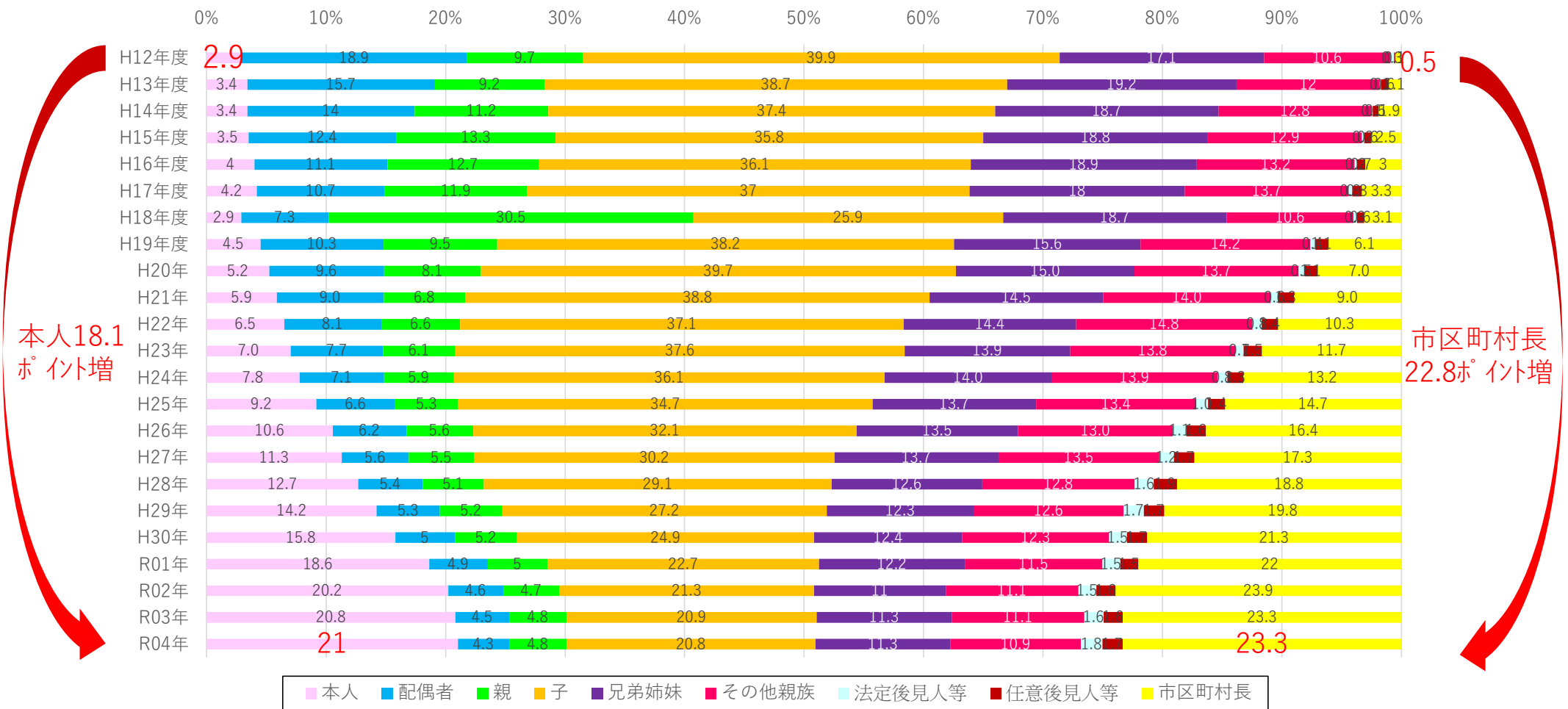
# 新潟県



※新潟社会福祉協議会「成年後見制度に関する実態把握調査結果」の各年データをグラフ化（R4年数値は速報値） 6

# 申立人と本人との関係別割合

全国

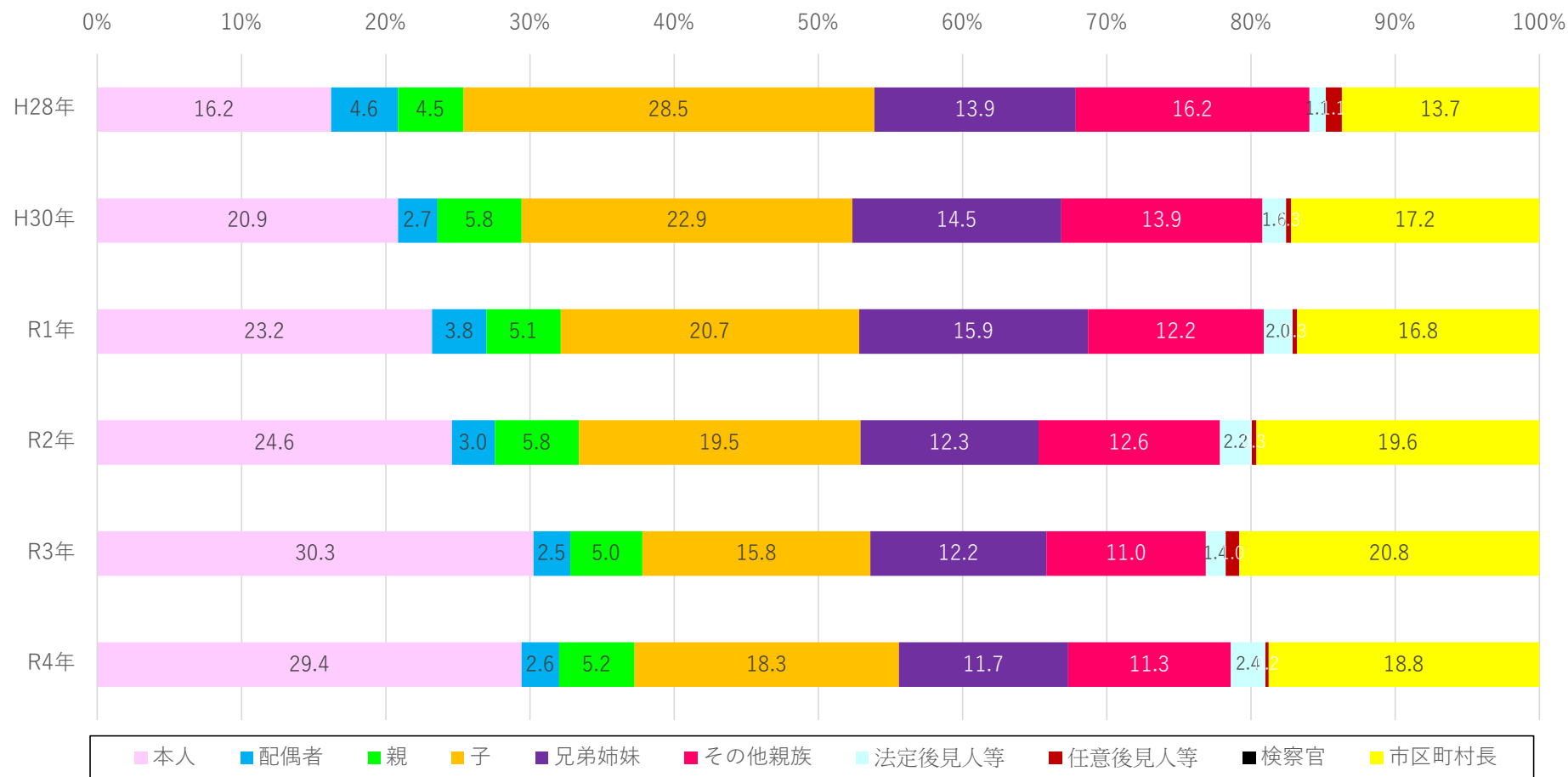


本人18.1  
ポイント増

市区町村長  
22.8ポイント増

※最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」の各年データを基にグラフ化

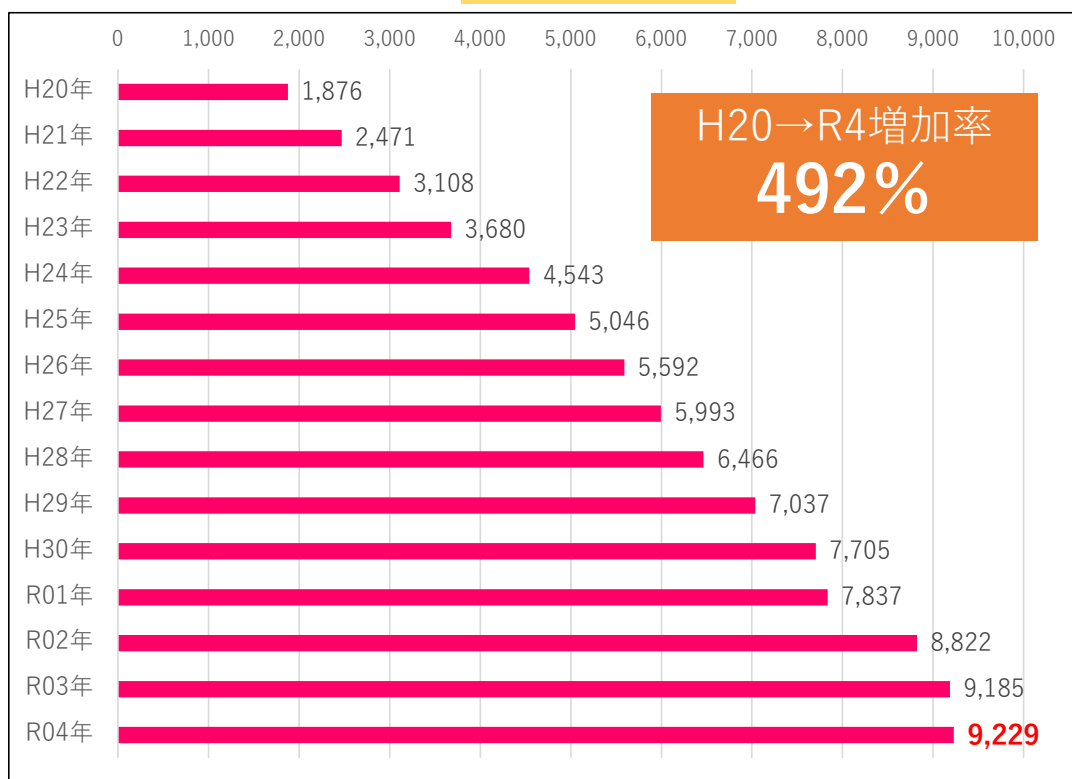
# 新潟県



※新潟社会福祉協議会「成年後見制度に関する実態把握調査結果」の各年データをグラフ化（R4年数値は速報値）

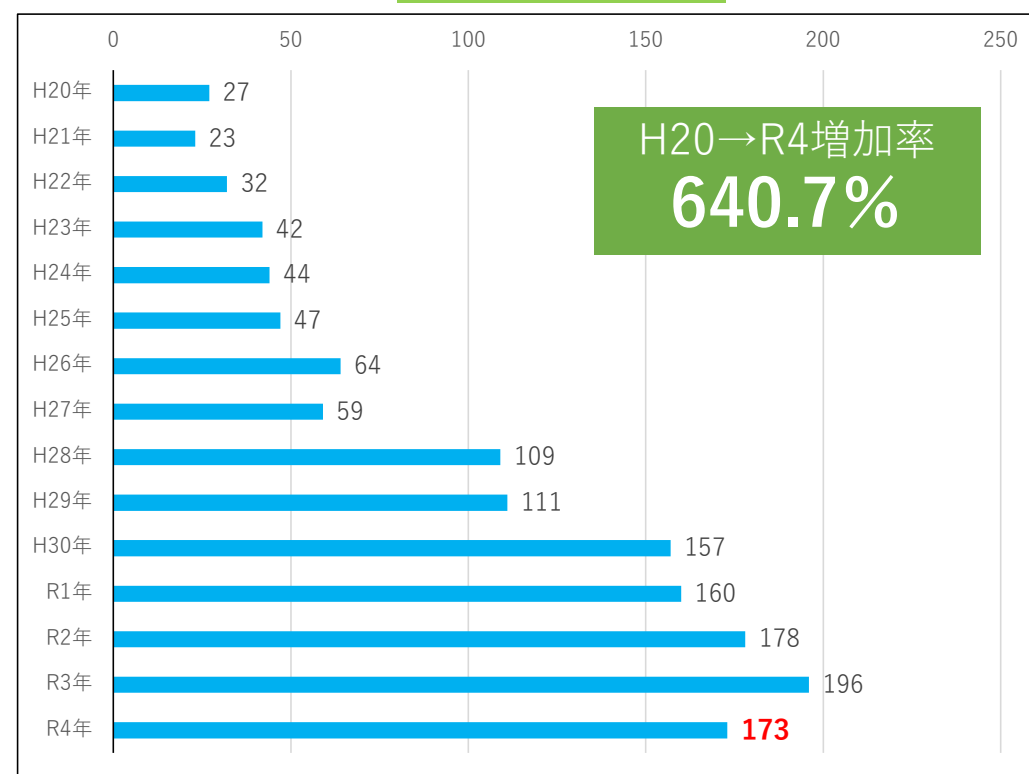
# 市町村長申立件数の推移

## 全国



※最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」の各年データをグラフ化

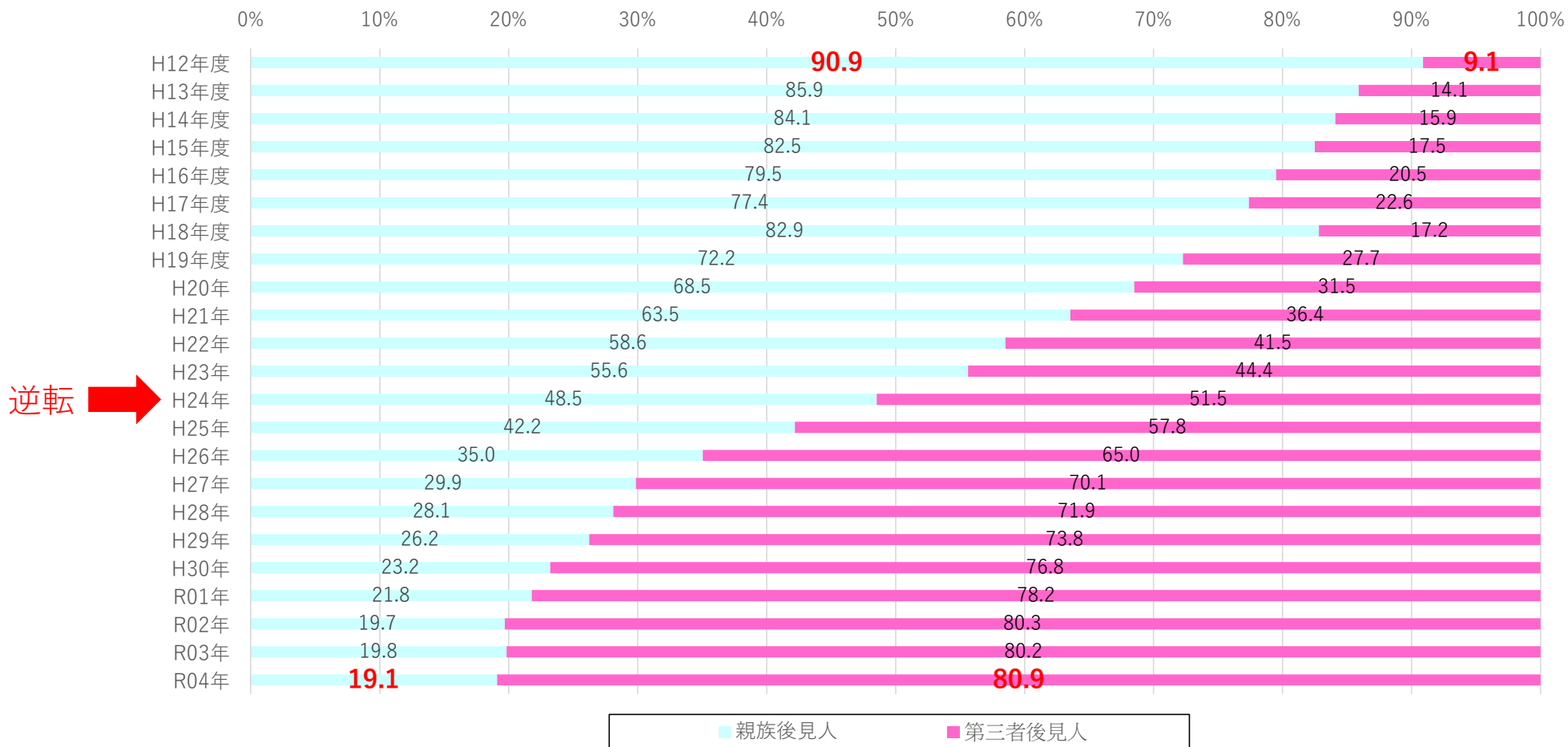
## 新潟県



※新潟社会福祉協議会「成年後見制度に関する実態把握調査結果」の各年データをグラフ化（R4年数値は速報値）

全国

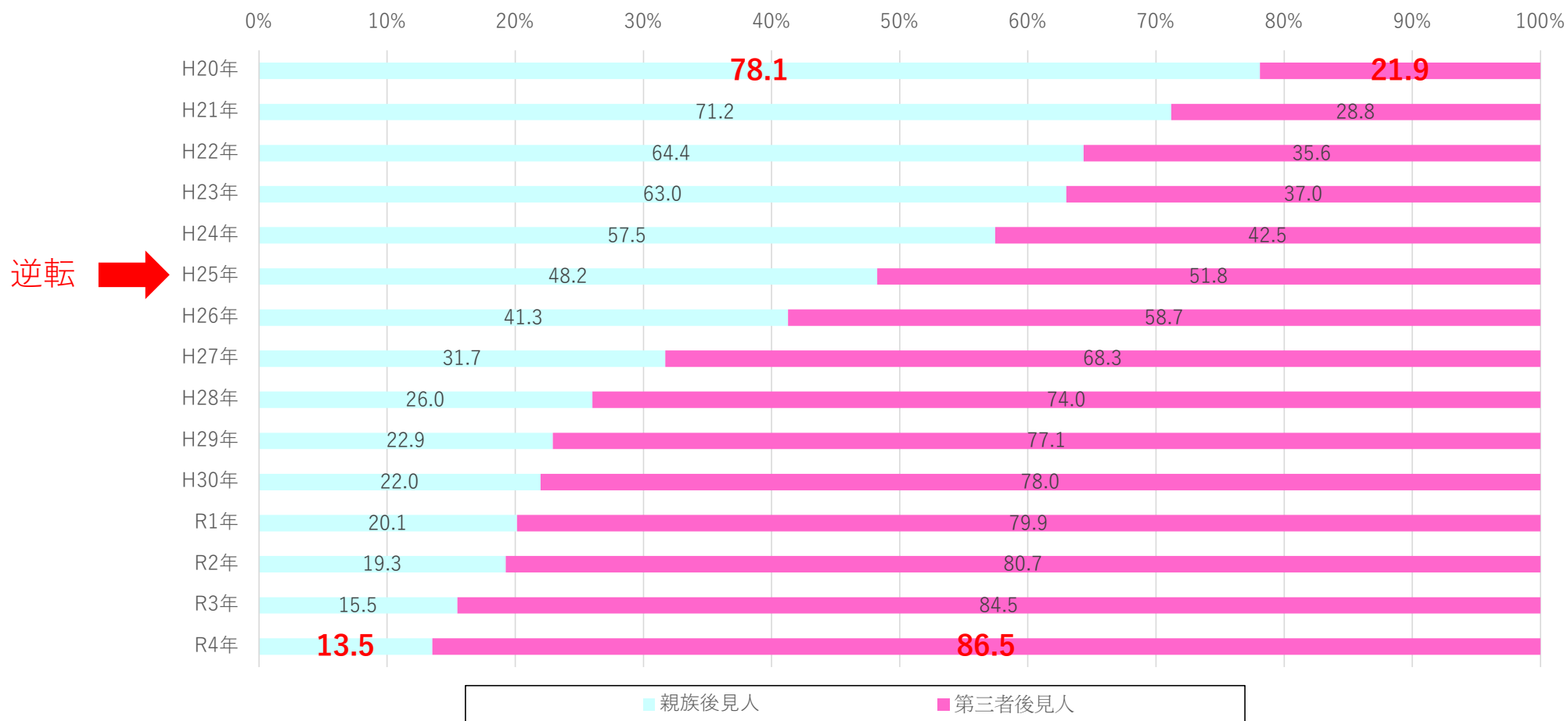
# 成年後見人と本人との関係別割合



※最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」の各年データを基にグラフ化



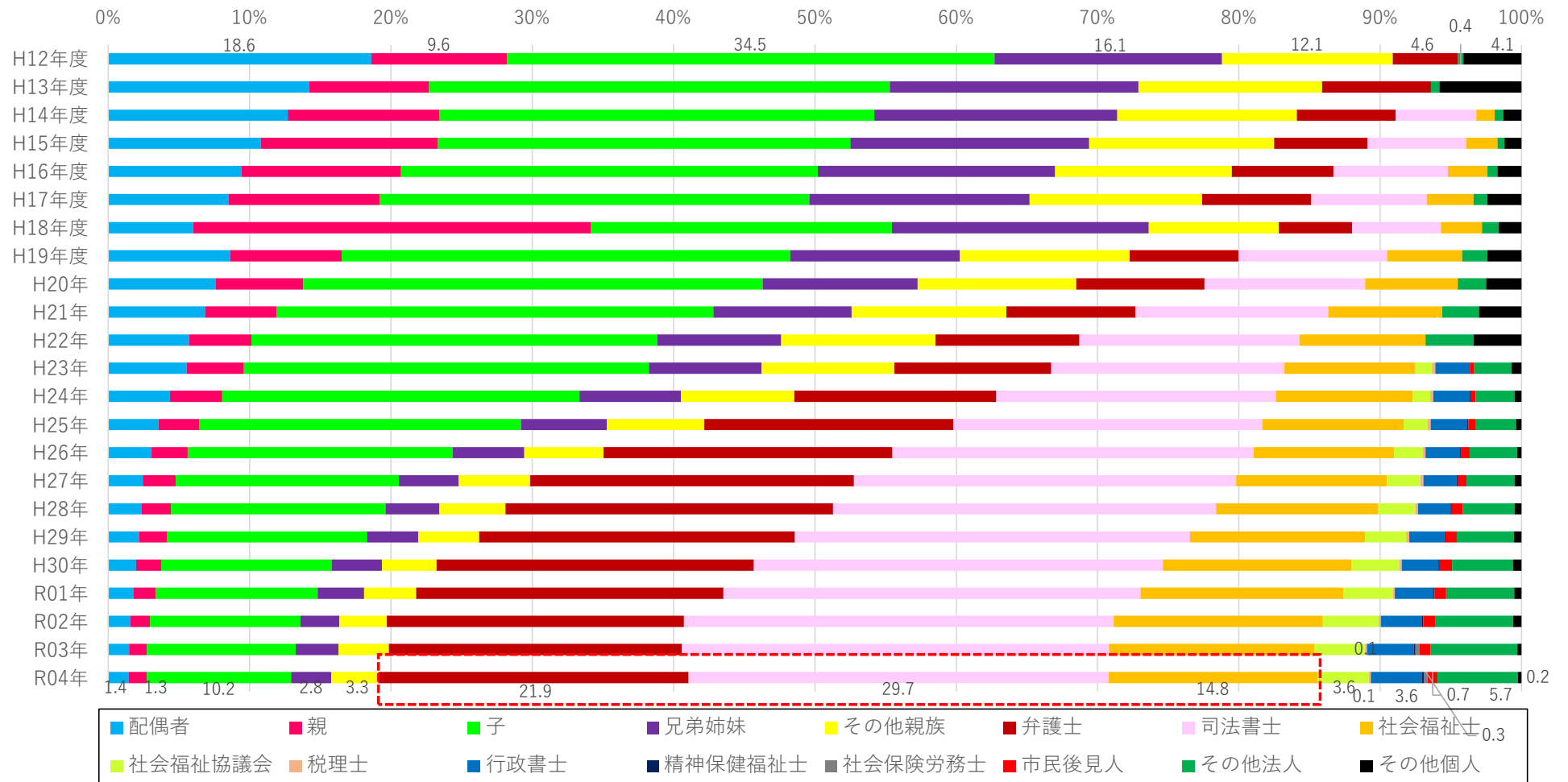
# 新潟県



※新潟社会福祉協議会「成年後見制度に関する実態把握調査結果」の各年データをグラフ化（R4年数値は速報値）

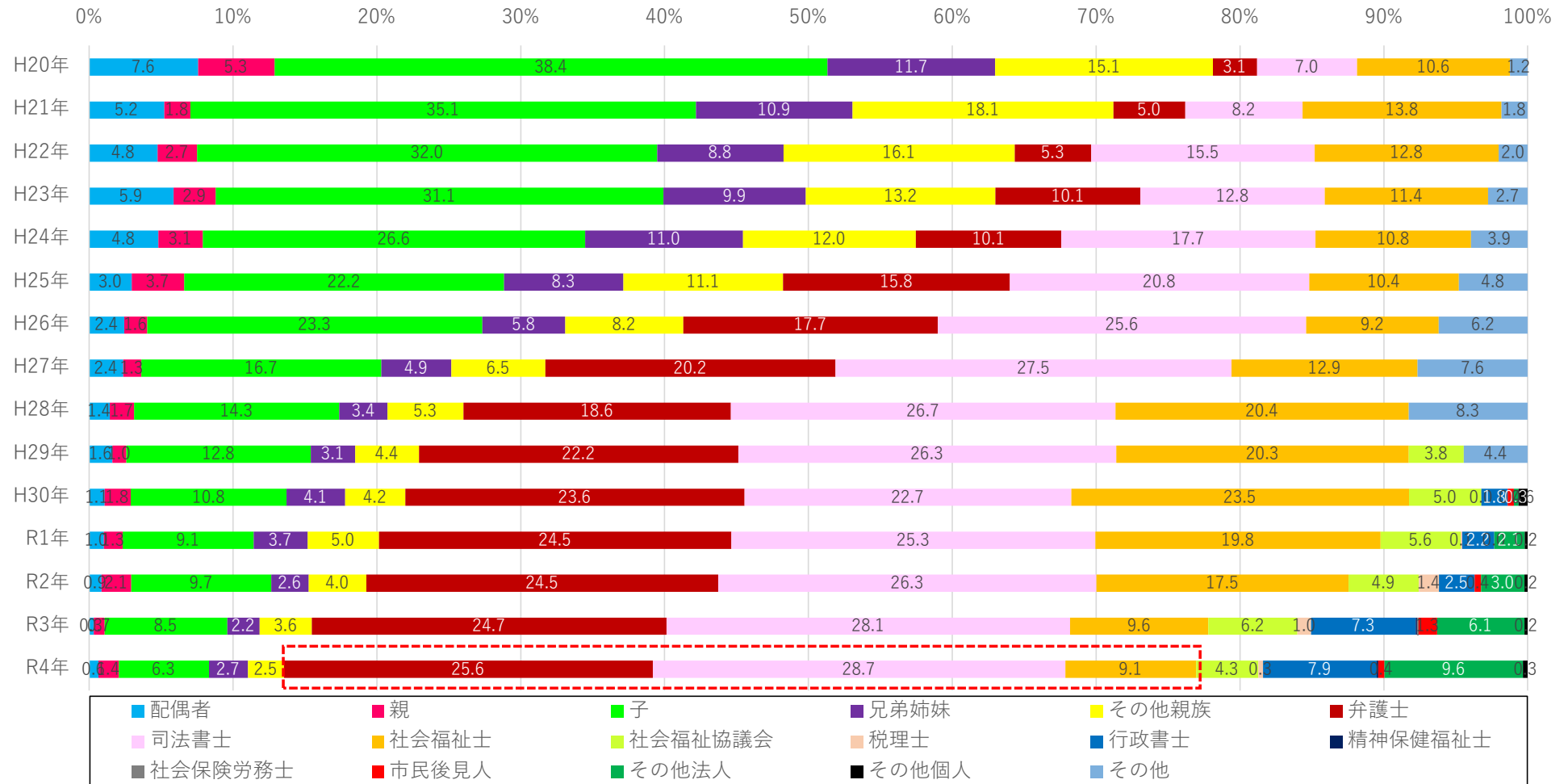
# 全国

## 成年後見人と本人との関係別割合



※最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」の各年データを基にグラフ化

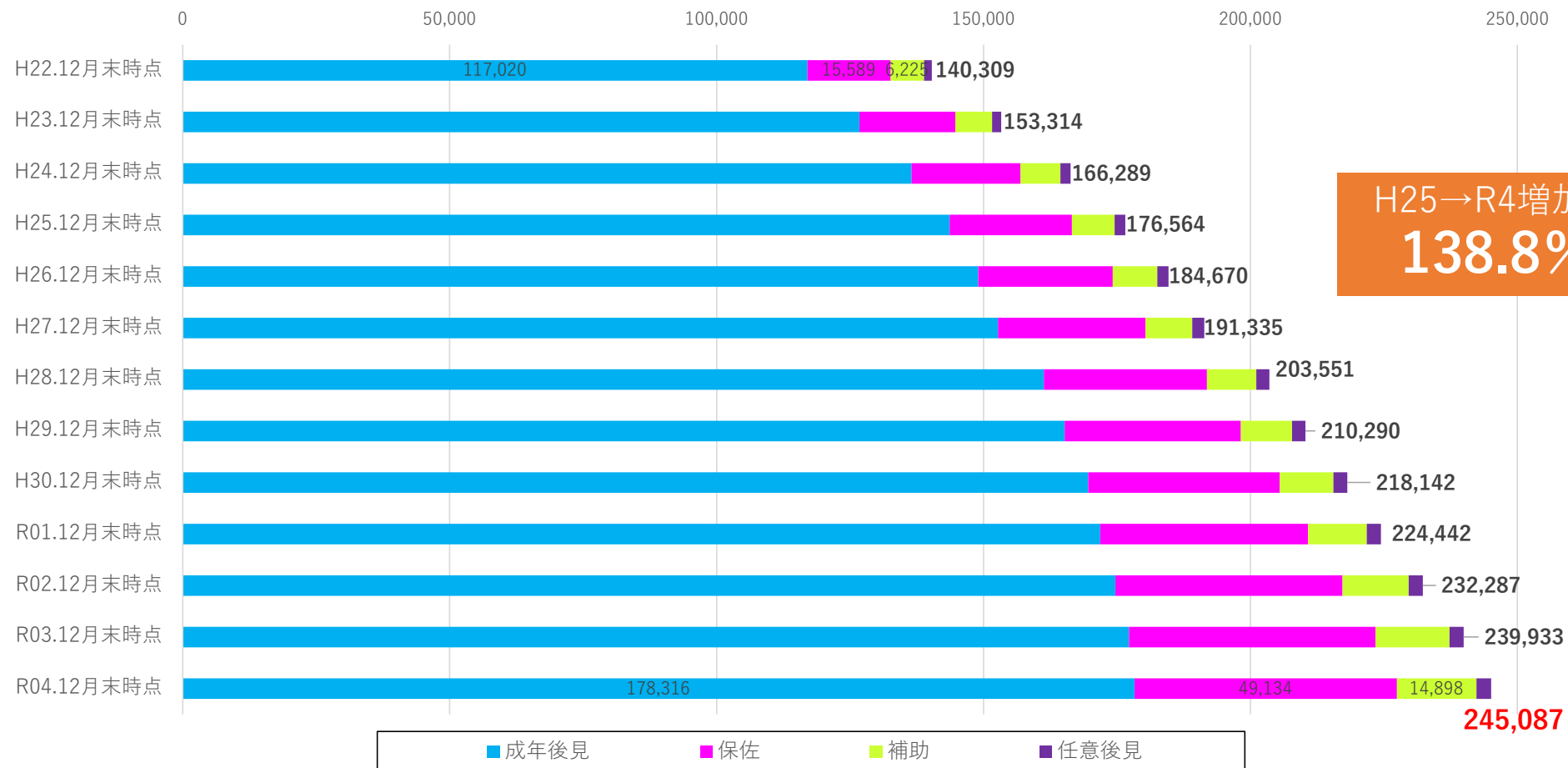
# 新潟県



※新潟社会福祉協議会「成年後見制度に関する実態把握調査結果」の各年データをグラフ化（R4年数値は速報値）

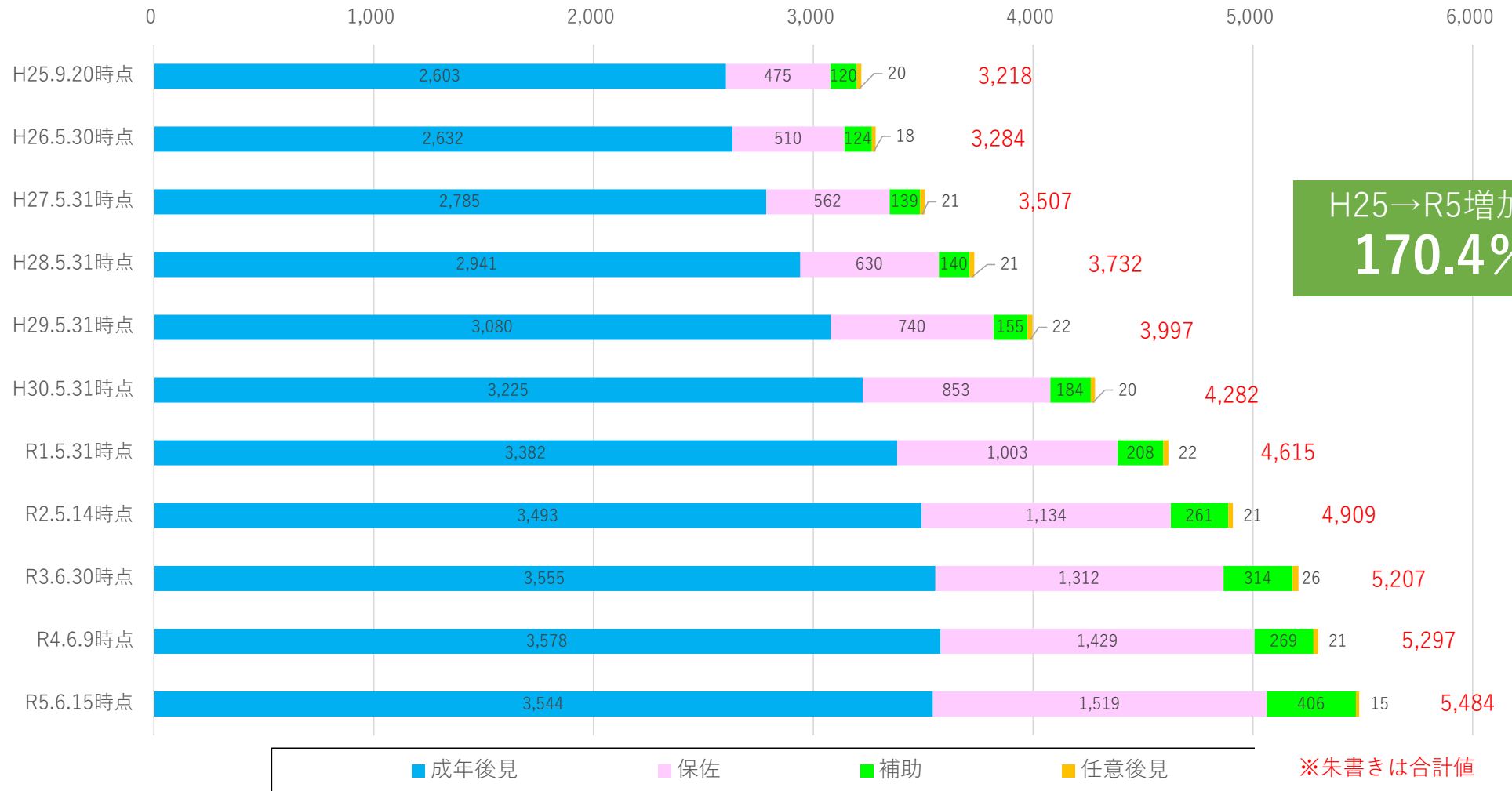
# 成年後見制度の利用者数

全国



※最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」の各年データをグラフ化

# 新潟県



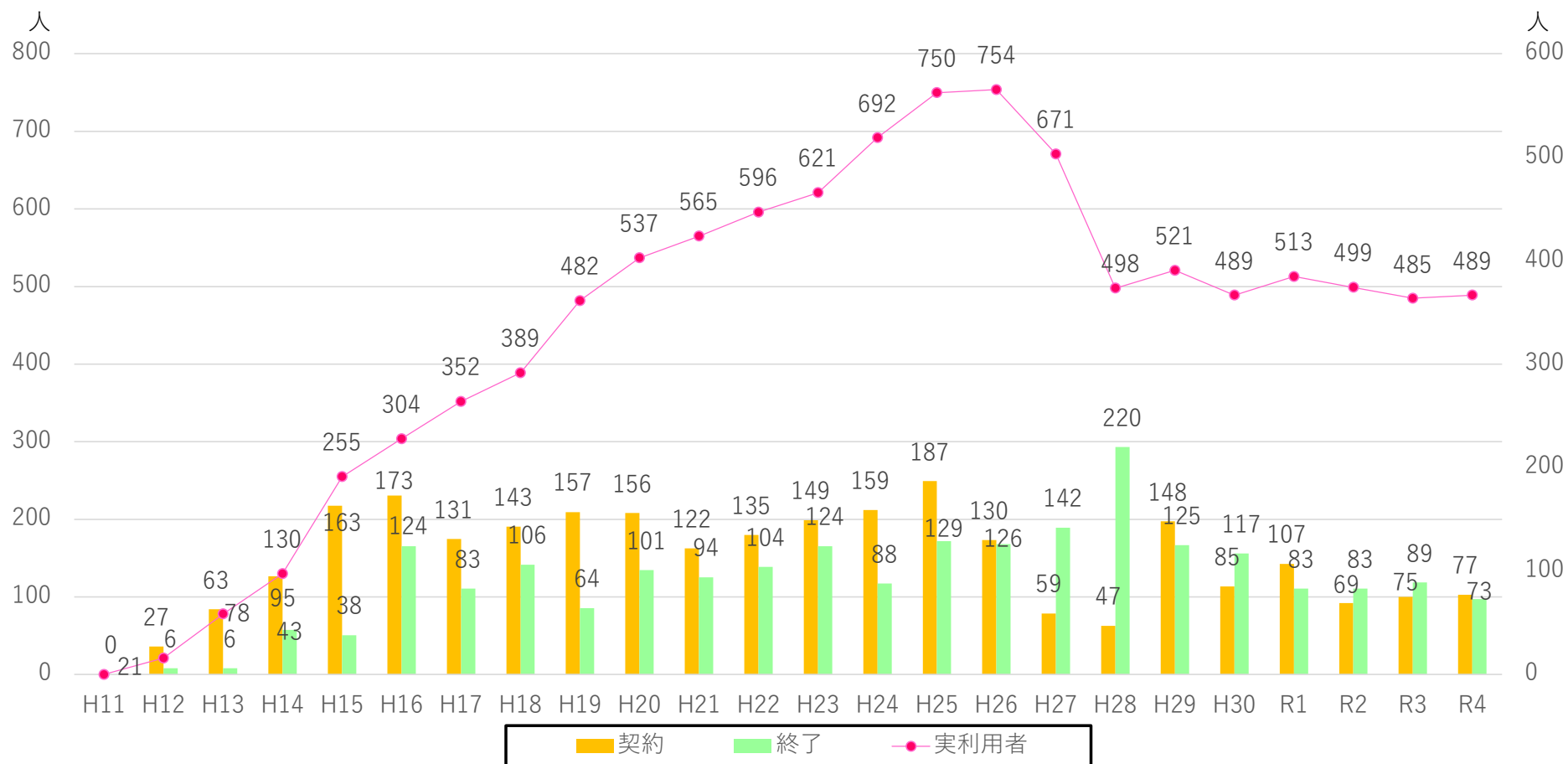
H25→R5増加率  
**170.4%**

※新潟社会福祉協議会「成年後見制度に関する実態把握調査結果」の各年データをグラフ化（R4年数値は速報値）

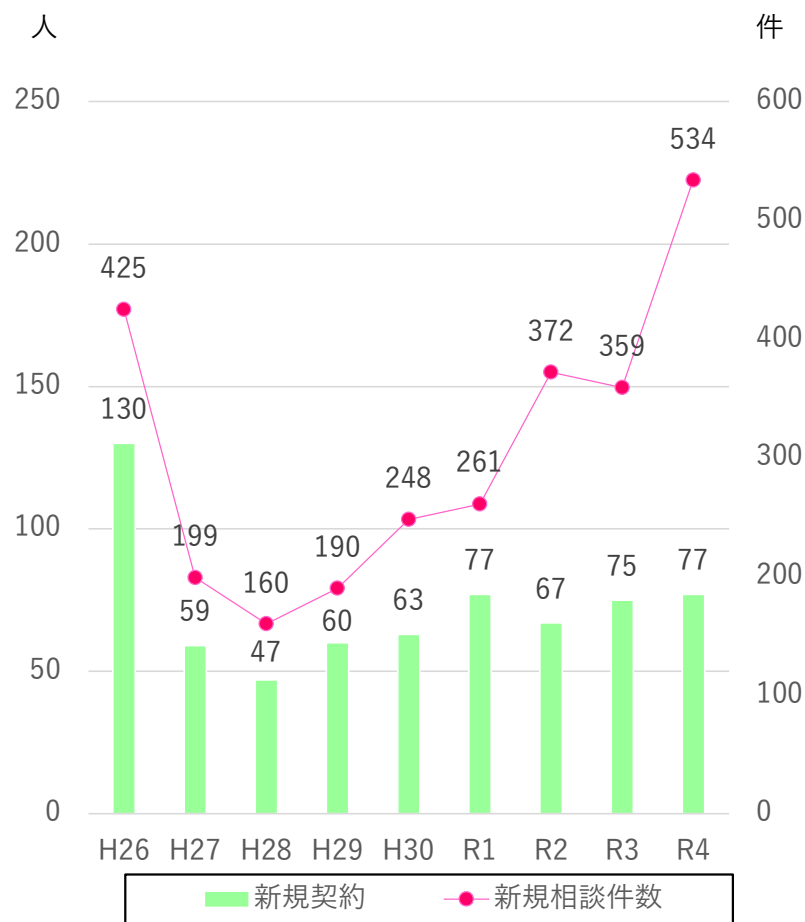
II

# 日常生活自立支援事業の利用概況

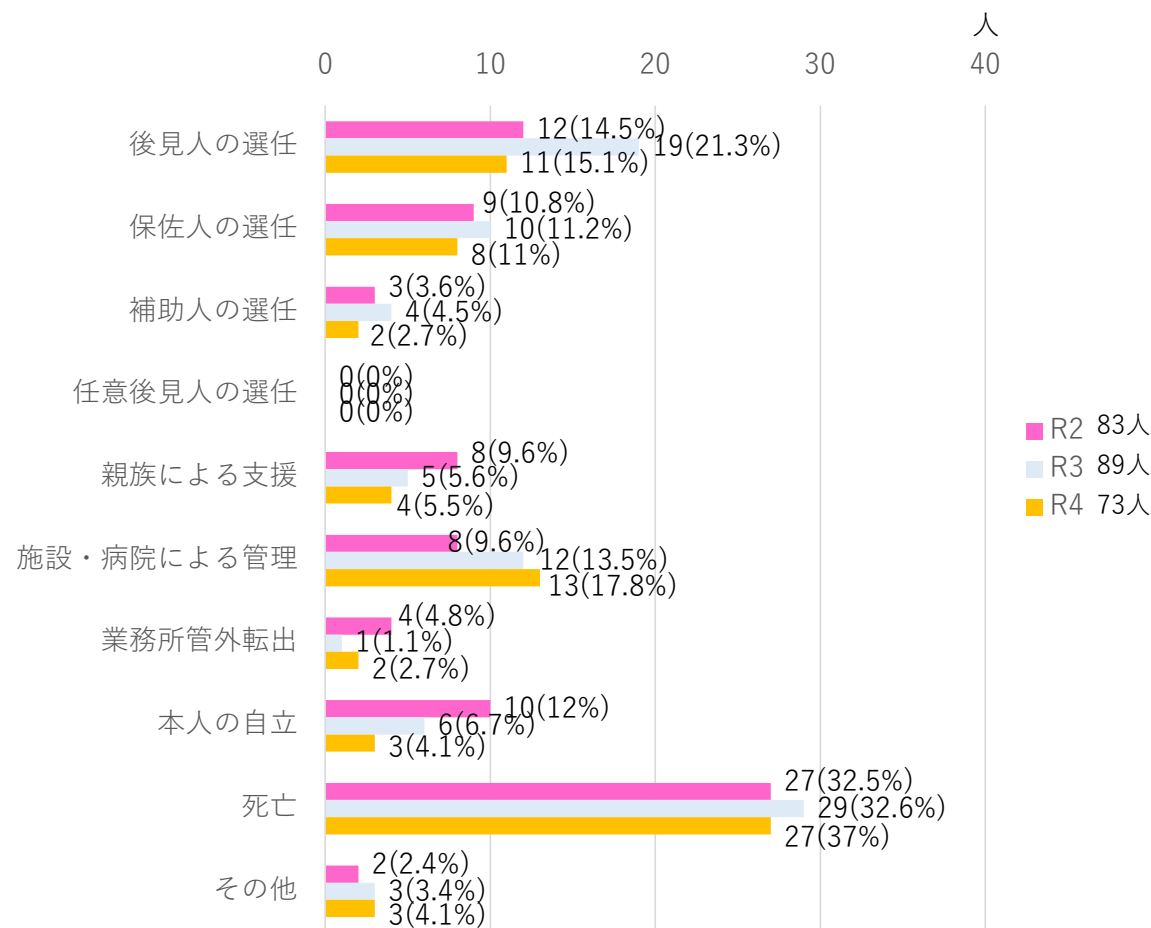
# 利用契約者と新規契約・契約終了件数の推移



## 新規相談件数と新規契約件数の推移

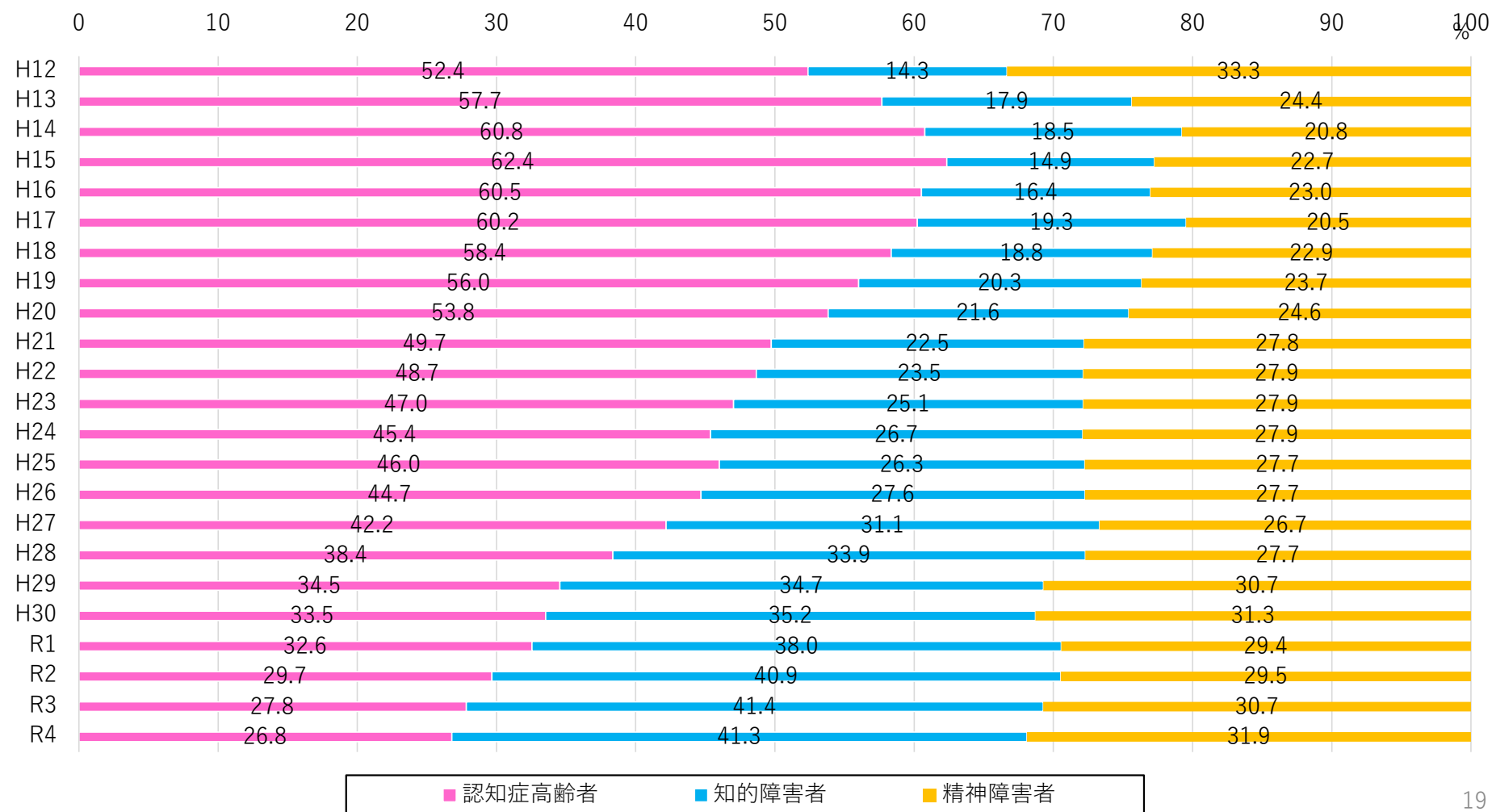


## 契約終了の事由





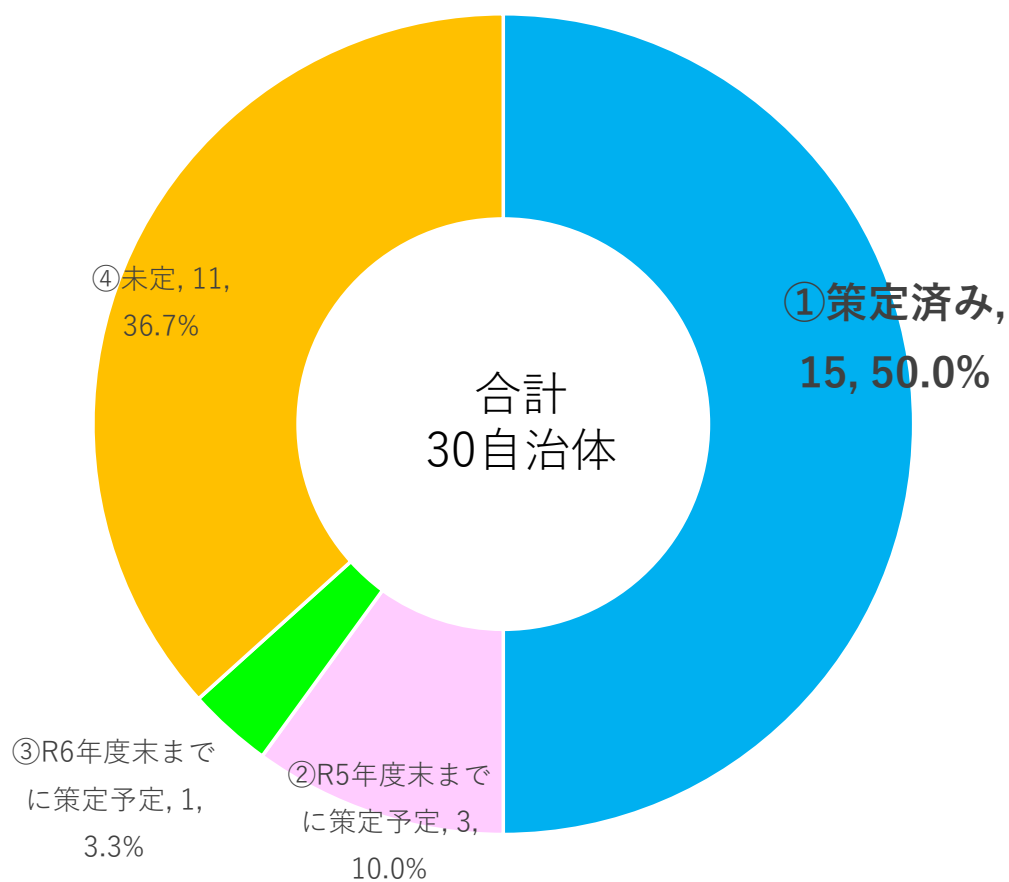
# 利用契約者属性構成比の推移



### III

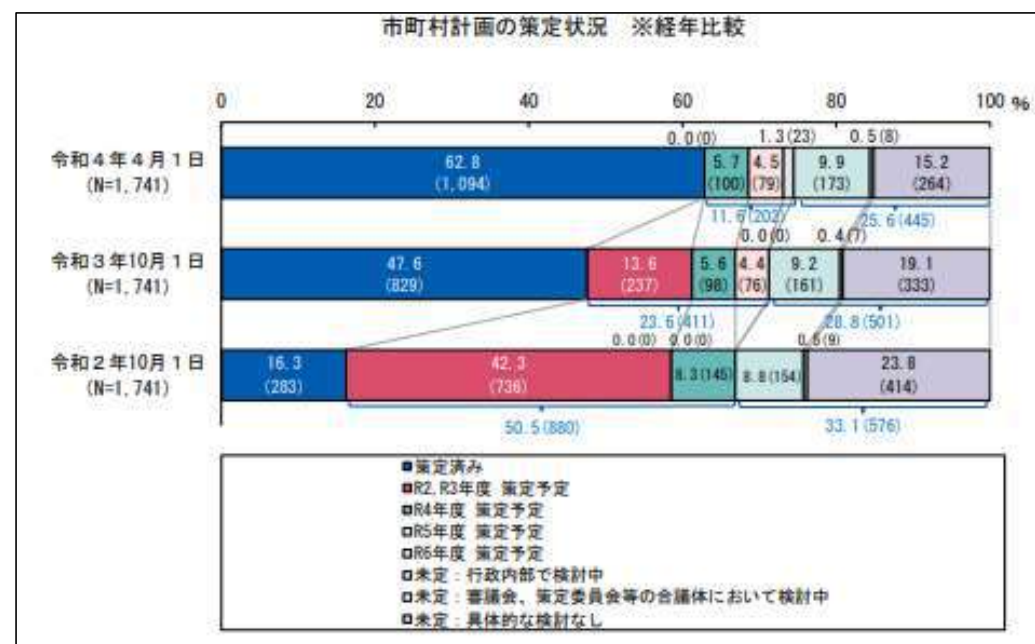
# 成年後見制度の体制整備状況

# 市町村計画の策定状況



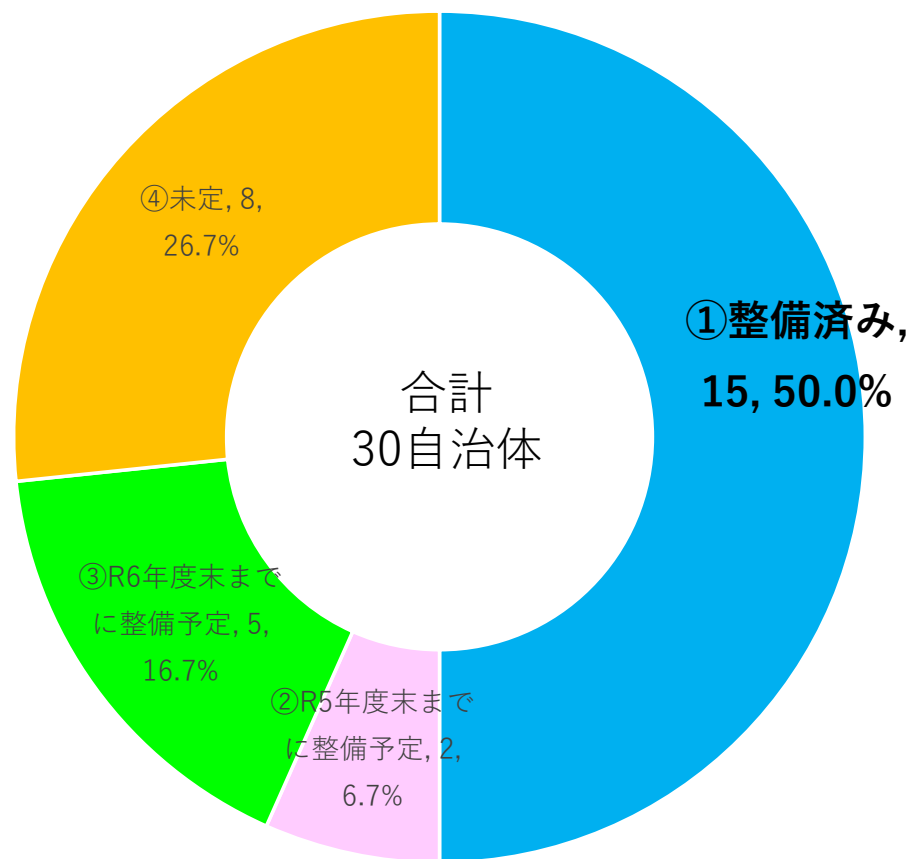
※令和5年度成年後見制度に関する実態調査結果（速報値）

参考：全国の状況



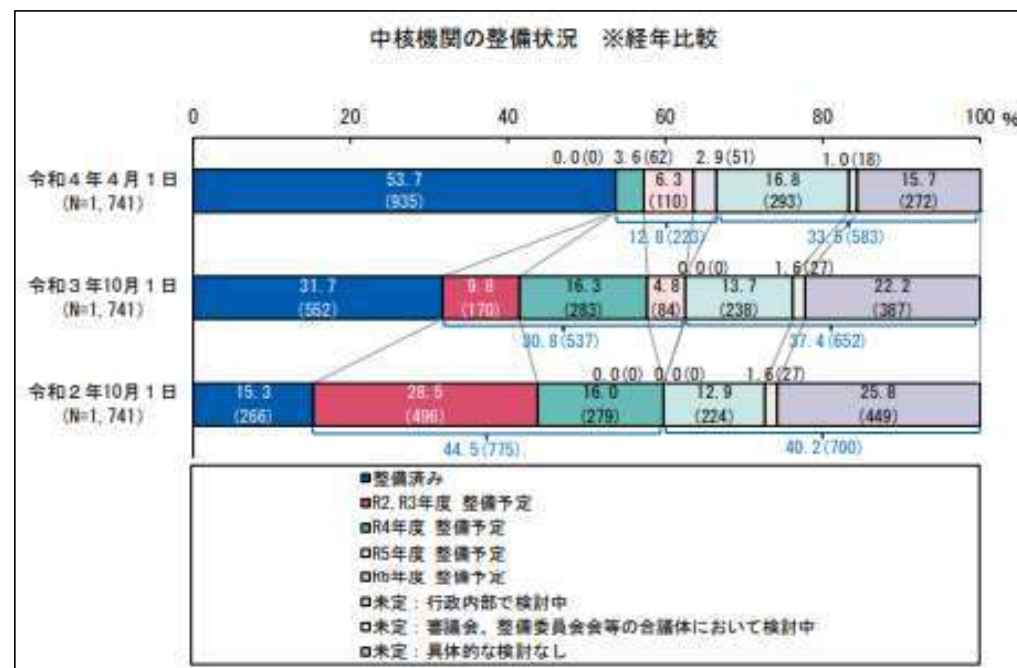
出所：令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（概要版）

# 中核機関の整備状況



※令和5年度成年後見制度に関する実態調査結果（速報値）

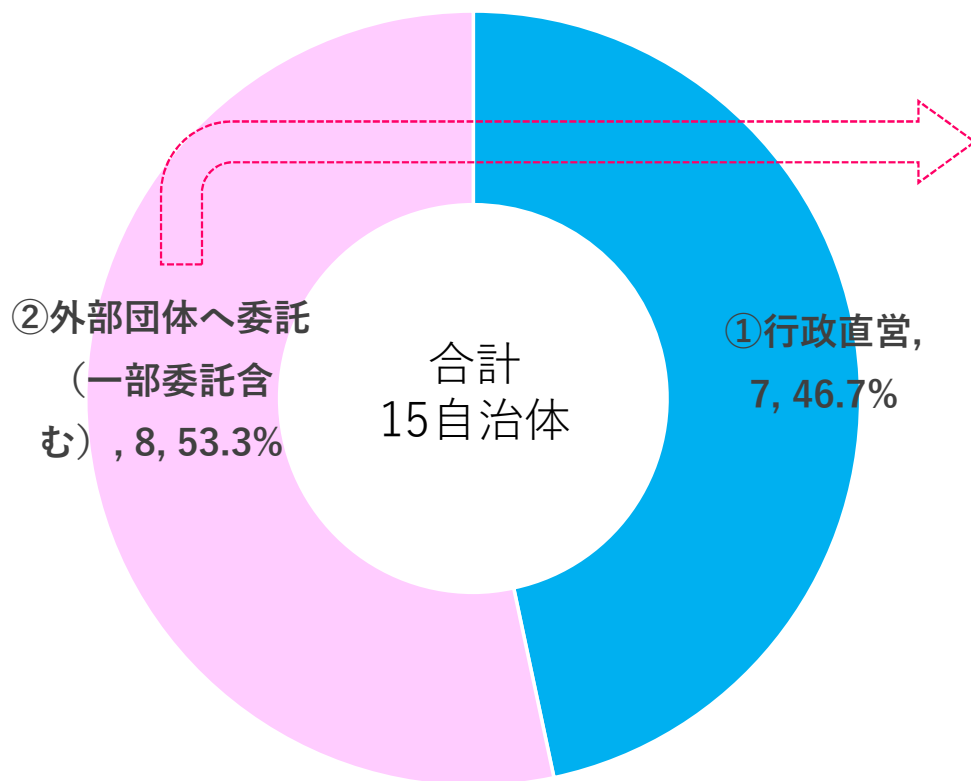
参考：全国の状況



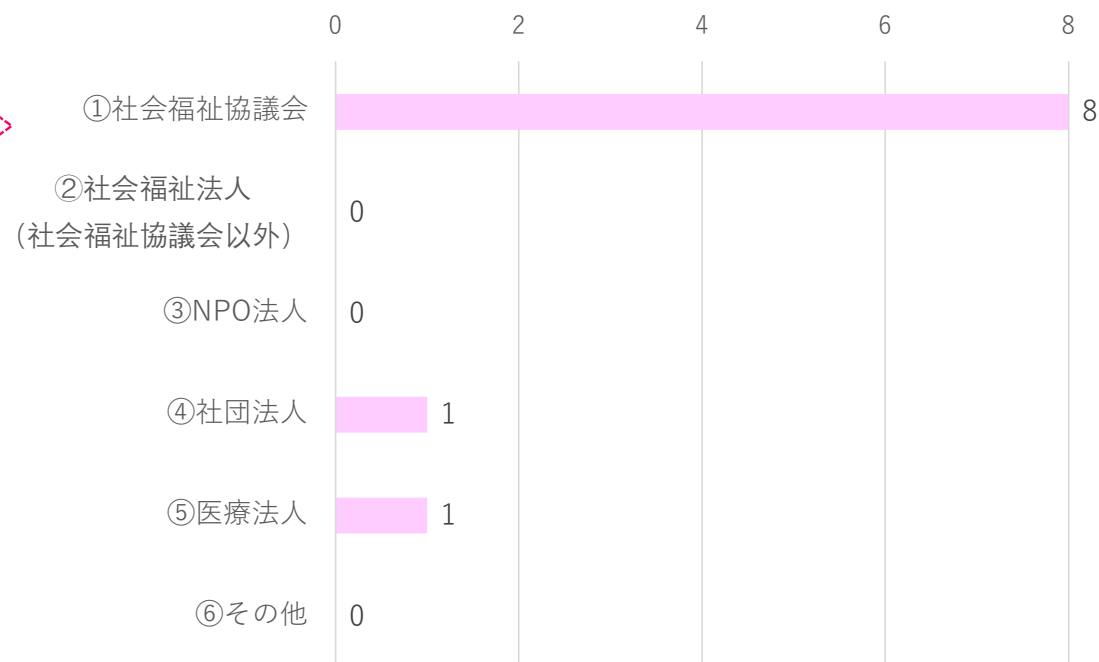
出所：令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（概要版）

# 中核機関の運営形態

<運営形態>

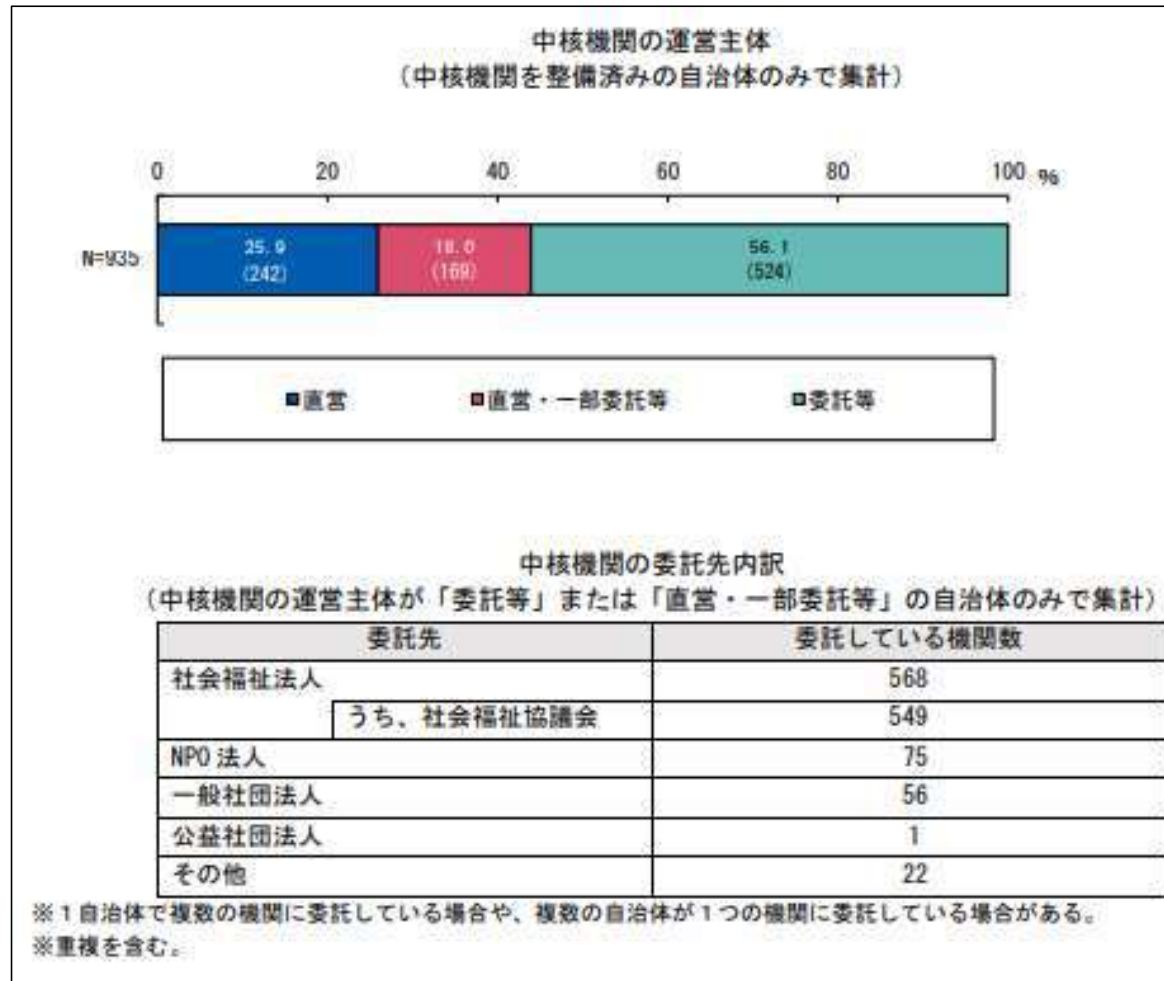


<委託先>



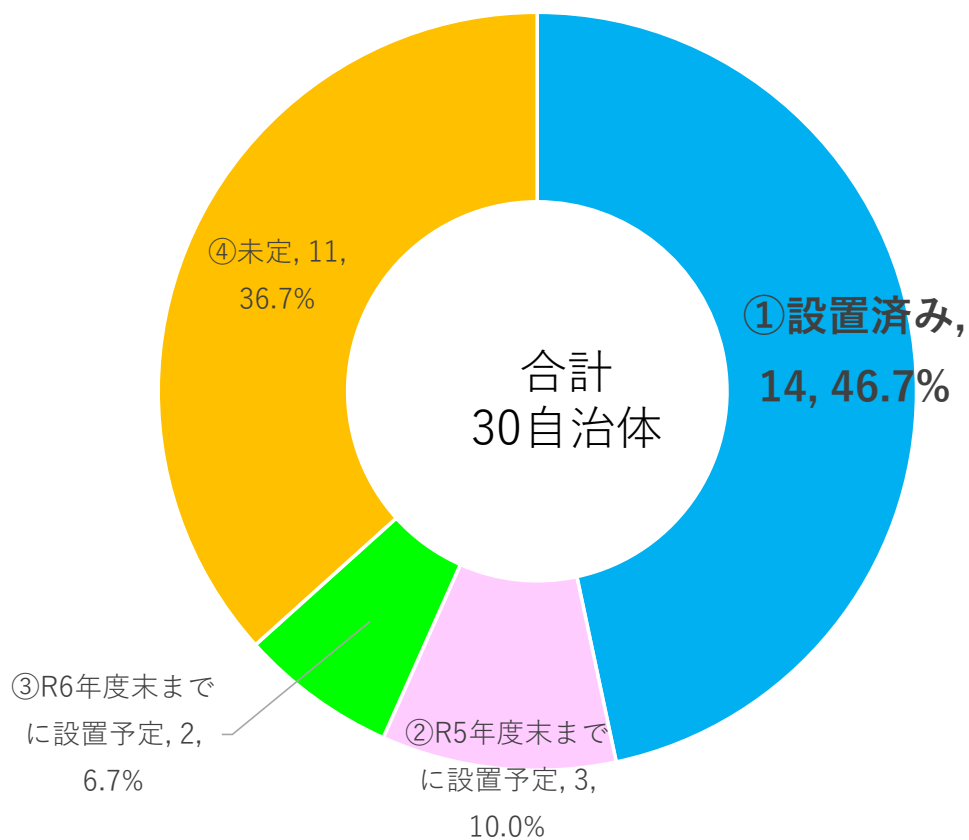
※令和5年度成年後見制度に関する実態調査結果（速報値）

## 参考：全国の状況



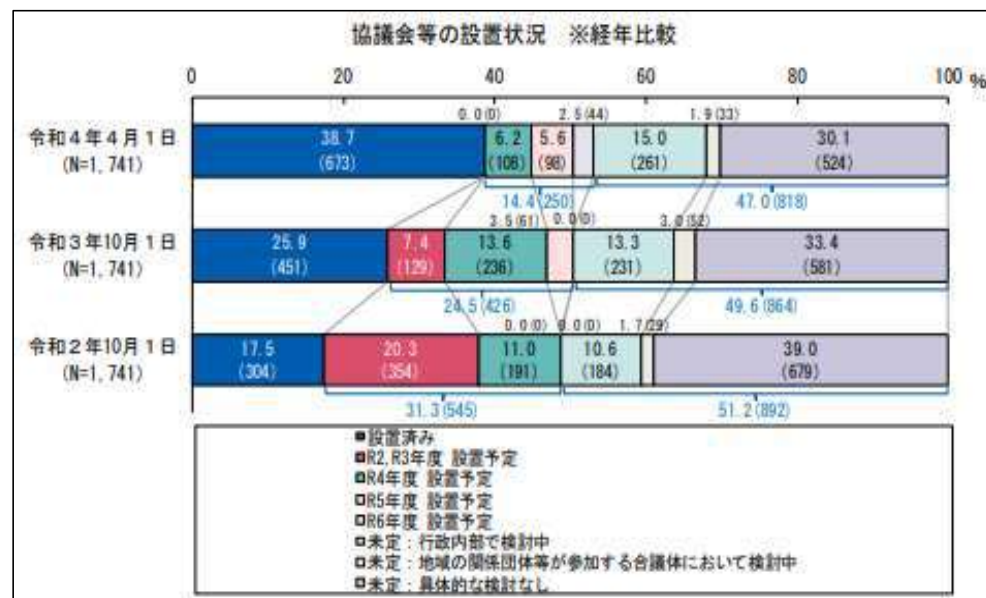
出所：令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（概要版）

# 協議会等の設置状況



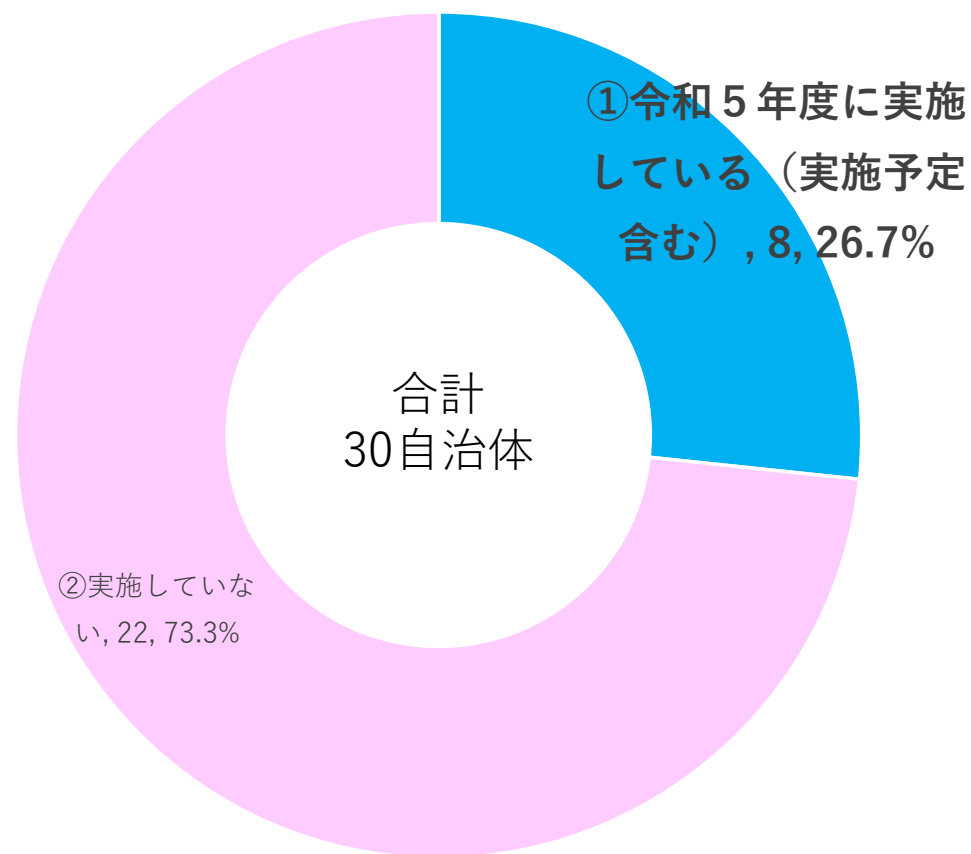
※令和5年度成年後見制度に関する実態調査結果（速報値）

参考：全国の状況



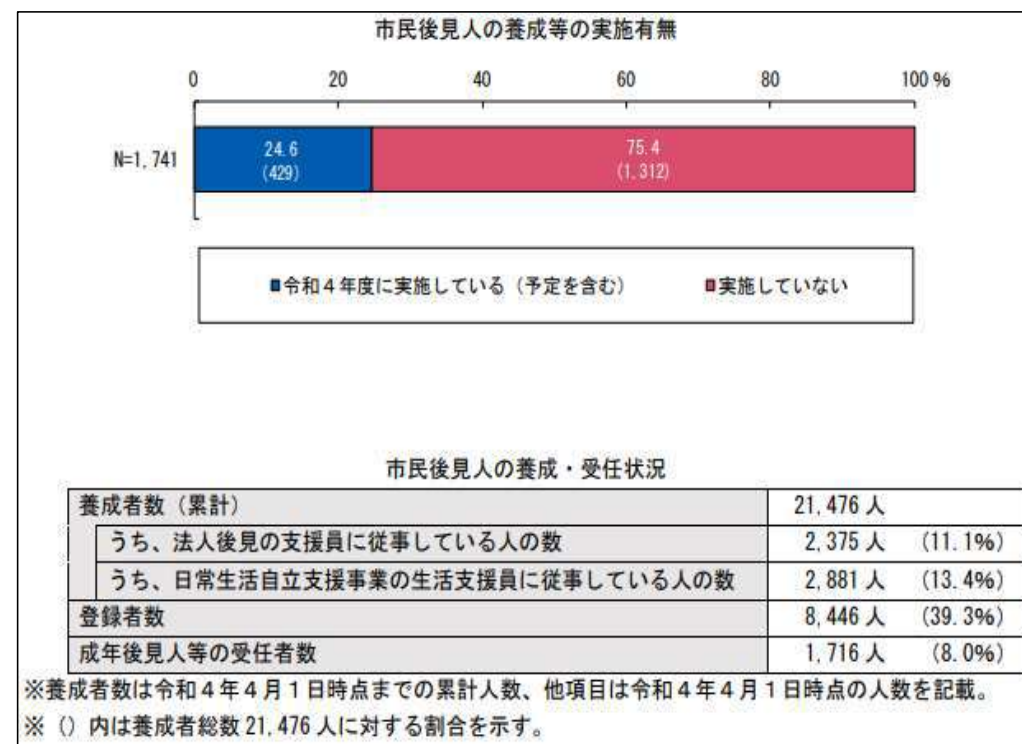
出所：令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（概要版）

# 市民後見人の養成状況



※令和5年度成年後見制度に関する実態調査結果（速報値）

## 参考：全国の状況

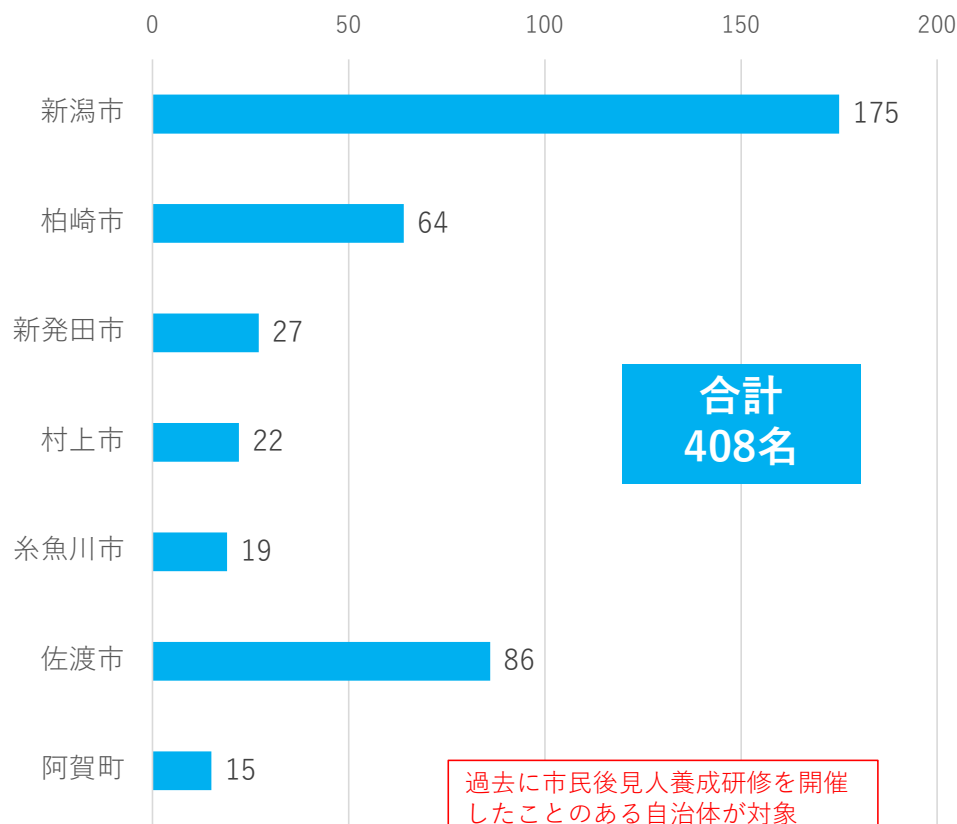


出所：令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（概要版）

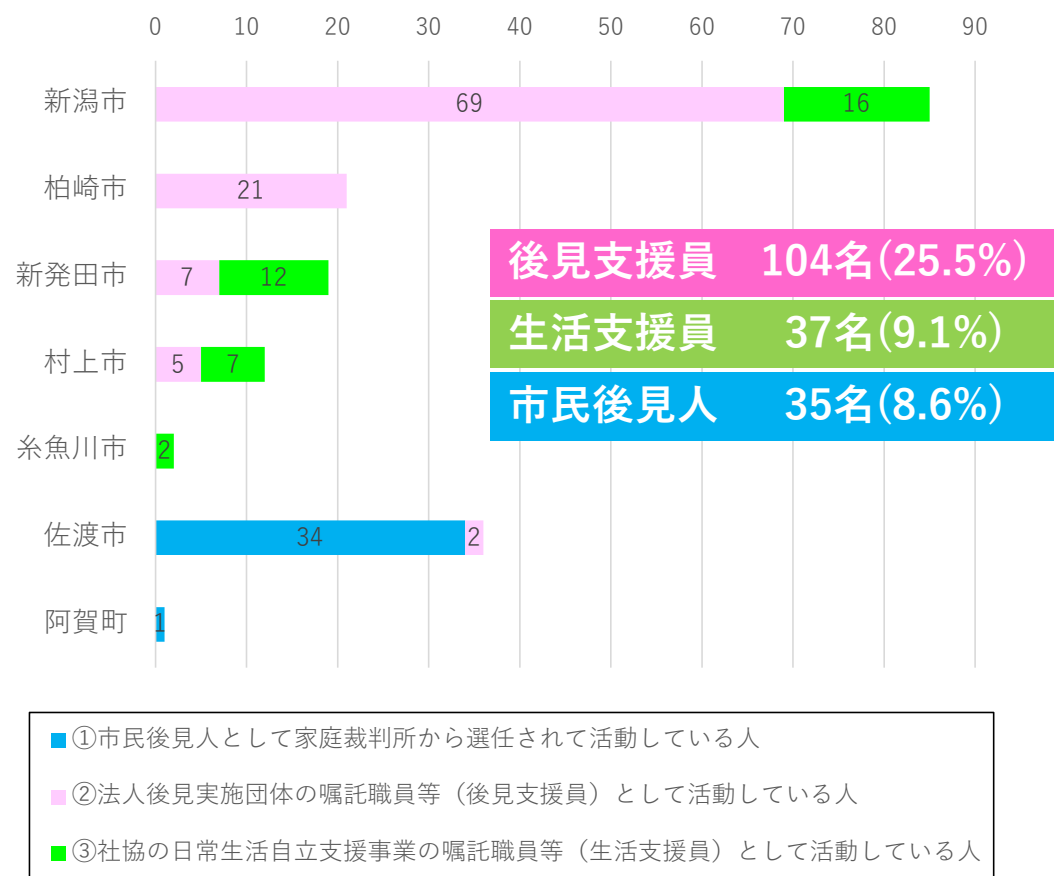


# 市民後見人の活動状況

< 市民後見人養成研修の修了者数 >



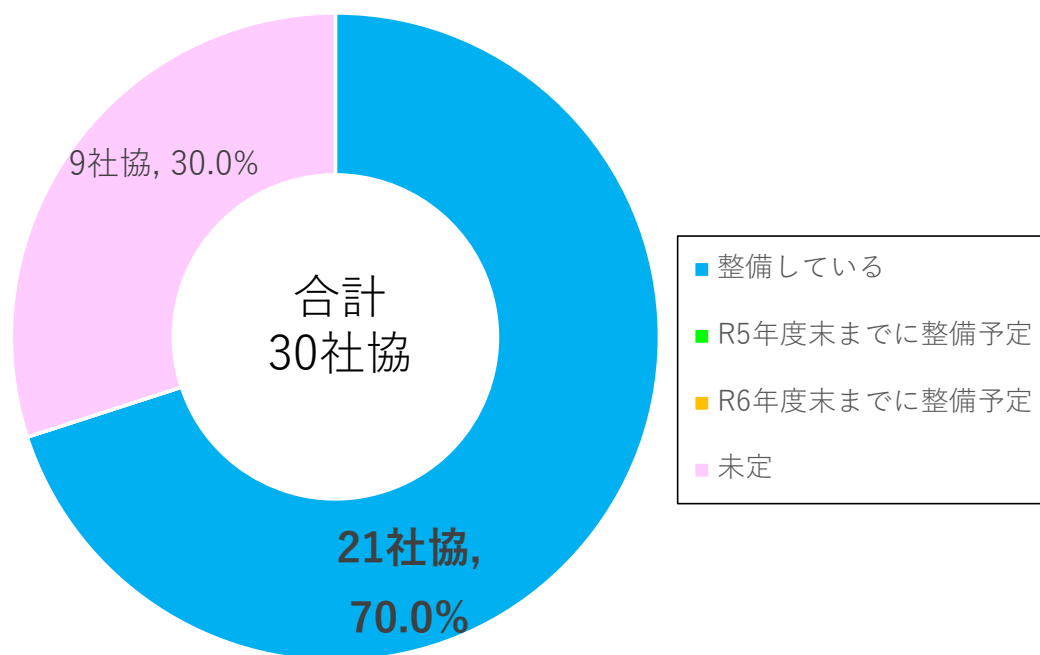
< 現に活動している人数（延べ人数） >



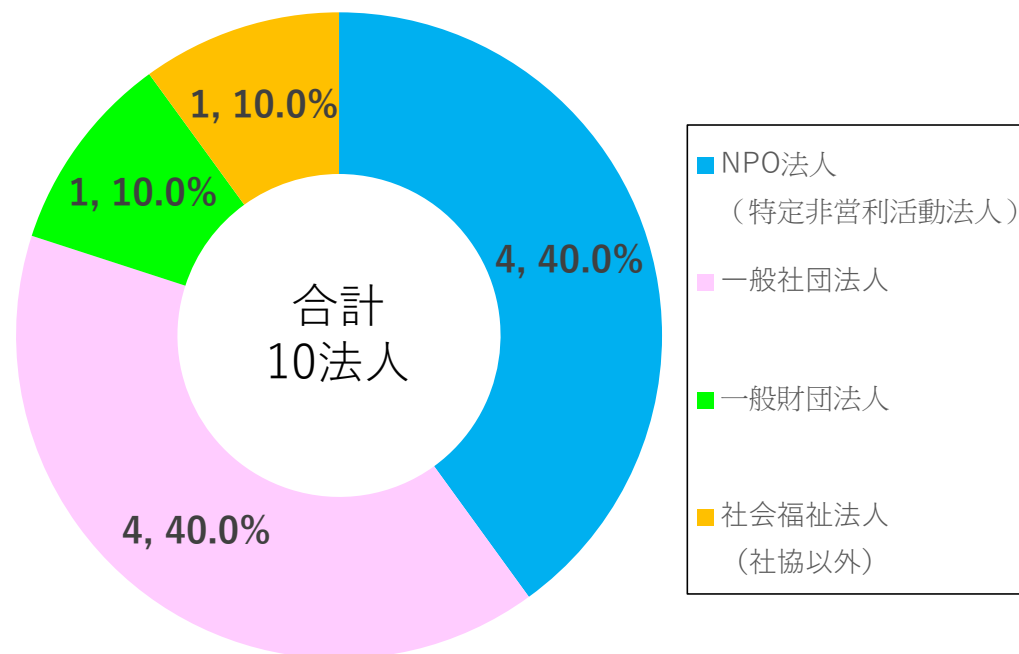
※令和5年度成年後見制度に関する実態調査結果（速報値）

# 法人後見の状況

<市町村社協における体制整備状況>



<NPO法人等における体制整備状況>



※令和5年度成年後見制度に関する実態調査結果（速報値）

## 参考：全国の社協の状況

【図表 1】法人後見（法定後見）の受任状況（令和3年9月末現在）

	市区町村		指定都市		都道府県		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
受任している	554	31.5%	18	90.0%	1	2.1%	573	31.4%
現在受任はしていないが、過去に受任実績がある	25	1.4%	0	0.0%	1	2.1%	26	1.4%
受任実績はないが、受任体制はある	54	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	54	3.0%
受任体制の整備に向けて準備中である	114	6.5%	0	0.0%	1	2.1%	115	6.3%
法人後見の受任実績が無く、現段階では受任体制の整備を進めていない	1,012	57.5%	2	10.0%	44	93.6%	1,058	57.9%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
全体	1,759	100.0%	20	100.0%	47	100.0%	1,826	100.0%

} 合計653社協  
(35.8%)

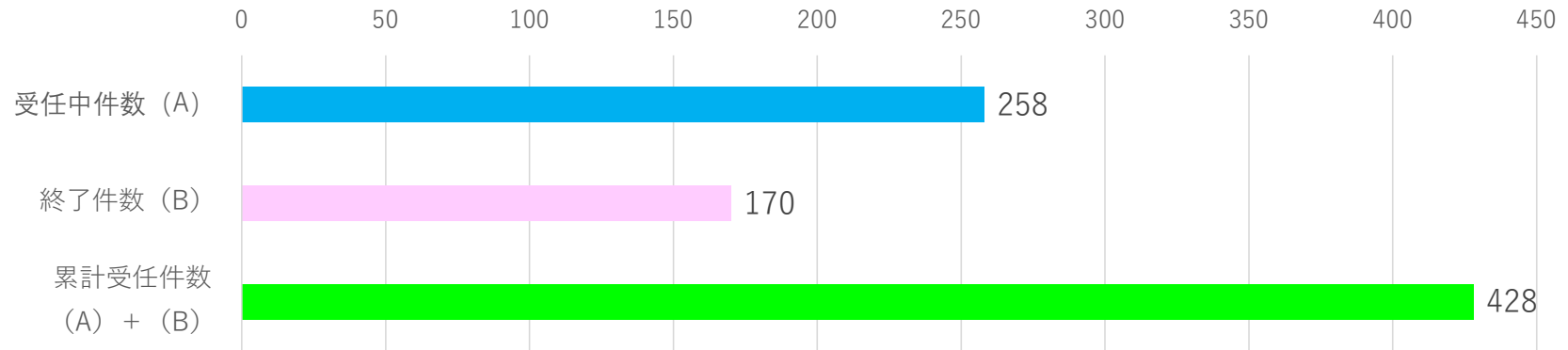
【図表 2】受任件数（令和3年9月末現在）

令和3年度	後見				保佐				補助				任意後見				合計
	都道府県	指定都市	市区町村	小計	都道府県	指定都市	市区町村	小計	都道府県	指定都市	市区町村	小計	都道府県	指定都市	市区町村	小計	
受任している社協数	1	18	515	534	0	15	374	389	0	8	198	206	0	2	34	36	574※
受任件数合計	1	299	3,972	4,272	0	156	1,451	1,607	0	20	390	410	0	7	150	157	6,446

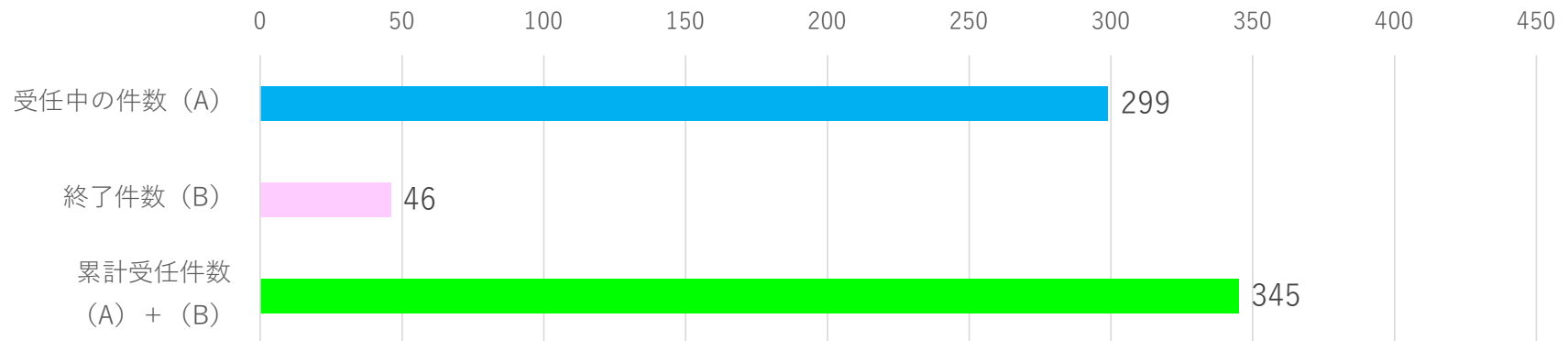
※図表1の受任社協数（573か所）に、任意後見のみ受任している社協1か所を加えている。

出所：「令和3年度成年後見制度にかかる取組状況調査報告書（令和4年5月17日：全国社会福祉協議会）」より一部抜粋

<市町村社協（受任実績のある20社協の合計値）>



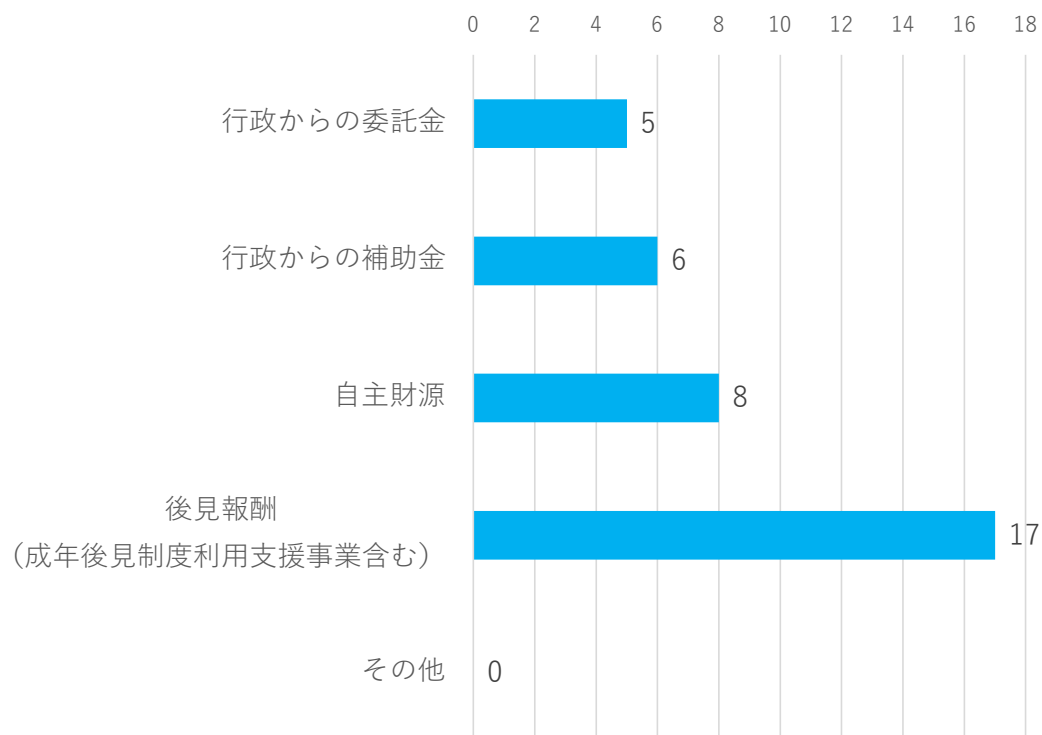
<NPO法人等（受任実績のある8法人の合計値）>



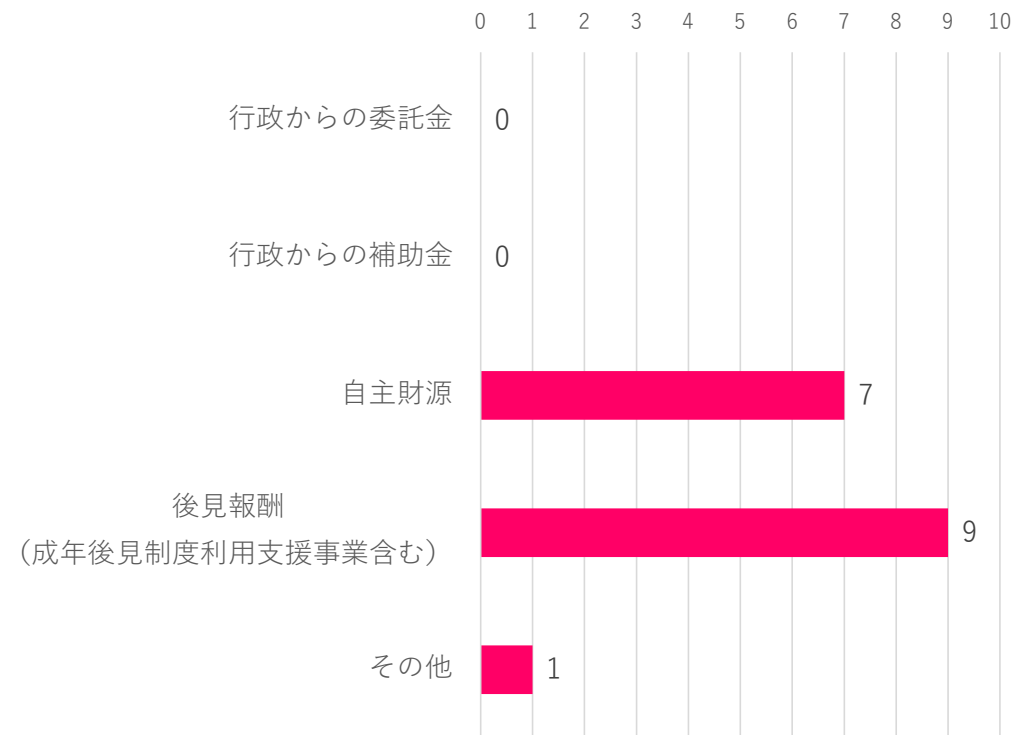
※令和5年度成年後見制度に関する実態調査結果（速報値）

# 法人後見事業の財源

<市町村社協>



<NPO法人等>



※令和5年度成年後見制度に関する実態調査結果（速報値）

# 権利擁護支援と 意思決定支援

一般社団法人支援の思想研究会  
上田晴男



# 私たちの暮らし(地域自立生活)の内容

～護るべき「権利」の意味～

自立生活  
(自分らしい生き方)

自分らしい  
生活

自分のこと  
は自分で決  
める暮らし

地域生活  
(当たり前の  
暮らし)

ふつうの  
生活

健康で文化的な  
社会的価値・役割  
のある暮らし

みんな  
との生活

社会参加  
(人と関わ  
ること)

孤立しない・させない!  
排除しない、させない!

# 権利擁護とは…

普通に  
自分らしく  
みんなと暮らす

**権利行使**  
(exercise of the right)

意見  
要望  
の具体化

「困った！」  
の改善

安全  
安心

支援の  
充実

**権利  
擁護**

権利侵害か  
らの救済・  
保護

法制化

新しい  
「権利」の  
創造



# 権利擁護に支援を必要とする状態とは…？

さまざま  
な理由…

自分で他者や社会資源等  
を活用して対処

暮らし  
心身の状態  
人との関わり

**変化**

困った！  
の発生  
( \_ \_ ||| )

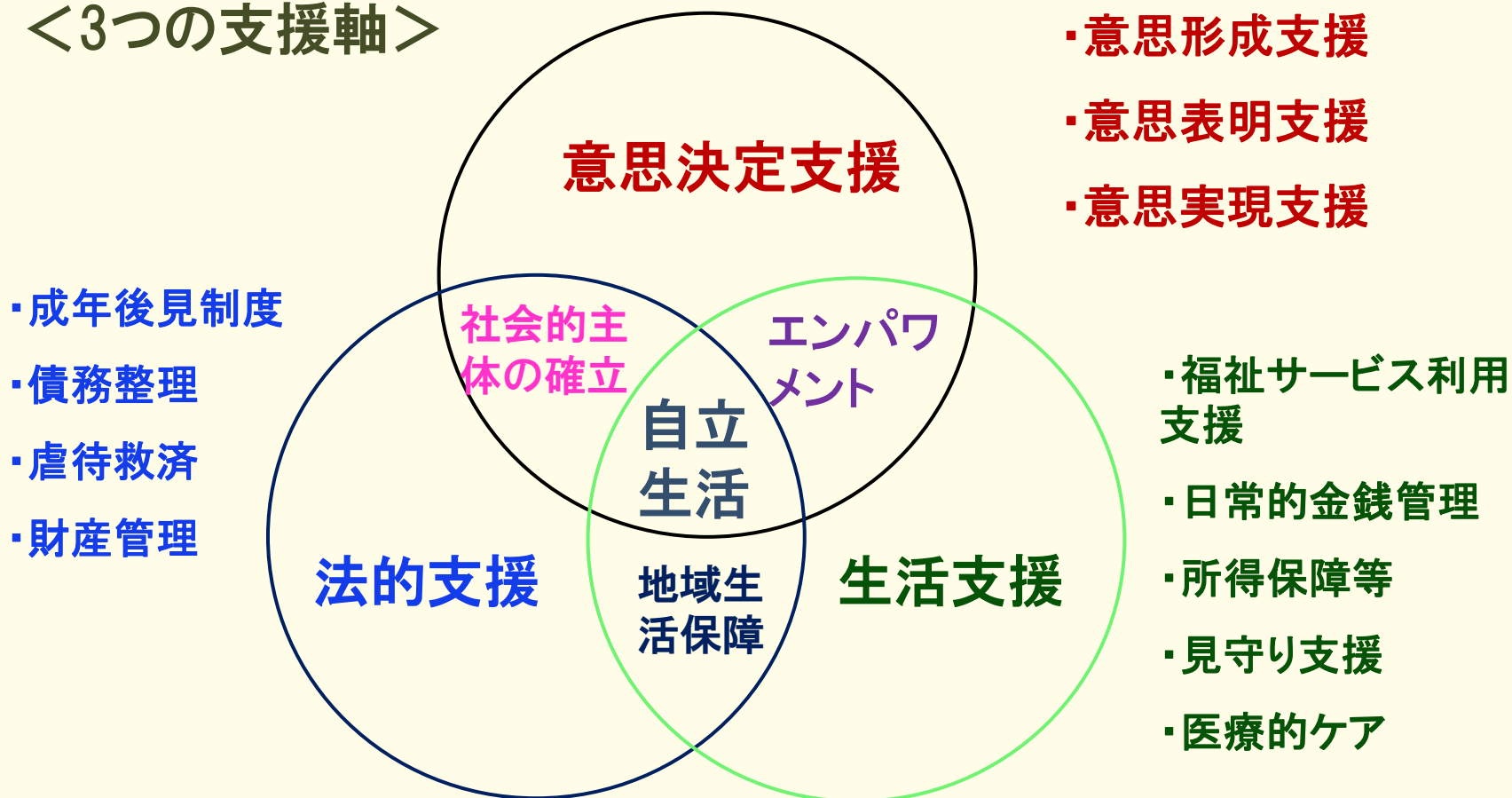
自分では  
うまく対応  
できない…  
( > \_ < )

助けを求められない！  
自分の状態もよくわから  
ない？…かも！

# 権利擁護支援の内容

～一人一人の権利擁護支援～

<3つの支援軸>



# 「本人」の理解

## 状態像・生活状況

金銭管理の乱れ

理解力・判断力の低下

集中力・作業能力の低下

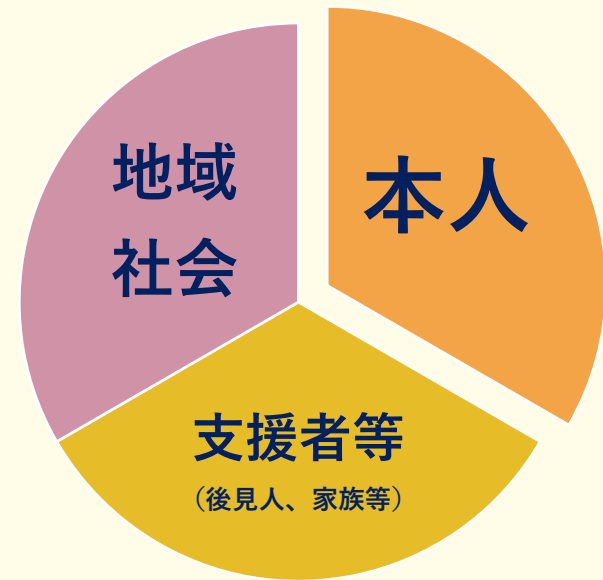
精神的混乱や落ち込み

生活困窮

生活環境の荒廃

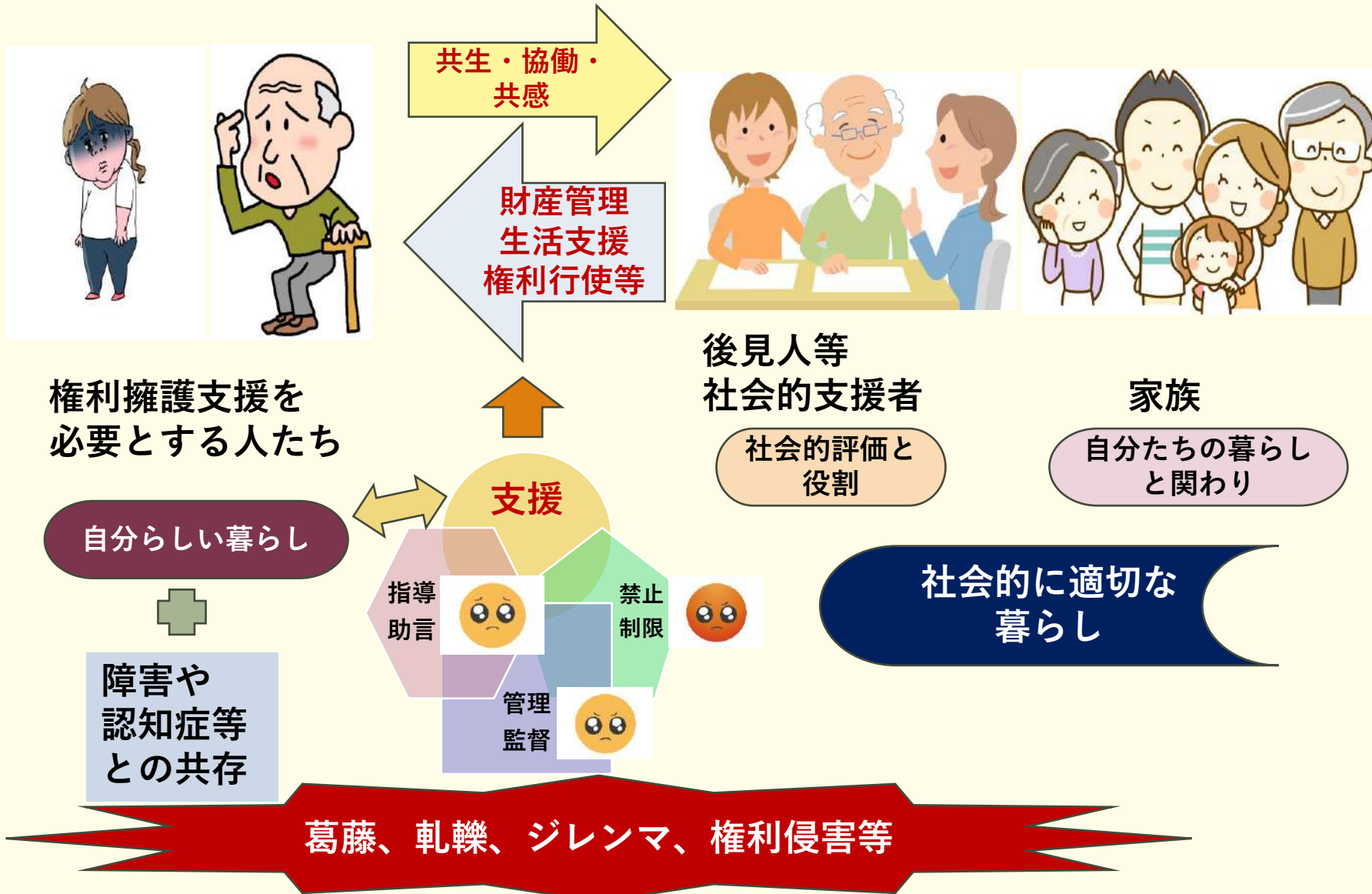
行動障害

## 関係性等



# 権利擁護支援の構図

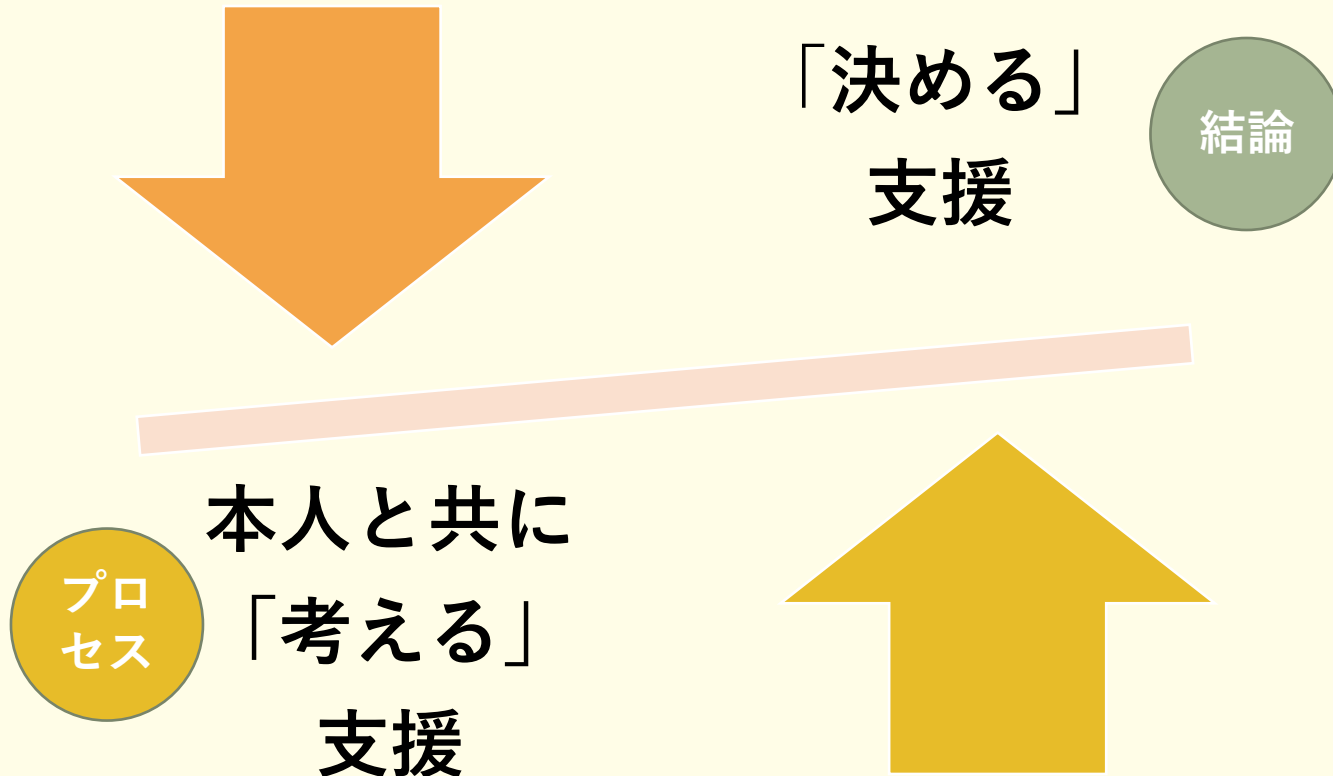
～本人と支援者等との関係～



# 意思決定支援の定義

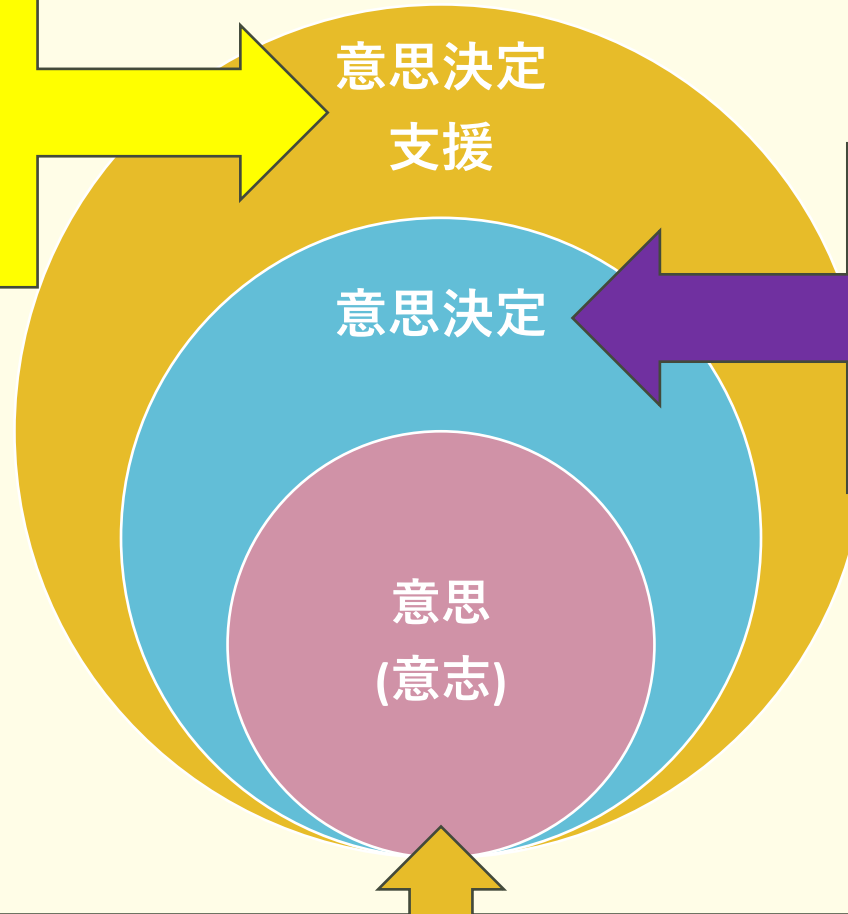
ガイドライン名	意思決定支援の定義
障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	<p>意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、<b>可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。</b></p>
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	<p>○認知症の人であっても、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために、<b>意思決定支援者による本人支援</b>をいう。</p> <p>○本ガイドラインでいう意思決定支援とは、<b>認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援と、本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を含む。</b></p>
意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン	<p>意思決定支援とは、特定の行為に関する判断能力が不十分な人について、必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなどして、<b>本人が意思決定をするために必要な支援をする活動をいう。</b>また、本ガイドラインでは、さらに、<b>本人があらゆる支援をもってしても意思決定ができない、あるいは表明された意思を実現できない場合に、最後の手段として後見人等による代行決定へと至る一連のプロセスも検討の対象とする。</b></p>

# 意思決定支援の意味



# 意思決定支援の意味 2

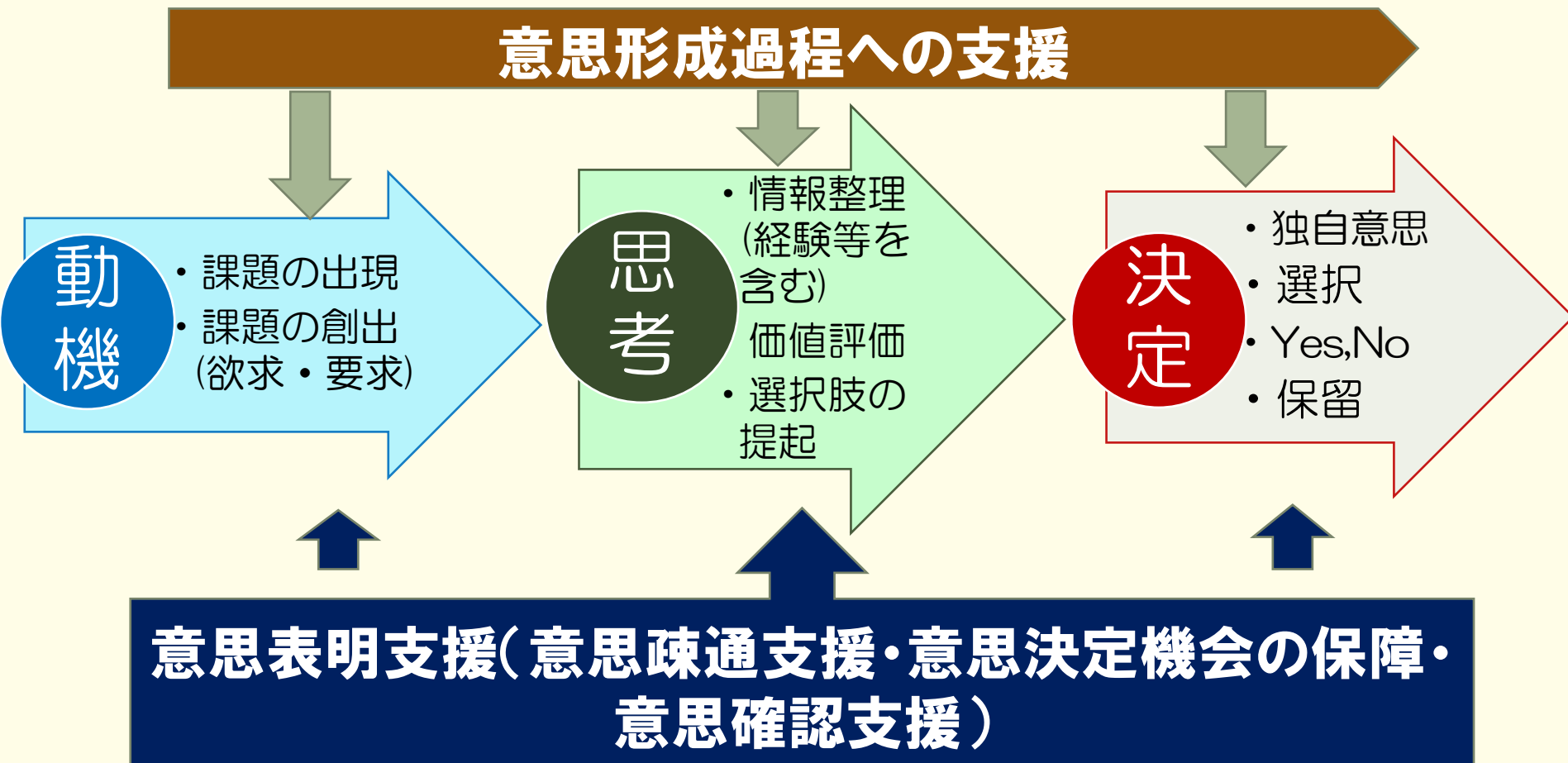
その時点における本人  
にとっての相対的に  
「最善」と考えられる  
選択肢の提示と決定す  
るための理解を促す取  
り組み（上田）



複数の選択肢の中  
から、一つ（ないし複  
数）の選択肢を選ぶ  
こと。（「すぐれた  
意思決定」印南一路  
（中公文庫）

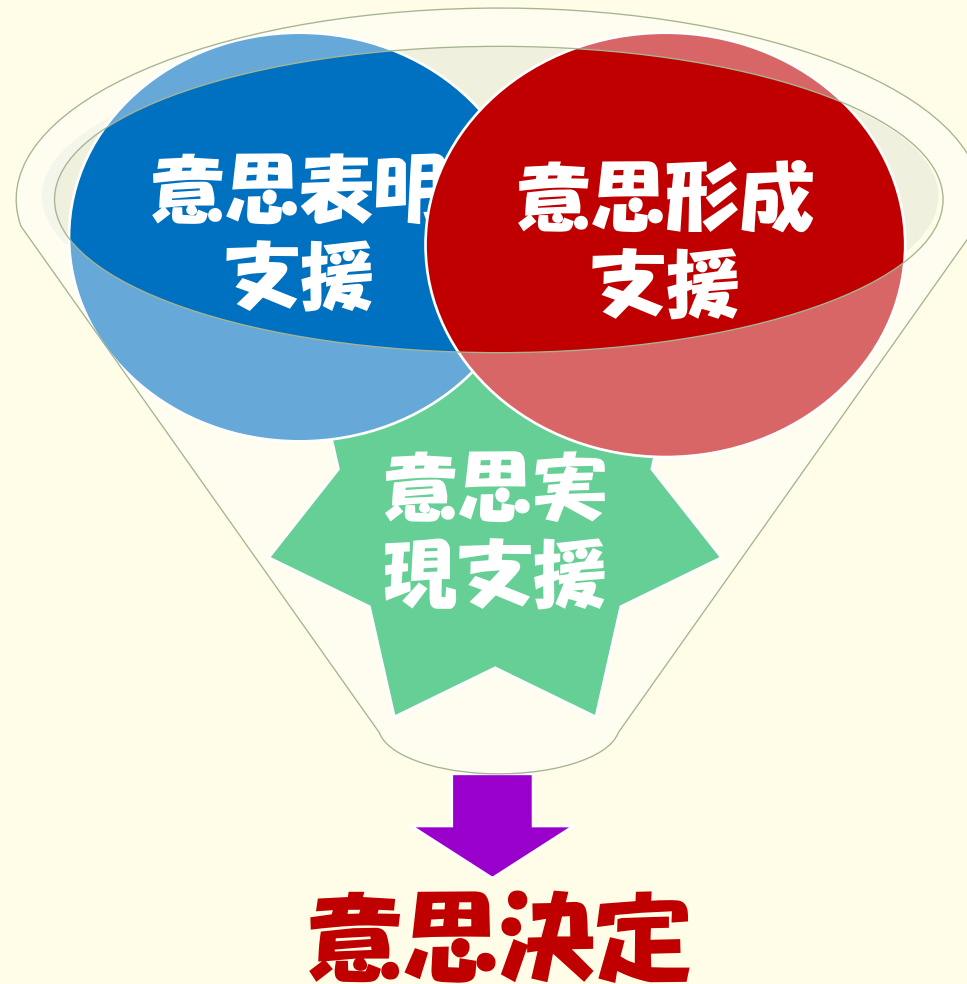
物事をしようとする又はしまいとする積極的な思い、「意思」が心の中  
に思い浮かべている内容一般を指すのに対し、「意志」は、それが行動を  
結びつく積極性がある。（有斐閣:法律学辞典）より

# 意思決定プロセス

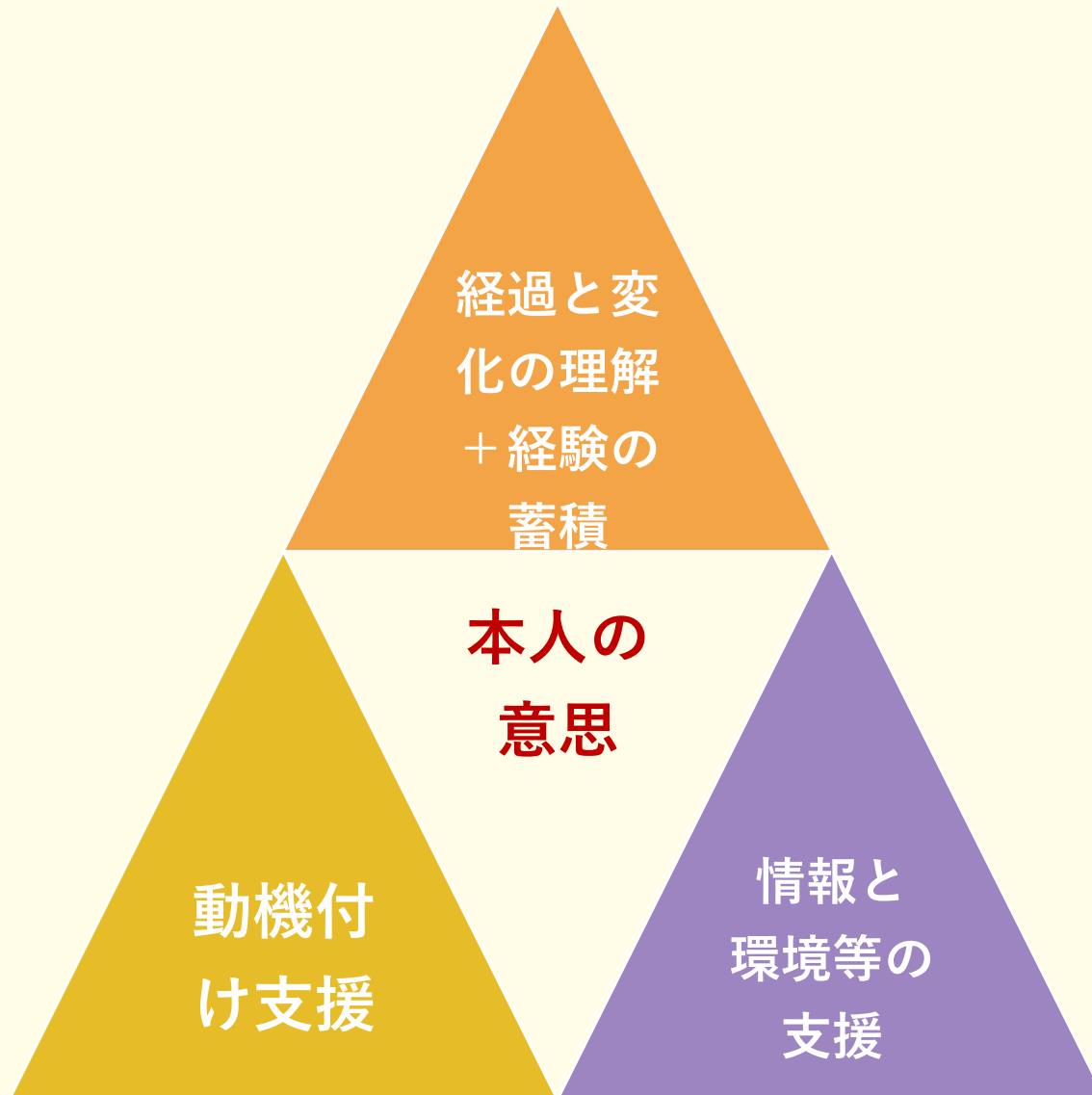




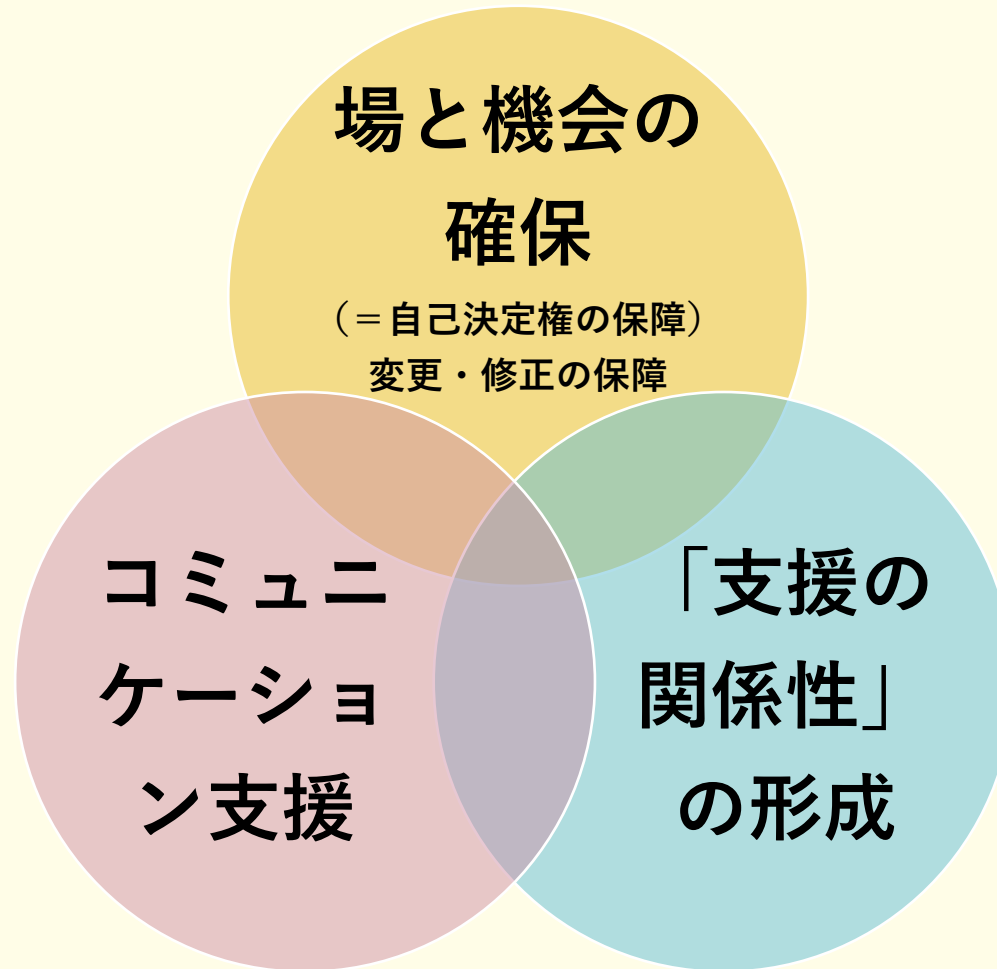
# 意思決定支援の内容



# 意思形成支援とは…

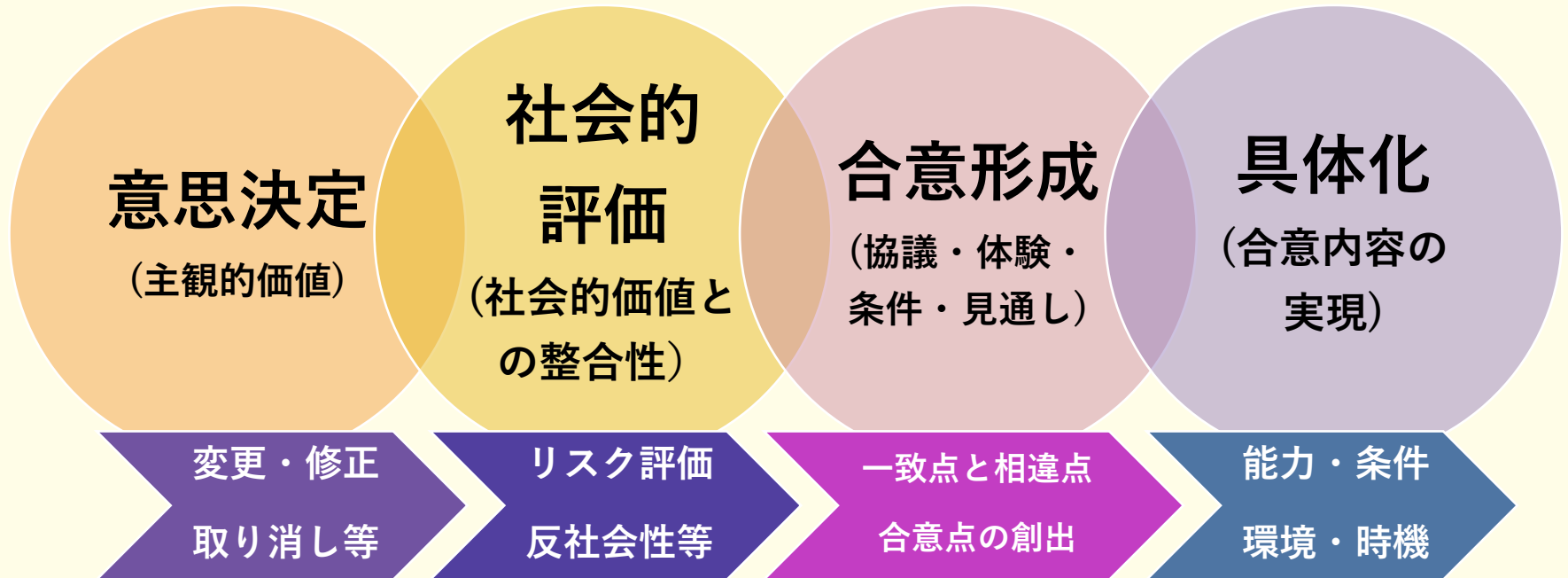


# 意思表示支援とは…

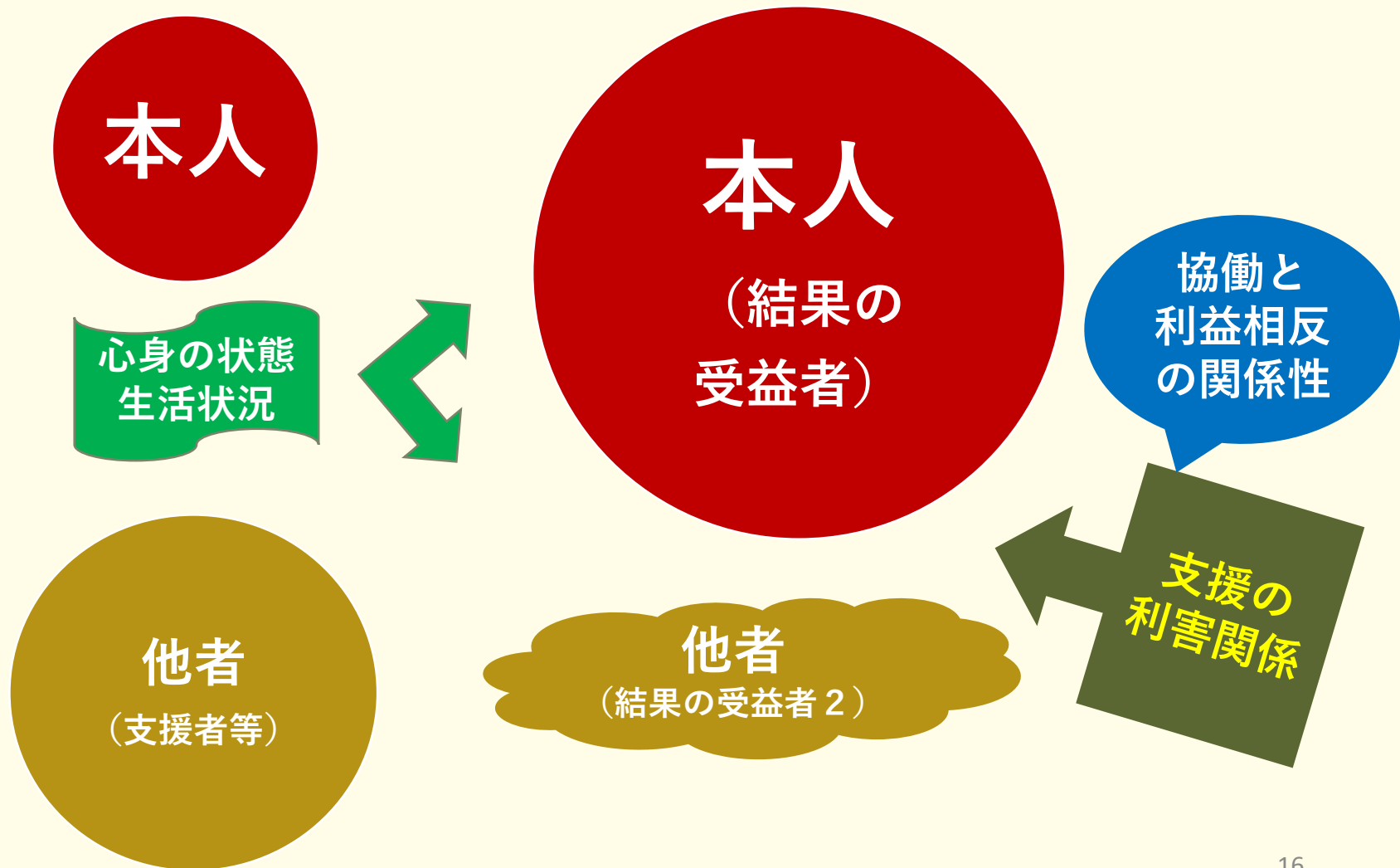


# 意思実現支援とは…

～自己決定(意思)の尊重～



# なぜ意思決定に支援が必要なのか ～誰が「意思決定」を必要としているのか?～



# なぜ意思決定に支援が必要なのか2

～意思決定を求めるもの～



本人の「状態」  
「感情」等

他者からの  
働きかけ等

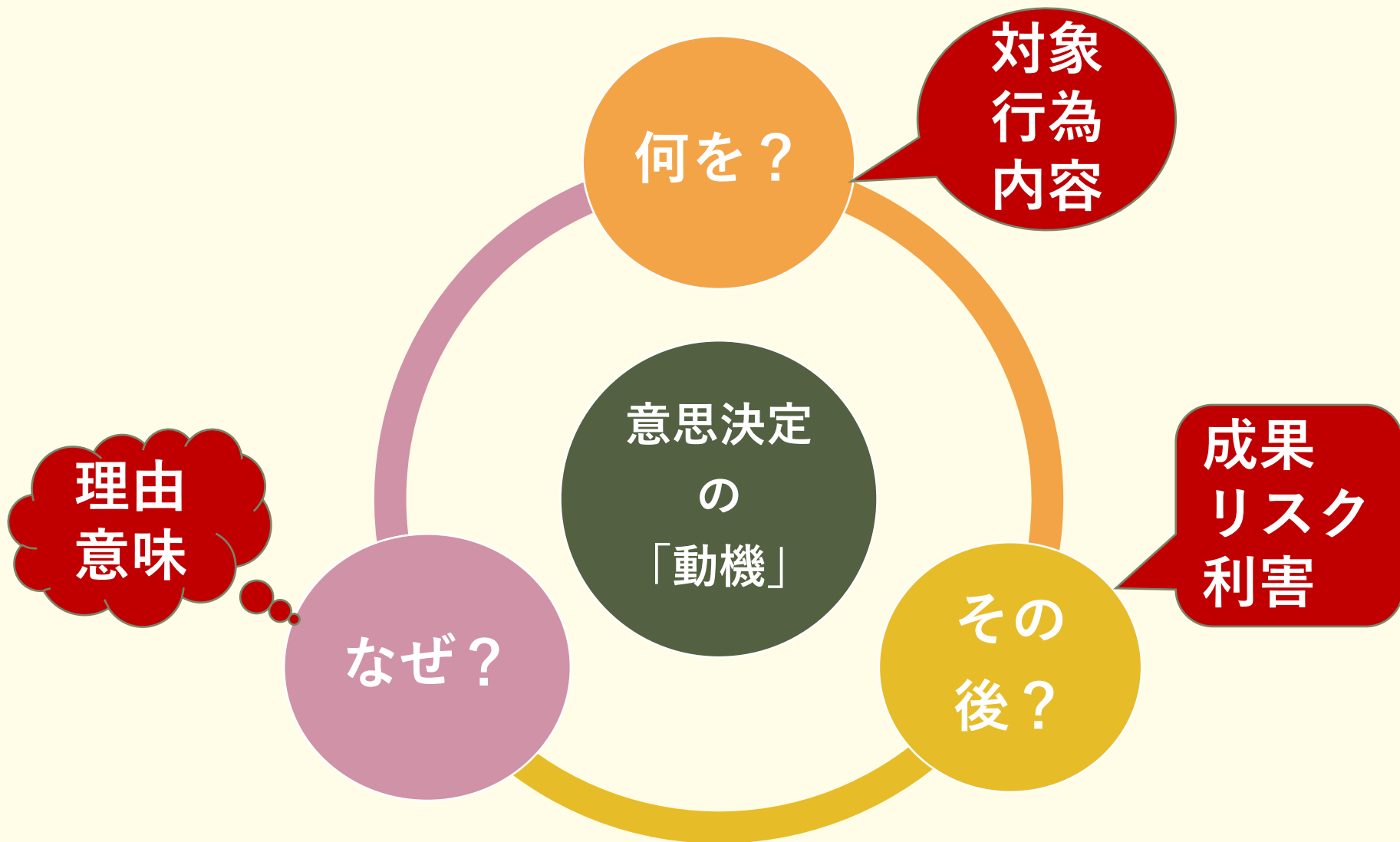
- ・自身の心身の状態
- ・「もやもや」の正体
- ・どうすれば良いかの選択肢等



選択  
決定

- ・働きかけ等の内容の理解
- ・選択肢と結果の可能性
- ・リスク評価等

# なぜ意思決定に支援が必要なのか3 ～「動機付け」～



# 意思決定支援のポイント

～何を「支援」するのか？～

説得では  
ない！

意思決定への働きかけ(動機付け)

説明と同意  
でもない

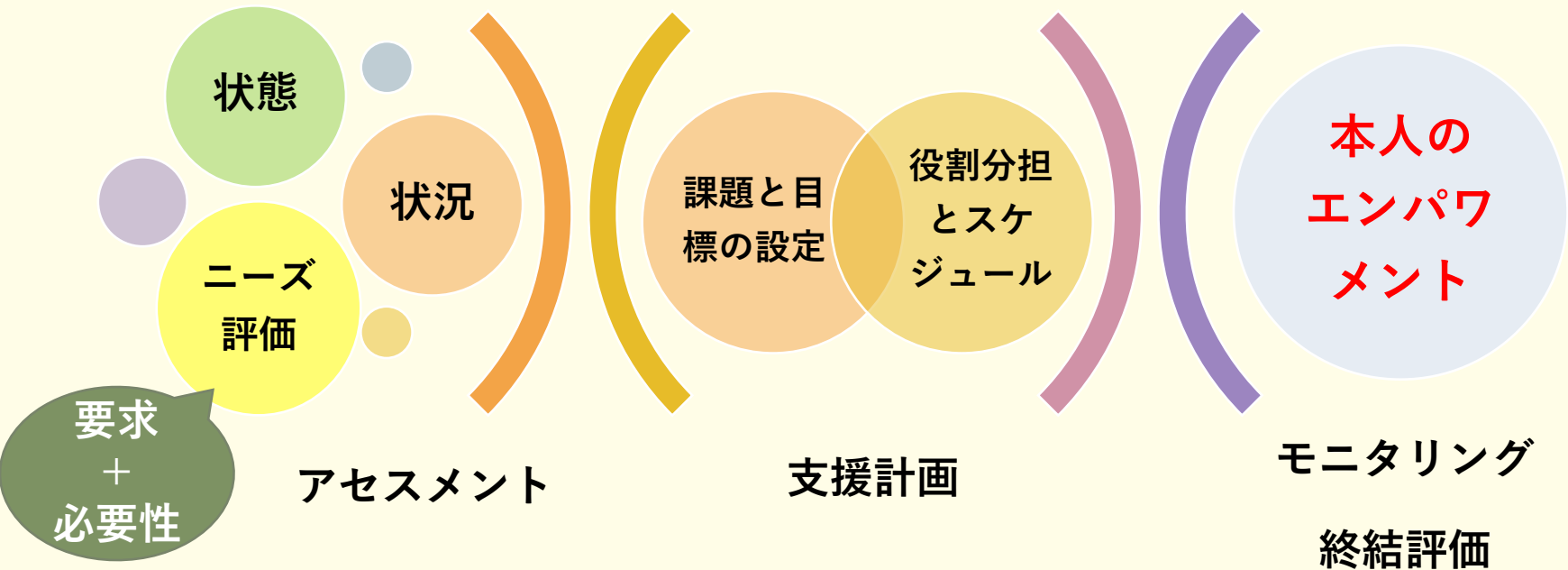
決定プロセスへの支援

妥協で  
もない

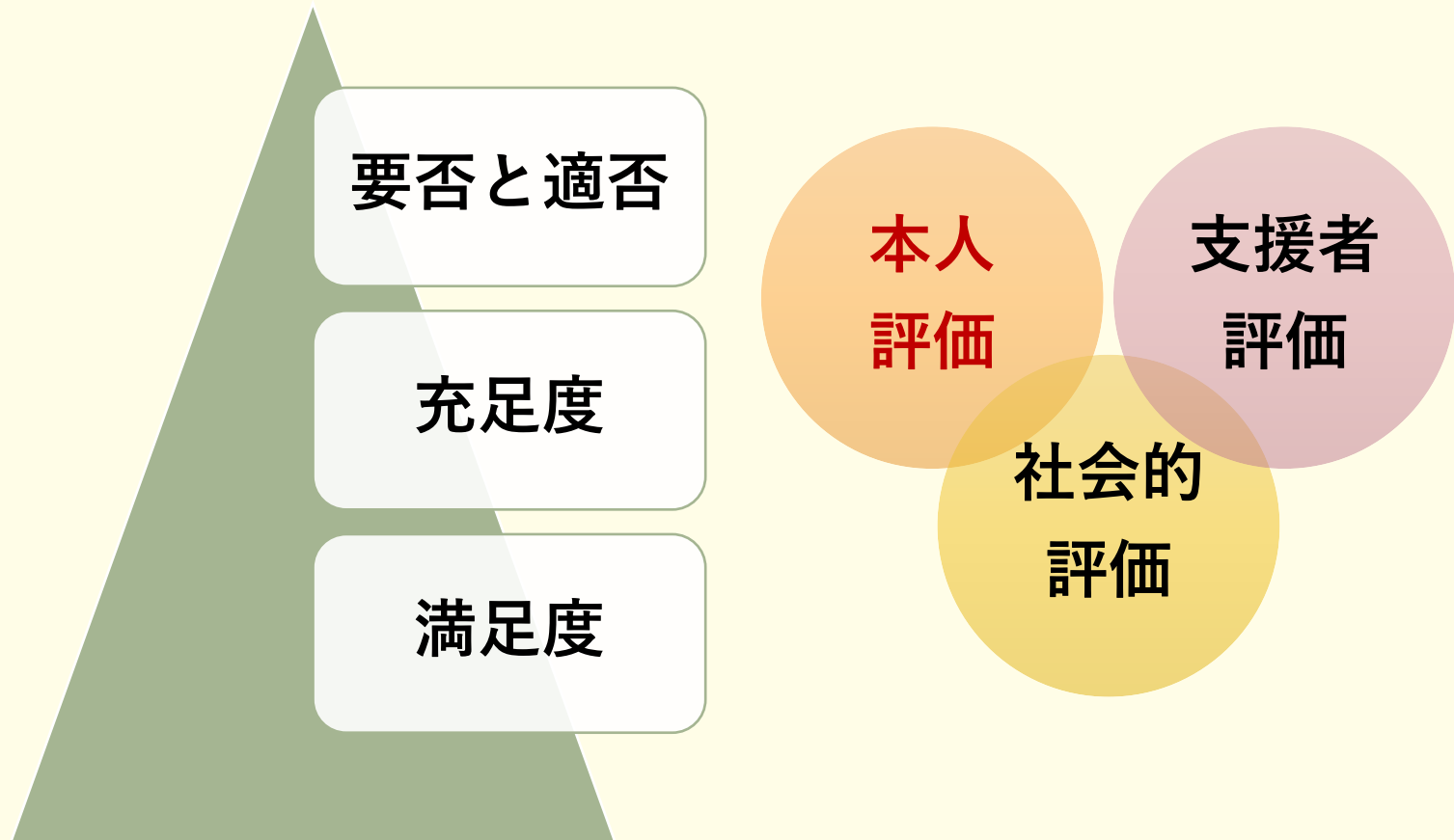
「合意形成」と実現(意思決定の社会化)



# 支援プロセス



# 意思決定と支援の評価

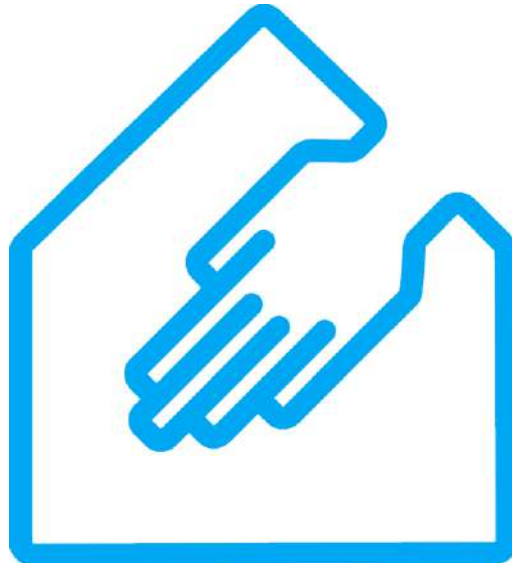


ご清聴ありがとうございました



# 権利擁護支援と身寄りなし

---



身寄りなし問題研究会

代表 須貝秀昭

# 自己紹介 須貝秀昭

- 埼玉医科大学第一外科病棟
- 新潟脳外科病院
- 老人保健施設 看護師
- 在宅介護支援センター ケアマネジャー
- 長岡市地域包括支援センター
- 新潟市地域包括支援センターふなえ 令和5年3月末卒業
- NPO法人身寄りなし問題研究会 専属

## ◎主な資格

看護師、救命救急士、主任介護支援専門員、社会福祉士、  
保護司

## ◎その他の活動

介護支援専門員実務者研修講師  
新潟着物男子部部长

# 身寄りなしの定義

家族・親族がおらず、または、  
いても疎遠である、遠方にいる、  
関係性の問題等のために  
家族・親族からの支援が受けられない方。

# 新潟市の民間身元保証会社

- 入会金 25万円
- 年会費 6万円
- 事務管理費 5万円
- 預託金 35万円
- 死後事務 40万円
- 生活サポート3500円（1時間）
- 合計 111万円（初期費用）

# 令和5年5月国会





# 新潟市地域包括支援センターふなえ

柳都、寄居中学地区 通称 「しもまち」

人口：2万5230人

高齢化率：37.1% (No.2)

高齢独居世帯 3550世帯

生活保護世帯 847世帯



困っています！

施設入所ができない

アパート契約できない

手術できない

ケアマネジャーなどの支援者が  
シャドーワークをしている

# 頼れる親族なし将来が不安

67歳 女性

独居

父親は有料老人ホーム入所中

横浜在住だったが10年前に父親の  
介護のために新潟へ

元教師

<キーワード>

任意後見、見守り契約

# 事例「処置できない」

90歳 女性

要介護Ⅰ

生活保護

自宅で転倒。大腿部頸部骨折、左膝骨折  
ケアマネが親族来るまで病院で5時間拘束。  
親族来るまで処置もされず。

<キーワード>

医療同意

# 事例 「葬儀までできない」

70歳 女性

叔母と二人暮らし（叔母は老健入所中）

白血病 入退院繰り返している。

入院のつど民生委員が保証人になっている。  
病院から急変時のことや遺体の  
引き取りことまで言われて困っている。

<キーワード>

死亡時の対応、埋葬法

# 事例「永遠の3番」

88歳 男性 要介護4

高齢の妻と二人暮らし

介護サービスをフルに利用

特養申込み3年経過。3番目と  
言われているがお声がかからない。

<キーワード>

しっかりした身元保証人が入所の条件

# 無人の家を家探し

- 72歳 女性
- 要介護Ⅰ
- 脳梗塞にて救急搬送。意識混濁。
- 病棟看護師より、着替え、現金等を自宅より持ってくるように電話あり。
- 市長申し立てで成年後見申し立て

<キーワード>

個別ケア会議、複数で対応

私はそのうち元気になる

88歳 女性

末期がん

預貯金1千万以上

遠い親戚が支援

金銭管理は頑なに拒否

<キーワード>

支援者ほっとライン 特別縁故者



十分な年金があるのに…

72歳 男性

要介護Ⅰ

年金 38万円／月

光熱費滞納、家賃滞納

自宅はゴミ屋敷

<キーワード>

生活困窮自立支援、家計改善支援

これだけ一人暮らしが増えているのに  
我が国は家族がいるのを前提としている  
赤ちゃんの時，けがをした，病気になった，  
障害を負った，介護が必要になった，そして死んだとき…  
まさに生老病死のすべての場面において  
家族による支援が当然とされているのです。



いのちと暮らしに関わる根幹的な部分に  
「連帯保証人」や「身元引受人」が必要とされています

## 身寄り問題三大課題



では説明します！

# 金銭管理

## ①成年後見制度

⇒ 時間がかかる。障がい者権利条約違反？。  
後見人のさじ加減？

## ②契約に基づく金銭管理

⇒ チェック機能がなく横領の恐れ

## ③日常生活自立支援事業（安心サポート）

⇒ 時間がかかる。社協のやる気次第。

※ 既存制度は金銭管理の「即時性」に  
対応できない

## 金銭管理

※ 既存制度は金銭管理の「即時性」に対応できない

※ 医療機関及び福祉関係者は金銭管理を「誰かが解決してくれる」問題と考えるはいけない。

※ 行政巻きこんだケース会議、個別ケア会議で組織判断しチェック機能を整える。

※ できるなら各機関で金銭管理マニュアル

## 金銭管理 一定のチーム編成を

○通帳はケアマネジャーが管理

○金銭の手渡しはヘルパー

○監査（チェック）は包括支援センター

※個別ケア会議で組織判断

※できるなら各機関で金銭管理マニュアル

# 金銭管理

支援現場において、最も多く問題になっている課題であるにもかかわらず、方向性が明確に示されていない課題である。

# 金銭管理と財産管理

似ているが異なる部分がある

金銭管理：生活支援の一環であり  
地域での日常の生活を支えること。

入院中・入所中においては入院生活が  
円滑に営まれることを目的としている。



# 金銭管理

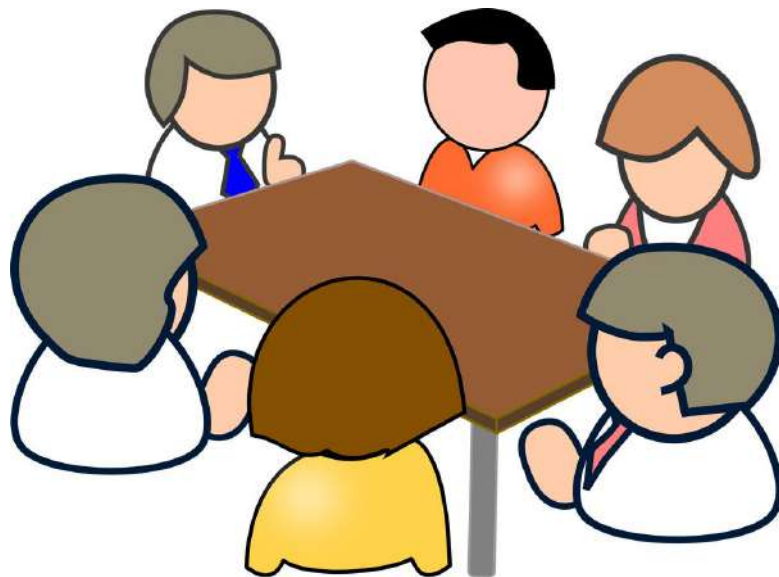
「誰かのしごと」「誰かがやってくれること」ではなく、自らも金銭管理を行う主体となり得る。

## ○医療同意でなく医療決定

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が  
困難な人への支援に関するガイドライン」（平成31年4月）

⇒ 病院の倫理委員会。医療決定チーム。

改定ポイント：重要他者の存在  
家族から家族等（親しい友人等）に拡大



## 医療決定

国はガイドライン出しています  
いかに「社会的合意」を形成していくか？

※ガイドラインは非常に短い文章です  
いかに深めていくかが課題

# 【人生会議】

もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、  
前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組  
を

「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」

といいます。

愛称を【人生会議】と呼ぶことになりました。



## ○死後対応

**まず第一に市町村の責任が重要**

⇒ 墓地埋葬法第9条

死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は  
判明しないときは、  
死亡地の市町村長が、これを行わなければならない

生活保護だと安心して受け入れる？摩訶不思議

⇒ **市町村がきちんと責任取りますと明言しべし！**

# 「新潟市 身寄りなし 火葬」 検索



新潟市  
Niigata City



目的別検索



メニュー

## 身寄りのない方が、病院や介護施設などで亡くなった場合の火葬について

最終更新日：2019年10月7日



いいね！



ツイート



LINEで送る

身寄りのない方が、市内の病院や介護施設などでお亡くなりになった場合、区役所の生活保護担当課が窓口となり、改めて身元を確認し、ご親族の方がいる場合には、身元の引き受けや必要な手続きをお願いしています。

ただし、火葬手続きを行う方がいない場合には、墓地、埋葬等に関する法律の規定により、市長が火葬を行うこととなり、手続きは同じく区役所の生活保護担当課が行います。

また、上記にかかる費用につきまして、亡くなられた方の所持金を上回る場合は、市から相続人または扶養義務者に請求いたします。

＜お問い合わせ先＞

北区役所健康福祉課保護第1係 電話 025-

# 三位一体

- ・ 身寄り問題に備える
- ・ ACP
- ・ 互助、助け合い

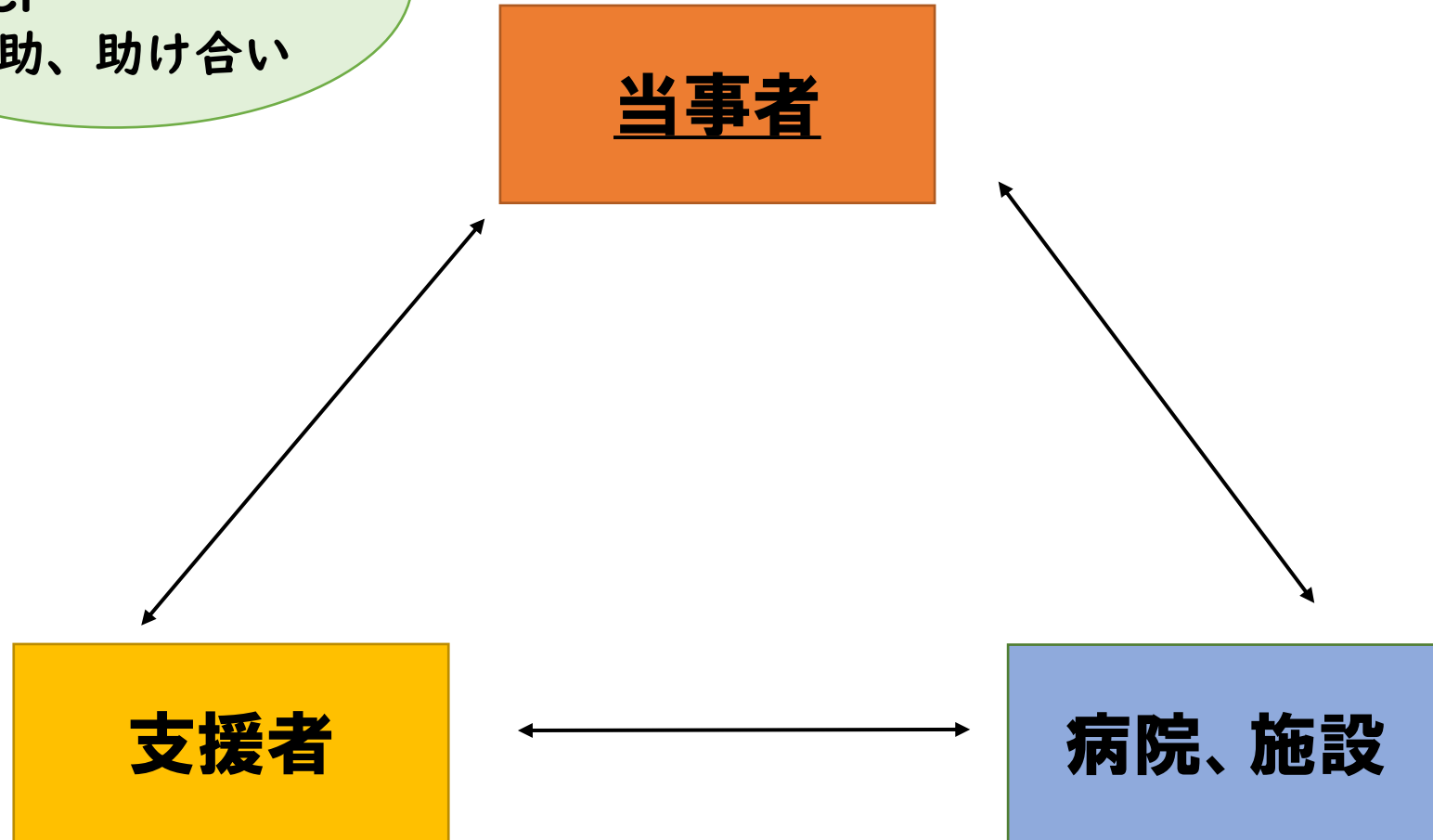
**当事者**

**支援者**

- ・ 受けて立つ
- ・ 支援方法の確立
- ・ ネットワーク

**病院、施設**

- ・ 身寄りない人を受け入れる体制づくり  
(マニュアル等)



# 身寄りなし問題研究会



# 社会課題を発信・解決

「身寄りなし」を軸にして**社会課題を発信**していく。  
⇒できるだけタブーなところを切り込む  
(ACP・死後対応・貧困ビジネス・風俗等)

具体的な解決策を事業（ロールモデル）  
として展開していく。

## ○居住支援

◎アパート3棟所有

◎一軒家（シェアハウス）

※入居時に面談し公的サービスを導入する  
もしくは定期的に訪問面談する。  
見守りサポート

○居住支援協議会 県内四番目に登録

○Aさん	76歳	男性	前科20犯
○Bさん	50歳	男性	双極性障害
○Cさん	45歳	女性	統合失調症
○Dさん	48歳	女性	シンナー依存
○Eさん	19歳	男性	発達障害
○Fさん	22歳	男性	双極性障害
○Eさん	48歳	男性	アルコール依存

# 朝からお酒 愚行権？



# 事例

○69代。男性。要介護2。

○アルコール好き

○住宅型有料老人ホーム

○元大工

⇒課題：アルコール再開

# 生活支援コーディネーター



求めているのは  
**おっさん**

おっさんだから出来るはず!

**1,000**円 / 1時間



○悩みを聞いてほしい（30代女性）

○汚部屋掃除（20代女性）

○家電を運んでほしい（19歳男性）

○罰ゲーム動画撮影手伝い

○講演会でお話して

知り合いでも何でもない「おっさん」だからさらけ出せる



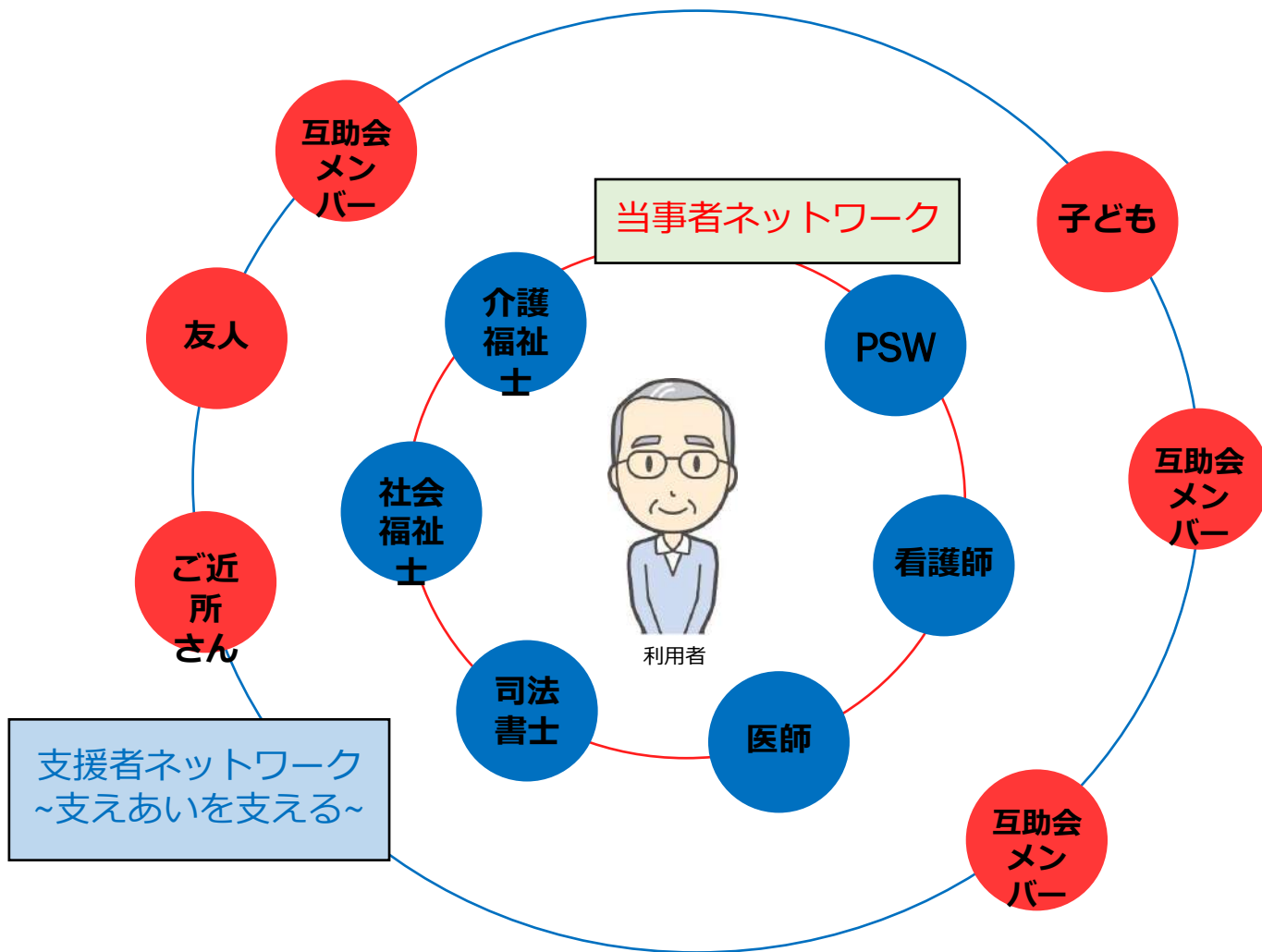
# ○令和5年秋オープン予定 福壇BAR「一刻」



# ○ささえあい啓発ヒーロープロジェクト



# 支援者の牢獄に閉じ込めてない？



# 角田山妙光寺 お寺さん＋身なし研＝任意後見

【特別インタビュー】「安穩廟」建立から30年、跡継ぎ不要のお墓  
が起こした革命とは。 - 角田山妙光寺 小川英爾住職 -





デスカフェ新潟 ←



デスカフェ新潟 ←

## 中核機関のあるべき姿

### ～権利擁護支援の中核であるためには～

#### ■登壇者

一般社団法人支援の思想研究会	代表	上田	晴男さん
身寄りなし問題研究会	代表	須貝	秀昭さん
新潟県社会福祉協議会	主査	寺口	祐司さん
魚沼市社会福祉協議会	課長	佐藤	直樹さん
(北信越ブロック運営委員)			

#### ■進行

アドボネットながの (北信越ブロック協力員)

宮本 雅透

# 進め方

## ➤ 登壇者等の紹介

- “アドボネットながの” の紹介
- 魚沼市社会福祉協議会の取組み紹介

## ➤ ディスカッション

- 意思決定支援の現状と課題
  - … 成年後見制度は権利擁護支援の手段の一つであるが、権利擁護支援の手段になり得ているのか
- 身寄りの代替としての成年後見制度
  - … 意思決定支援と身寄り問題の相関性
- 地域の権利擁護支援の要である中核機関への期待
  - … 地域の権利擁護支援力を高めるために

などなど、それぞれからの意見を発信します

**アドボネットながの**

**&**

**長野県内の成年後見制度**

**利用促進体制整備状況**



# 1 “アドボネットながの”とは

## 拠点

- 長野県の北信地域を主な活動拠点にした多職種連携による地域の権利擁護支援ネットワークの構築と充実を目指した任意団体

## メンバー

- 弁護士、司法書士、社会福祉士など

## 目的・活動

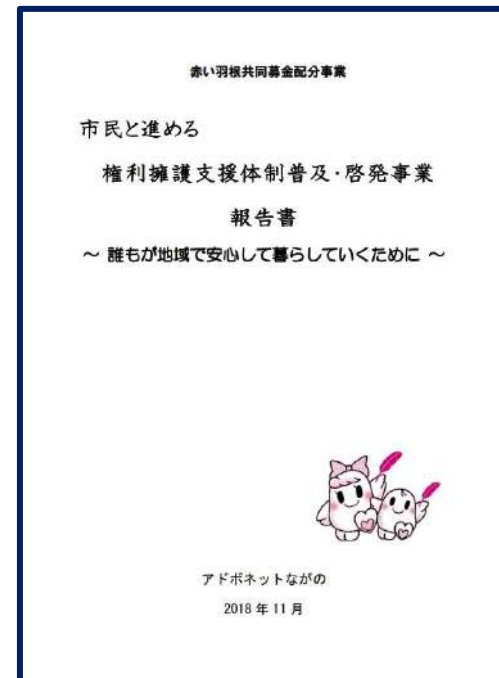
- 誰もが本来有する権利を侵害されることなく、その意思に基づいて生活が送れるよう支援するため、支援が滞っている事例・好事例を中心とした検討・協議、情報交換、ネットワーク構築を行う
- 状況によって対応機関へのアプローチを行い、提言や提案、啓発を目的としたセミナー等を通じて、権利擁護支援の推進などを行う

## きっかけ

- 2006年4月 地域包括支援センターの設置と配属。高齢者虐待防止法の施行と対応
- ⇒法は施行されても一人の社会福祉士が担うことは困難
- ⇒司法・福祉・医療職による多職種協働が必要
- ⇒成年後見制度に関しても課題。知的障がい者の親なき後の課題 などなど
- ⇒我がまちにも「権利擁護支援」の中核的なセンターが必要

## 2

## “アドボネットながの”の取組み



- 長野県内では、本会の研究成果を基盤に各地で成年後見支援センターや権利擁護支援センター等が設置
- 活動拠点の長野市は、平成21年度に県単年度事業の『成年後見制度促進事業』の中で長野市社会福祉協議会が中心となり、相談窓口をモデル的に設置しつつ、センターの正式設置に向けた市関係機関や関係団体・関係者による検討委員会を開催
- 平成22年度に、市単独事業として継続的に相談窓口を設置し、平成23年度にセンターの正式設置が実現。平成25年度から法人後見も実施
- センターの設置や運用は行政が責任をもって取り組み、本会会員が運営委員や専門職調整会議のメンバーとして関わりながら、側面的な関わりや支援を実施
- 改正社会福祉法による重層的支援体制整備に関しても、本会の会員が関わるなど取組みを実施

# 3

## 長野県内の 成年後見制度利用促進体制整備状況①

### 市町村計画の策定状況

令和5年3月31日現在

(長野県市町村成年後見制度利用促進体制整備状況調査結果より)

	R4.4	今回	割合
策定済み	48	54	70.1%
未策定	29	23	29.9%
合計	77	77	100.0%



単体の計画として策定	9
地域福祉計画と一体的な計画として策定	23
その他の計画と一体的な計画として策定	22

(未策定市町村における具体的な状況)

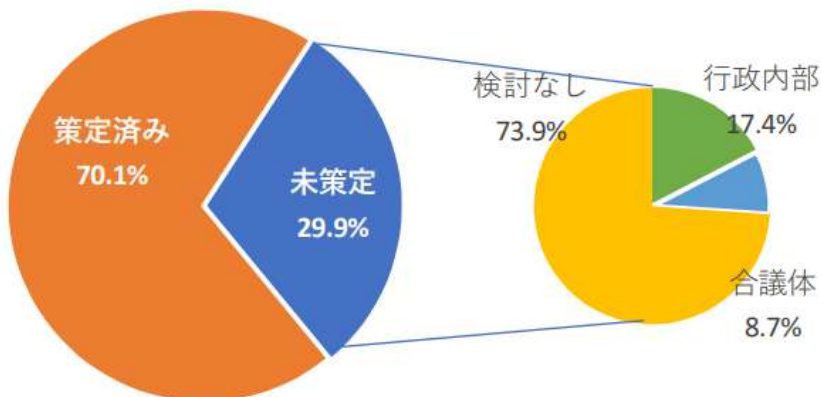
行政内部で検討中	4
審議会、策定委員会等の合議体において検討中	2
具体的検討をしていない	17

●R4年度

(策定予定時期)

令和5年度	2
令和6年度以降	2
未定	19

●R5年度(見込)



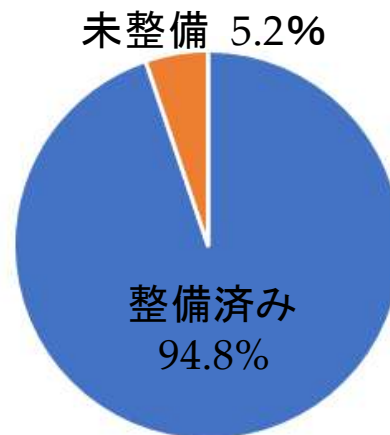
## 4

## 長野県内の

## 成年後見制度利用促進体制整備状況②

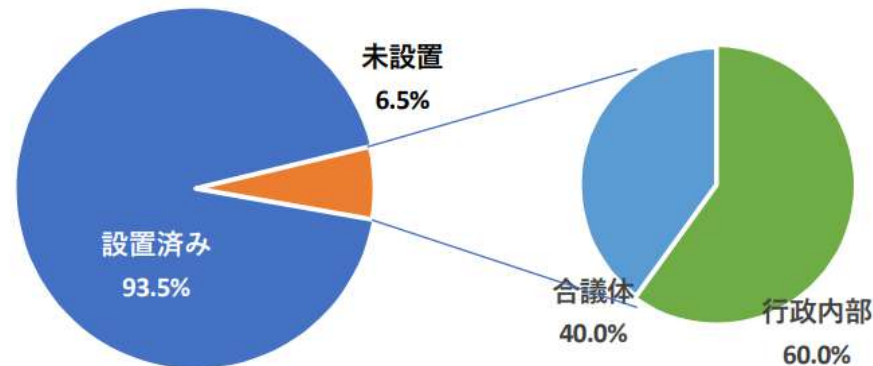
## ➤ 中核機関の整備状況

	R4.4	今回	割合
整備済み	73	73	94.8%
未整備	4	4	5.2%
合計	77	77	100.0%



## ➤ 協議体等の合議体の整備状況

	R4.4	今回	割合
設置済み	56	72	93.5%
未設置	21	5	6.5%
合計	77	77	100.0%



(未設置市町村における具体的な状況)

行政内部で検討中	3
審議会、策定委員会等の合議体において検討中	2

(設置予定時期)

令和5年度以降	3
未定	2

# 成年後見制度利用促進 第二期基本計画

# 1

## 成年後見制度の概要

### ○2000年（H12）4月 民法の改正等により創設

従来の「禁治産・準禁治産」の制度から「自己決定の尊重」と「本人の保護」の理念の調和を目的。「法定後見制度」と「任意後見制度」から構成

### ○2016年（H28）4月 成年後見制度利用促進法の成立

### ○2017年（H29）3月 成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定

成年後見制度が十分に利用されていないことから、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ること。（H29年度～R3年度までの5年間）

### ○2020年（R2）3月 成年後見制度利用促進に係る中間検証報告書

地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等、体制整備の更なる推進を図る

### ○2021年（R3）3月～ 成年後見制度利用促進専門家会議

成年後見制度利用促進第二期基本計画の検討

### ○2022年（R4）3月 成年後見制度利用促進第二期基本計画の閣議決定

※令和4年度～令和8年度までの5年間

## 2

# 第二期計画の必要性

第二期成年後見制度利用促進基本計画 P1から抜粋

成年後見制度については、**他の支援による対応の可能性**も踏まえて**本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間**で利用できるようにすべき(**必要性・補充性の考慮**)、**三類型を一元化**すべき、**終身ではなく有期(更新)の制度**として見直しの機会を付与すべき、本人が必要とする**身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代**できるようにすべきといった制度改正の方向性に関する指摘、**障害者の権利に関する条約に基づく審査**の状況を踏まえて**見直すべき**との指摘、現状よりも**公的な関与を強めて後見等を開始**できるようにすべきとの指摘などがされている。

**国は**、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、**成年後見制度の見直しに向けた検討**を行う。

# 3

## 中核機関とは・・・

第二期成年後見制度利用促進基本計画 P24から抜粋


- **地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制**
- 本人や関係者等からの**権利擁護支援**や**成年後見制度に関する相談を受け**、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、**権利擁護支援の内容の検討や支援**を適切に実施するための**コーディネートを**行う役割
- **専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを**行う役割(協議会の運営等) 中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が**委託する場合等の運営主体**は、業務の中立性・公正性の確保に留意し、**専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人**(例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等)を適切に選定するもの
- 国は、成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。



# 4

# 中核機関の役割・整備状況

中核機関の役割分担表

中核機関に求められている機能・役割		新規機能		
司令塔機能	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う。			
事務局機能	地域における「協議会」（権利擁護支援検討会含む）を運営する。			
進行管理機能	地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する。 	広報・啓発 相談窓口	1 研修・講演会等による周知・広報	
			2 明確な相談窓口	
			3 権利擁護アセスメント・ニーズの見極め	
		①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断	アセスメント・支援検討	4 検討の仕組み① 支援方法検討(首長申立含)
				5 日自支援事業等からの移行検討
				6 任意後見監督人選任のタイミングの助言
				7 申立て(家族等)に係る相談・支援
		②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断	成年後見制度利用促進	8 検討の仕組み② 適切な候補者推薦のための検討
				9 市民後見人・法人後見の担い手の育成や活動支援
				10 チーム等支援会議コーディネート
		③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断	後見人等への支援	11 親族後見人等への相談窓口
				12 家庭裁判所との連絡調整
				13 報告書類等作成支援

令和5年6月8日発行

## 成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第32号

### 1. 第二期成年後見制度利用促進基本計画2年目を迎えて

「第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、第二期計画という）」が令和4年3月25日に閣議決定されて計画期間の2年目を迎えました。

第二期計画では、工程表やKPI（重要業績評価指標）を定めて各施策の推進に取り組むこととしており、全市町村による「中核機関の整備」や「権利擁護支援の行政計画等の策定・必要な見直し」、全都道府県による「担い手育成方針の策定」や「協議会の設置」など、各地域で取り組んでいただいているところです。

中核機関は令和4年4月1日時点で、**1,741市町村中 935市町村で整備**されています。第二期計画では、**令和6年度末までに、全地域で中核機関が整備されることをめざしています**。そのため、本年度、厚生労働省では「中核機関の取組事例集（仮称）」を作成して、各地域の中核機関の整備を推進していきます！



「中核機関の立ち上げには何から準備すればいい？」  
「協議会や受任調整ってどのように進めたい？」  
そんな自治体の皆さんは次に紹介する市町村セミナーにご参加ください。

- 中核機関の整備状況 -



令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査（速報値）より

## ■地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 第一期計画では、中核的な概念である**権利擁護支援**について**明確に定義してはいなかった**。第二期計画は、これを明確にした上で取組を進めていく。
- 権利擁護支援**とは、**地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通盤**であり、**意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動であると定義**。
- 権利擁護支援の中でも重要な手段である成年後見制度の特長から基本計画における**権利擁護支援**とは、**判断能力が不十分な人を対象とした支援活動**のこと。
- 権利擁護支援は、成年後見制度を含めた総合的な支援として充実させていく必要がある**。

# 6

## 総合的な権利擁護支援策の充実

第二期成年後見制度利用促進基本計画  
P8～9から抜粋

### ○ 総合的な権利擁護支援策の充実

#### ① 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

- ・ 成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう、同事業の実施体制の強化を行う。
- ・ 日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討するなど地域を問わず一定の水準で利用できる体制を目指す。

#### ② 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

- ・ 身寄りのない人等への生活支援サービスについて、意思決定支援や信頼性等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。
- ・ 身寄りのない人等であっても、地域において安心して暮らすことができるよう国及び地方公共団体は、身元保証人・身元引受人等がないことを前提とした医療機関の対応方法や、施設入所時や公営住宅入居時に身元保証人や連帯保証人を求める必要はないことなどについて、事業等に理解を促す取組などを更に進めていく。

#### ③ 都道府県単位での新たな取組の検討

- ア 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- イ 公的な関与による後見の実施の検討

# 7

## 地域連携ネットワークの必要性

第二期成年後見制度利用促進基本計画 P21から抜粋

- ・ 権利擁護支援を必要としている人は、判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。
- ・ こうした状況は、全国どの地域においても必ず起こり得ることである。
- ・ 本人らしい生活を継続するためには、地域社会がこうした状況に気づき、意思決定の支援や、必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用に繋げることが重要である。
- ・ 虐待や消費者被害などが生じている状況では、行政の関与、法的な支援や成年後見制度の利用につなげることも必要になる。
- ・ 権利擁護支援を必要としている人の中には、身寄りがない、または身寄りに頼ることができない状態や、地域社会とのつながりが希薄であるなど、孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。
- ・ 権利擁護支援を必要としている人に対し、住民同士の繋がりや支え合い、社会参加の支援を充実することも重要である。

以上のことから、**各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人**が、**尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。**

## 第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

### 地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的・多層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

